

三股町公共施設等総合管理計画

2016年12月
宮崎県三股町

目次

第1章	公共施設等総合管理計画について	1
(1)	計画策定の趣旨と位置づけ	1
(2)	計画期間	2
(3)	対象施設	3
第2章	公共施設等の現況及び将来の見通し	4
第1節	三股町の概要	4
(1)	位置と地勢	4
(2)	沿革	5
(3)	交通	5
第2節	人口推移と見通し	6
(1)	人口推移と将来人口の見通し	6
(2)	地区別の将来人口の見通し	8
第3節	財政状況と見通し	9
(1)	歳入歳出の推移と見通し	9
(2)	施設の維持管理経費（コスト）の状況	11
第4節	公共施設等の現状と課題	14
(1)	公共施設等の状況	14
(2)	公共建築物の保有量比較	17
第5節	更新費用の試算	19
(1)	公共施設等の将来更新費推計（総務省「更新費用試算ソフト」）	19
(2)	財政シミュレーションについて	22
(3)	財政シミュレーションにおける歳入・歳出の考え方	22
(4)	財政シミュレーションの算出結果	26
第3章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	28
第1節	公共施設等	30
(1)	学校教育系施設	30
(2)	子育て支援施設	35
(3)	町民文化系施設	40
(4)	スポーツ・レクリエーション系施設	46
(5)	町営住宅・教職員住宅	50
(6)	行政系施設	55
(7)	保健・福祉施設	59
(8)	社会教育系施設	63
(9)	供給処理施設	66
(10)	公園	69
(11)	その他	74
(12)	道路・橋梁	78

(1 3) 下水道施設	79
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	82
第1節 現状と課題に関する基本認識	82
第2節 公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方	83
取組方針1 保有量の最適化	83
取組方針2 長寿命化の推進	84
取組方針3 効率的な管理・有効活用	86
第3節 数値目標の設定	87
第5章 今後の取組みについて	88
(1) 維持・更新費削減の具体的方策	88
(2) 個別施設計画の策定	88
(3) 全庁的な体制の構築	89
(4) フォローアップの実施	89

- ・ 2015 年度に実施した、施設所管部門へのヒアリング調査結果より作成した、施設カルテをもとに作成しています。
- ・ 特に断りがない場合、「住民一人当たり」等の表現は、「2010 年度国勢調査」の人口を分母としています。
- ・ 調査時点は原則として 2014 年度末時点とし、施設の増減等を加味していないため、現時点の建築年度や延床面積の数字と一致しない場合があります。
- ・ 端数処理や四捨五入等の関係上、表中に記載の個別数字の合算値と合計欄の数字が一致しない場合があります。

第 1 章 公共施設等総合管理計画について

(1) 計画策定の趣旨と位置づけ

計画策定の趣旨

日本の公共建築物及びインフラ資産は、その多くが都市化の進展や経済の成長とともに集中的に整備されてきました。これらの公共施設等^{※1}は老朽化が進み、近い将来一斉に更新時期を迎え、膨大な財政負担となることが見込まれています。

このような状況のもと、国では、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(2013年6月14日閣議決定)において、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとし、2013年11月「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

さらに2014年4月には、「行動計画」の策定を具体化する取り組みとして、総務省が全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」の策定要請^{※2}を行いました。策定要請では、庁舎・学校・町営住宅などの公共建築物、道路・橋梁・上下水道などのインフラ資産といったすべての公共施設等を対象として、10年以上の視点を持ち、財政見通しとライフサイクルコスト(LCC)^{※3}に配慮した公共施設等総合管理計画を2016年度までに策定することとしています。

本町においては、1960年代から1980年代にかけて、学校・町営住宅などの公共建築物を集中的に整備してきました。これらの多くは、建設後30年以上が経過し老朽化が進み、更新時期を迎えると見込まれます。また、公共建築物の過不足も懸念される状況となっています。財政面においては、将来の人口の伸び悩みに伴う税収減や高齢化社会の進行に伴う社会保障関係費の増大による歳出の増加も想定されていることから、将来的にすべての公共施設等をこのまま維持していくことは困難と予測されます。

このような状況のなか、安全で持続的な町民サービスを確保・提供していくためには、社会情勢の変化に対応しながら、効果的効率的な公共施設等の整備及び管理運営に努めていく必要があります。こうしたことから、本町における公共施設等の全体を把握するとともに、公共施設等を取り巻く現状や将来に渡る課題などを客観的に整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的とした「三股町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

※1 公共施設等：「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(平成26年4月22日)において、「公共施設等」とは、「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノのほか、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設(上水道、下水道など)、プラント系施設(廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等)も含む包括的な概念である。」と定義づけている。

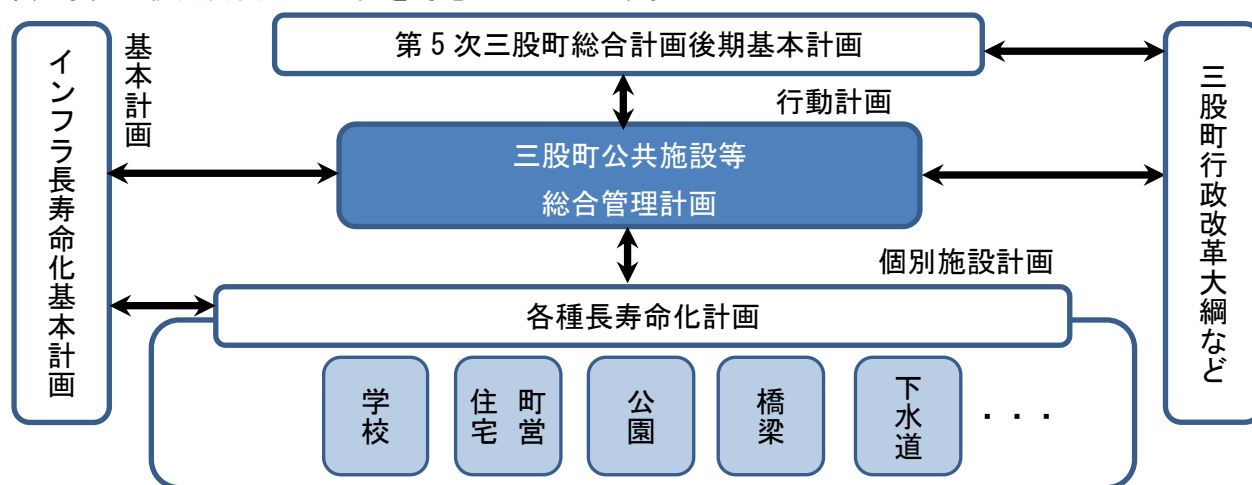
※2 「公共施設等総合管理計画」の策定要請：「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成26年4月22日総務大臣通知)

※3 ライフサイクルコスト(LCC)：公共施設等の企画・設計から維持管理、廃棄に至る過程(ライフサイクル)で必要なコストの総額。

計画の位置づけ

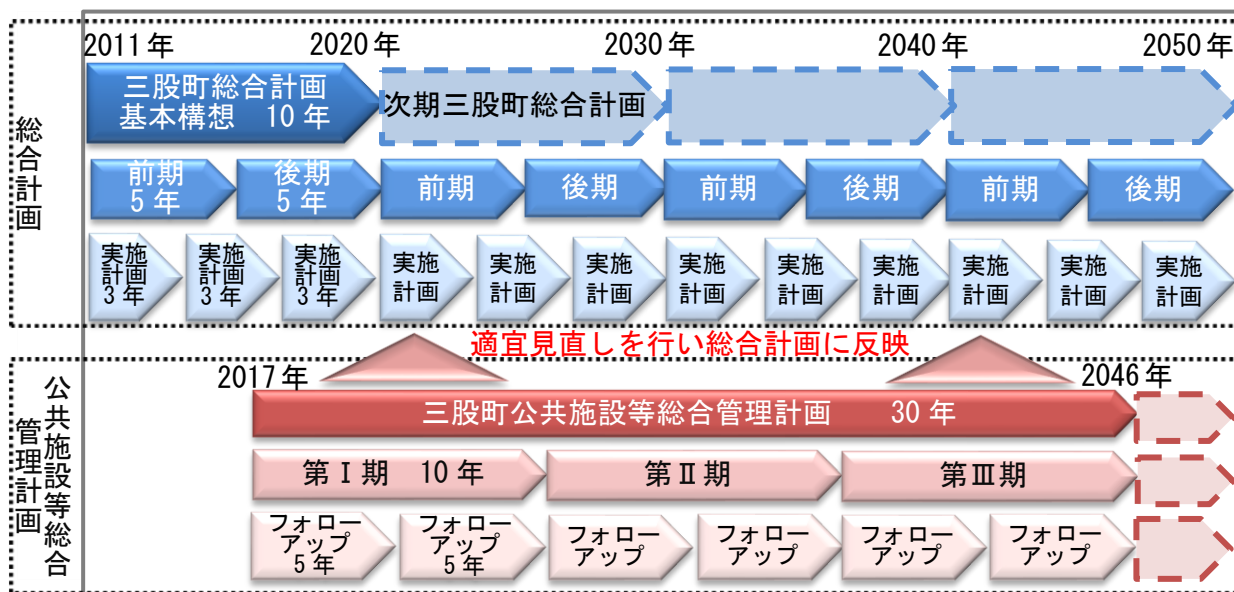
本計画は、2014年4月の総務省要請を踏まえ、「自立と協働で創る元気なまち三股」をまちづくりの基本目標とする「第5次三股町総合計画後期基本計画」の着実な推進を下支えし、本町の公共建築物及びインフラ資産（道路・橋梁・下水道など）を将来に渡って総合的かつ計画的に維持管理していくための基本的な方針を定めるものです。また「三股町行政改革大綱」などとの連携を図るとともに、今後の各施設の個別計画の指針となり、各施策や事業目的における公共施設等の役割や機能を踏まえた横断的な役割を果たすものとなります。

また、本計画に基づく実行計画の立案や事業の実施にあたっては、町民への情報公開や説明会等の開催を検討していきます。さらに総合計画の他、地域版総合戦略に伴う人口ビジョン、策定済の個別計画（三股町公営住宅等長寿命化計画、三股町橋梁長寿命化修繕計画等）や今後策定予定の個別計画との整合を考慮していきます。



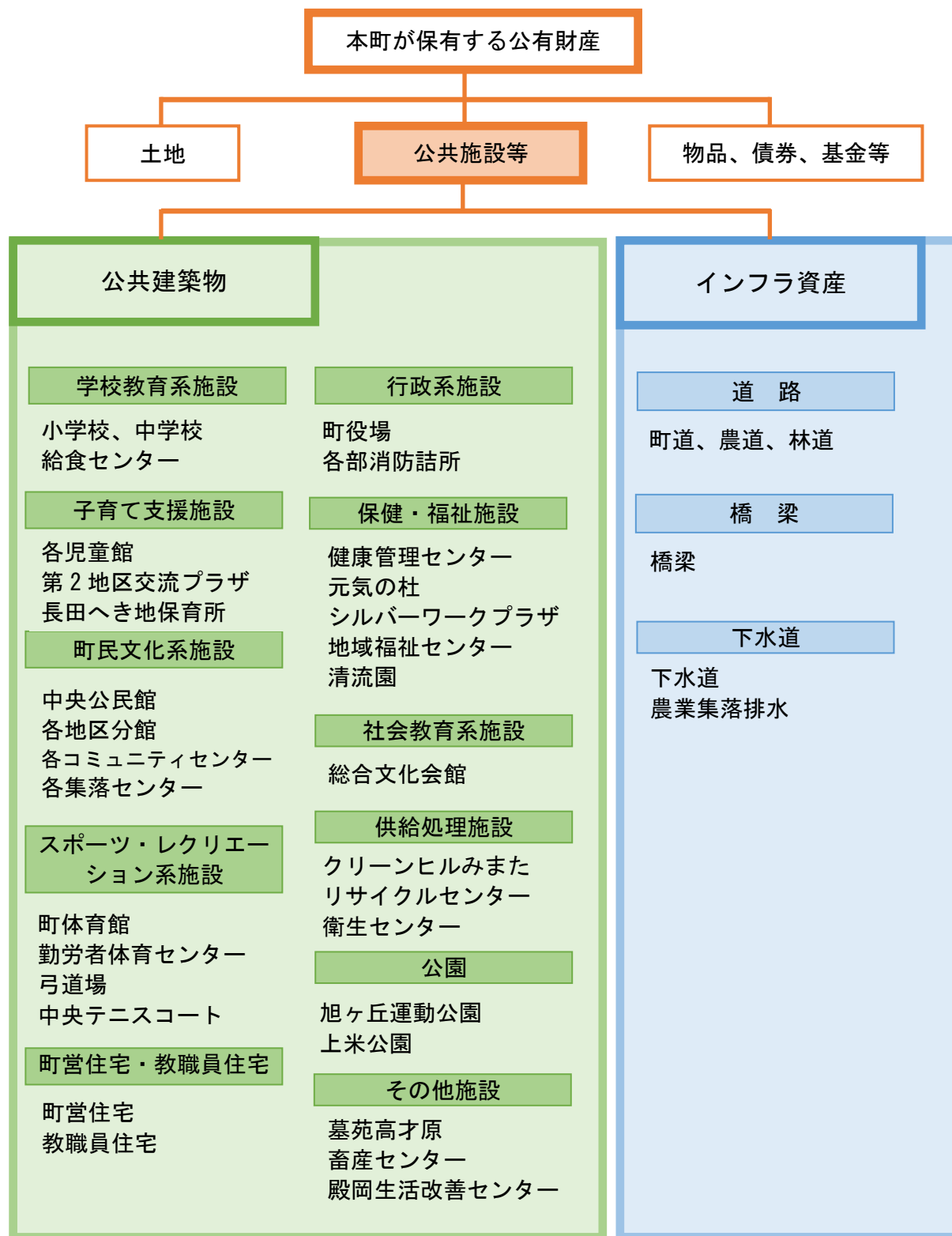
(2) 計画期間

本計画の計画期間は、2017年度から2046年度までの30年間とし、3期に分けて計画を進めていきます。1期あたりの計画期間は10年間とし、10年ごとに見直しを行うこととします。社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて5年でフォローアップを実施します。



(3) 対象施設

本計画で対象とする公共施設等は、本町が保有する公有財産のうち、公共建築物のほか、道路、橋梁、下水道施設などのインフラ資産を対象とし施設類型ごとに分類します。なお、対象施設一覧は巻末資料に掲載しています。



第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

第1節 三股町の概要

(1) 位置と地勢

本町は、宮崎県の南西部、都城盆地の東部に位置し、東は日南市に、西から北にかけては本県第二の都市である都城市に、また、北東は県都宮崎市に接しています。

面積は110.02 km²であり、東西18.0 km、南北12.7 kmの東西に細長い地形で、町の約70%の鰐塚山系に囲まれた平均標高250mの台地から形成されています。

町の西部は、都城盆地の平野部が広がり、農地や町街地が形成されています。また東部は、「わにつか県立自然公園」をはじめとする豊かな自然の残る地域であり、鰐塚山に源を発生する大淀川水系の沖水川が本町の中央を西流し、その流域には扇状地が形成され田畑が広がっています。



(2) 沿革

本町の歴史は古く、新石器時代より各所に人が住んでいたことがうかがえます。町名の起源は明確になっていませんが、古書等には「水俣」、「三股」と記されており、「古くから川三条、股になりて流れたりという」とあるため、その名が用いられたといわれています。

江戸時代は薩摩藩に属し、明治初年に五戸長をあわせ、戸長役場と改称しました。当時の地頭三島通庸は、荒涼な原野を開拓し、産業や教育の振興を図って村づくりを進め、三股の基礎を築きました。

明治 22 年、町村制実施により三股村となり、昭和 23 年 5 月 3 日に町制を施行して名実ともに三股町として発足しました。以来自治の発展に努め、文化農村建設に努め、更に今や数多くの企業誘致により町民の所得向上をはかりながら住みよい・豊かな田園工業都町をめざして躍進しています。

(3) 交通

本町の交通網は、町内を横断する道路として、主要地方道都城北郷線があり、都城市と日南市を結んでいます。

また、町北西部を国道 269 号、南西部を国道 222 号バイパスが通っており、それらを結ぶ形で県道、町道が巡らされています。

鉄道は、町北西部から西部にかけて JR 日豊本線が通っており、三股駅、餅原駅の 2 駅が存在しています。

第2節 人口推移と見通し

(1) 人口推移と将来人口の見通し※4

- ・日本の総人口は減少に転じ、2010年の国勢調査では1億2,806万人でしたが、2030年には1億1,662万人、2048年には1億人を割って9,913万人となり、2060年には8,674万人になるものと見込まれています。
- ・三股町では1980年に約1.8万人あった人口は増加し、2010年の国勢調査では約2.5万人となっています。
- ・将来の人口推計では2040年に約2.3万人、2060年には2.1万人になると予測されています。
- ・人口の減少と同時に高齢化も進み、2060年には生産年齢人口（15～64歳）の割合は61.0%から52.0%に減少し、高齢人口（65歳以上）の割合は23.0%から32.0%と増加する見込みです。

表 人口推移と将来推計

	調査年	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15歳～64歳)	老年人口 (65歳以上)	総人口	年少 人口率	生産年齢 人口率	老年 人口率
実績値	1980年	4,283	11,476	1,954	17,713	24%	65%	11%
	1985年	4,482	11,965	2,385	18,832	24%	64%	13%
	1990年	4,766	13,210	3,035	21,011	23%	63%	14%
	1995年	4,708	14,512	3,721	22,941	21%	63%	16%
	2000年	4,565	15,065	4,426	24,056	19%	63%	18%
	2005年	4,173	15,296	5,076	24,545	17%	62%	21%
	2010年	4,017	15,121	5,662	24,800	16%	61%	23%
推計値	2015年	3,866	14,438	6,491	24,795	16%	58%	26%
	2020年	3,767	13,697	7,165	24,629	15%	56%	29%
	2025年	3,687	13,135	7,579	24,401	15%	54%	31%
	2030年	3,645	12,769	7,690	24,104	15%	53%	32%
	2035年	3,676	12,473	7,618	23,767	15%	52%	32%
	2040年	3,713	12,050	7,616	23,379	16%	52%	33%
	2045年	3,705	11,660	7,533	22,898	16%	51%	33%
	2050年	3,630	11,387	7,352	22,369	16%	51%	33%
	2055年	3,504	11,316	7,025	21,845	16%	52%	32%
	2060年	3,404	11,204	6,749	21,357	16%	52%	32%

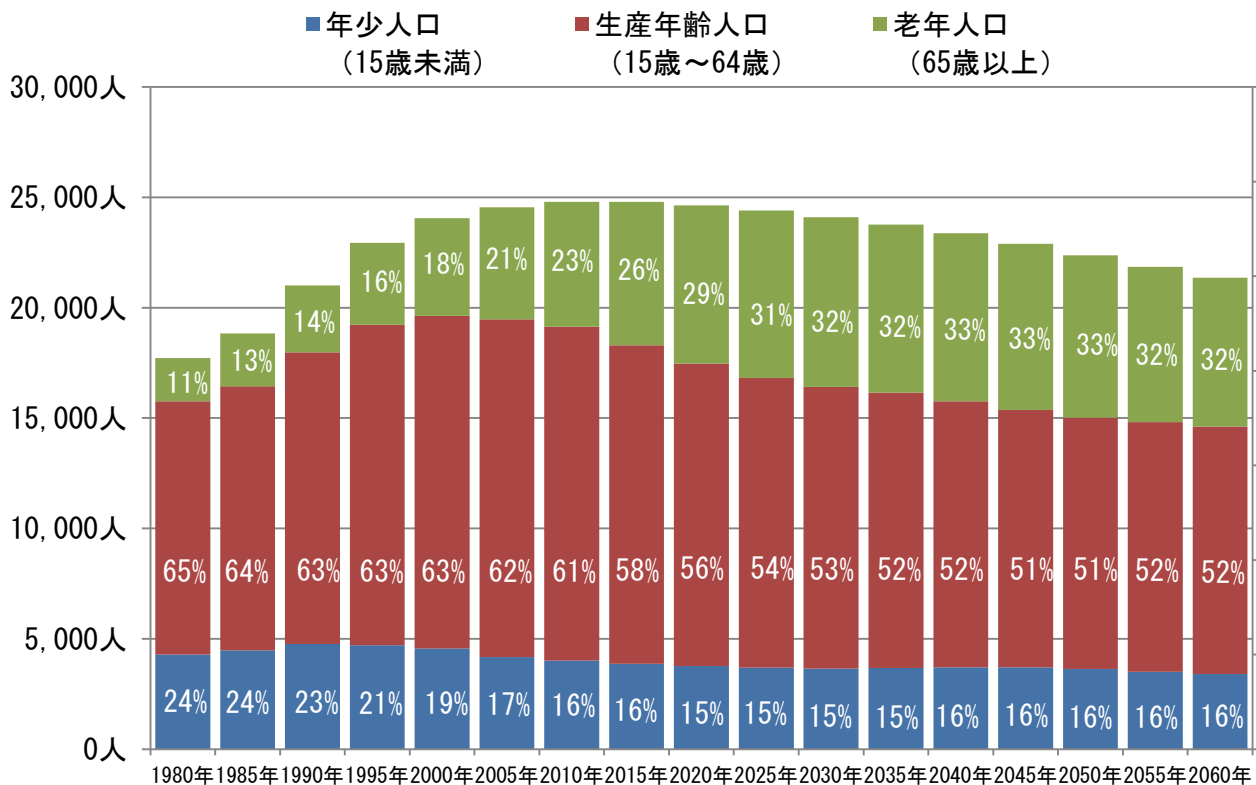
出典元；三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略「人口ビジョン」

※4 【将来人口推計の考え方】

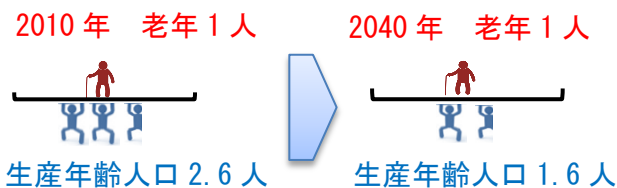
- ・コーホート変化率法（年齢別人口の加齢にともなって生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を推計する手法）に基づく推計を実施しています。

- ・三股町では人口減少、少子高齢化が進むことが想定されますが、その結果を示したものが下記の図です。棒グラフは三股町の年少人口、生産年齢人口、老年人口の推計を示しました。
- ・人口減少について、三股町では2010年の約2.5万人をピークに2040年では約2.3万人へ減少する事が予想されます。
- ・年齢別の人口割合については、全国と比較して年少人口の差は2010年で+2.9%(全国約13.1%、三股町約16.0%)、2040年で+6.0%(全国約10.0%、三股町約16.0%)、生産年齢人口の差は2010年で-2.8%(全国約63.8%、三股町約61.0%)、2040年では-1.9%(全国約53.9%、三股町約52.0%)、老年人口の差は2010年でほぼ同率(全国約23.0%、三股町約23.0%)、2040年には-3.1%(全国約36.1%、三股町約33.0%)です。
- ・1人の老年人口を2010年では約2.6人の生産年齢人口で支えていましたが、2040年では約1.6人の生産年齢人口で支えることが予測されます。
- ・生産年齢人口の減少が目立っており、高齢化が進行します。

図 本町の人口推移



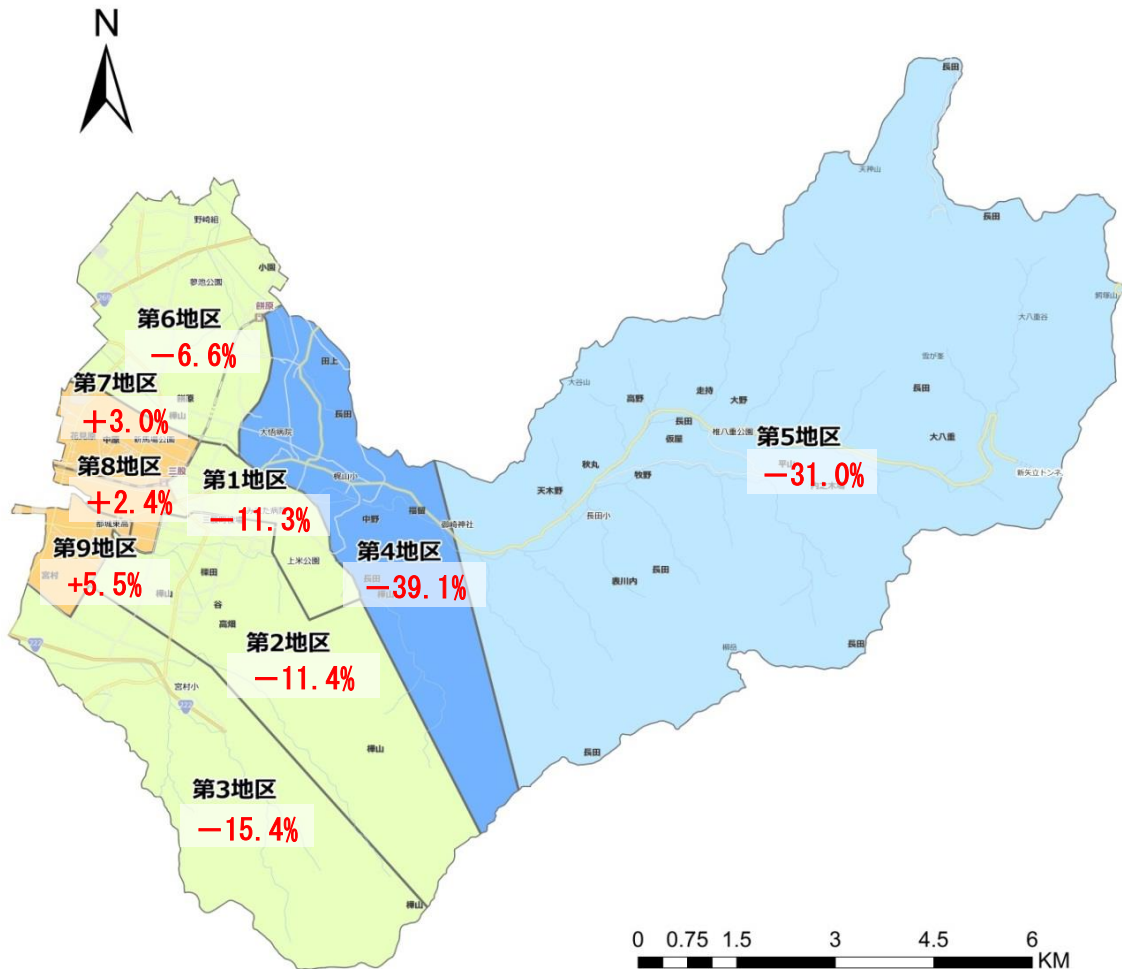
出典元；三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略「人口ビジョン」



(2) 地区別の将来人口の見通し

・地区（9地区※⁵）別の人口推計からは、西部（第7地区、第8地区、第9地区）と東部（第4地区、第5地区）で増減傾向が異なることが想定されています。

図 2010年から2040年までの地区別の総人口の増減率（推計値）



	2010年	2040年	増減率
第1地区	2,379人	2,111人	-11.3%
第2地区	2,529人	2,240人	-11.4%
第3地区	1,296人	1,097人	-15.4%
第4地区	1,564人	952人	-39.1%
第5地区	661人	456人	-31.0%
第6地区	4,425人	4,133人	-6.6%
第7地区	4,940人	5,086人	3.0%
第8地区	2,785人	2,852人	2.4%
第9地区	4,222人	4,453人	5.5%
合計	24,800人	23,379人	-5.7%

出典元；三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略「人口ビジョン」より算出

※⁵ 地区（エリア）の考え方について：本町は、9つの地区に分けられており、本地区割を上記の学区単位として比較を行っています。

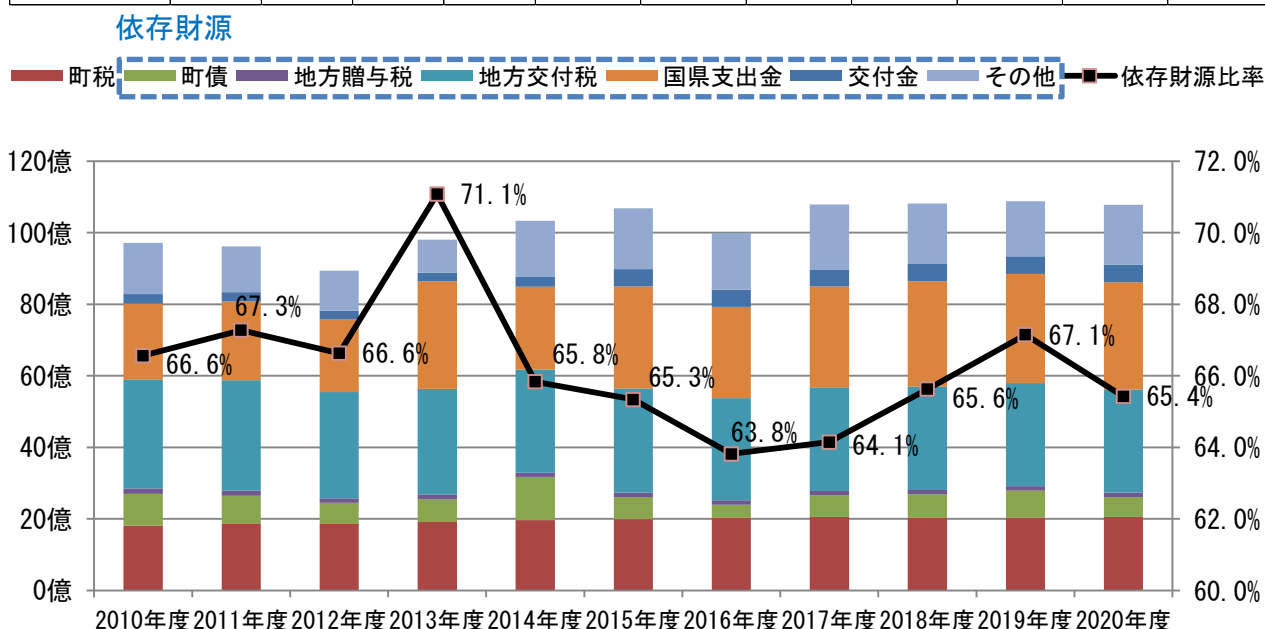
第3節 財政状況と見通し

(1) 歳入歳出の推移と見通し

- ・三股町の歳入総額は2010年度～2014年度の5年間で約97億円から約103億円に増加しています。
- ・2014年度の歳入の内訳をみると、地方交付税が約29億円で最も多く、町税は約20億円となっています。
- ・「依存財源^{※6}」の比率は2010年度から65%～75%で推移してきており、自主財源を確保することが困難な傾向にあります。

図表 歳入実績および将来の見通し

	実績					推計						
	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
町税	18億円	19億円	19億円	19億円	20億円	20億円	20億円	21億円	20億円	20億円	21億円	
町債	9億円	8億円	6億円	6億円	12億円	6億円	4億円	6億円	7億円	8億円	6億円	
地方贈与税	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
地方交付税	30億円	31億円	30億円	30億円	29億円	29億円	29億円	29億円	29億円	29億円	29億円	
国県支出金	21億円	22億円	20億円	30億円	23億円	29億円	26億円	28億円	29億円	31億円	30億円	
交付金	3億円	3億円	2億円	2億円	3億円	5億円	5億円	5億円	5億円	5億円	5億円	
その他	14億円	13億円	11億円	9億円	16億円	17億円	16億円	18億円	17億円	15億円	17億円	
歳入合計	97億円	96億円	89億円	98億円	103億円	107億円	100億円	108億円	108億円	109億円	108億円	
依存財源比率	66.6%	67.3%	66.6%	71.1%	65.8%	65.3%	63.8%	64.1%	65.6%	67.1%	65.4%	



出典元；中期財政計画(2015年度)

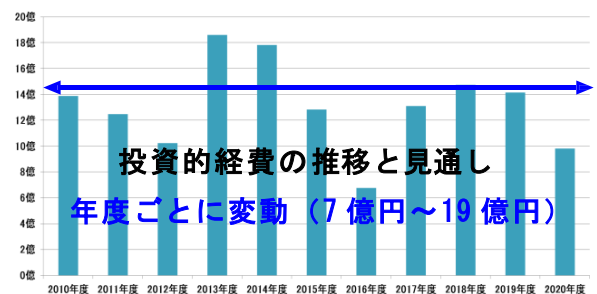
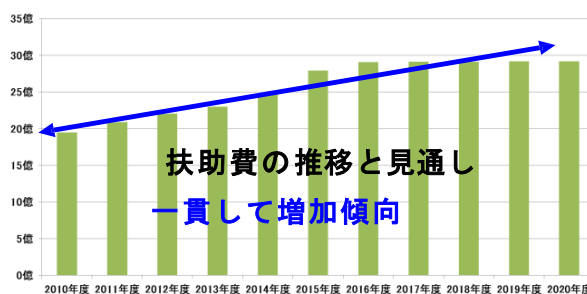
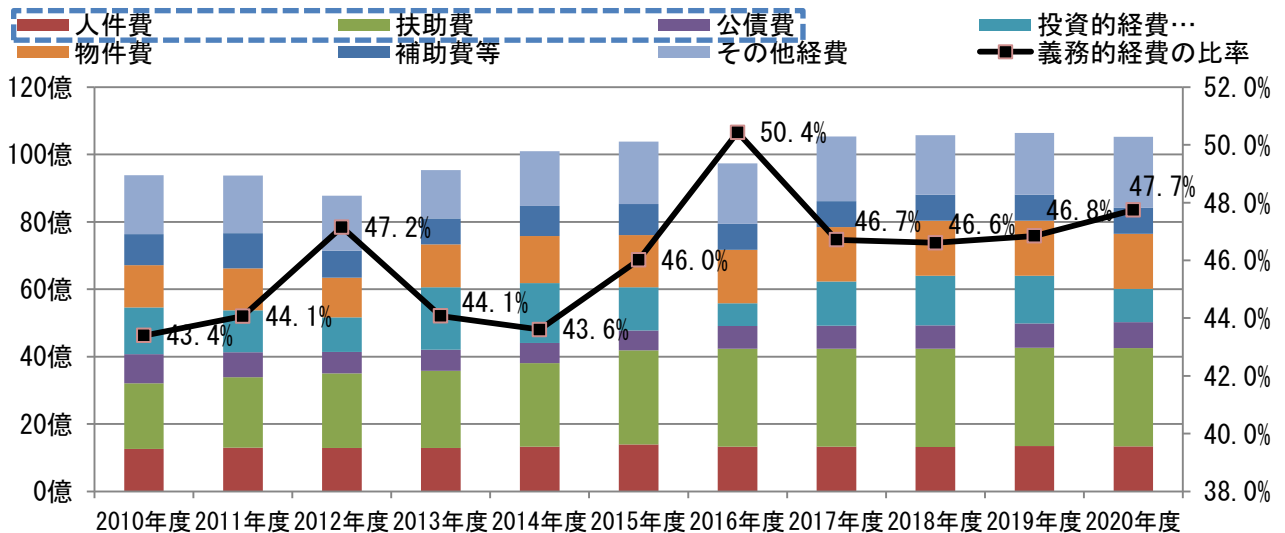
※6 依存財源：国や県から交付される財源や借入金等（地方交付税、国・県支出金、地方債等）

- ・本町の歳出総額は、2010年度～2014年度の5年間で約94億円から約101億円に増加しています。
- ・人件費は5年間で約13億円で推移しているのに対し、扶助費が約20億円から25億円と増えています。高齢化社会が進行すると予測されているため、更なる扶助費の増加が想定されます。
- ・2014年度の歳出の内訳をみると、扶助費の割合が約25億円と多く、義務的経費^{※7}の割合は概ね45%～50%を占めています。

図表 歳出および普通建設事業費の実績と将来の見通し

	実績					推計					
	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
人件費	13億円	13億円	13億円	13億円	13億円	14億円	13億円	13億円	13億円	13億円	13億円
扶助費	20億円	21億円	22億円	23億円	25億円	28億円	29億円	29億円	29億円	29億円	29億円
公債費	9億円	7億円	6億円	6億円	6億円	6億円	7億円	7億円	7億円	7億円	8億円
投資的経費	14億円	12億円	10億円	19億円	18億円	13億円	7億円	13億円	15億円	14億円	10億円
物件費	13億円	12億円	12億円	13億円	14億円	16億円	16億円	16億円	16億円	16億円	16億円
補助費等	9億円	10億円	8億円	8億円	9億円	9億円	8億円	8億円	8億円	8億円	8億円
その他経費	17億円	17億円	16億円	14億円	16億円	19億円	18億円	19億円	18億円	18億円	21億円
合計	94億円	94億円	88億円	95億円	101億円	104億円	97億円	105億円	106億円	106億円	105億円
義務的経費の比率	43.4%	44.1%	47.2%	44.1%	43.6%	46.0%	50.4%	46.7%	46.6%	46.8%	47.7%

義務的経費



出典元；中期財政計画(2015年度)

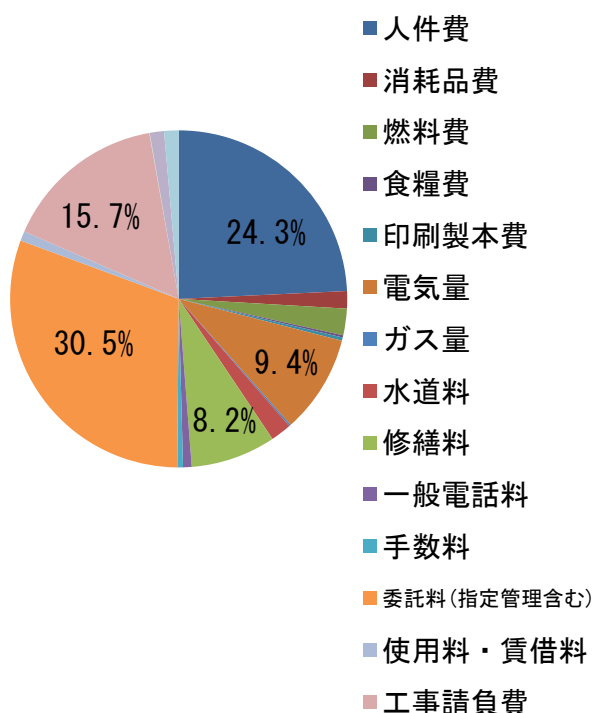
※7 義務的経費：支出することが制度的に義務づけられている経費（人件費、扶助費、公債費等）

(2) 施設の維持管理経費（コスト）の状況

- ・施設の日常的な維持管理に関する経費（コスト）の状況について、調査を行いました。
- ・支出でみると委託料が全体の31%、人件費が全体の24%、工事請負費が全体の16%を占めており、この3種別のみで全体の71%を占めております。
- ・収入でみると使用料が全体の65%を占めており、利用者からの収入が主となっていることが分かります。

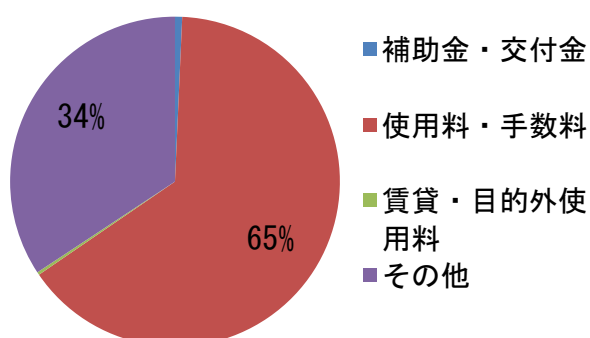
図表 公共建築物にかかる収入・支出の内訳（2012～2014年度の平均）

【支出】



種別	費用	割合
人件費	2.05億円	24.3%
消耗品費	0.14億円	1.7%
燃料費	0.22億円	2.5%
食糧費	0.02億円	0.2%
印刷製本費	0.03億円	0.3%
電気量	0.80億円	9.4%
ガス量	0.01億円	0.2%
水道料	0.17億円	2.0%
修繕料	0.69億円	8.2%
一般電話料	0.07億円	0.8%
手数料	0.05億円	0.5%
委託料(指定管理含む)	2.58億円	30.5%
使用料・賃借料	0.08億円	0.9%
工事請負費	1.32億円	15.7%
原材料費	0.00億円	0.0%
備品購入費	0.12億円	1.4%
負担金・補助金・交付金	0.12億円	1.4%
合計	8.46億円	100.0%

【収入】



種別	費用	割合
補助金・交付金	0.03億円	0.7%
使用料・手数料	2.31億円	64.7%
賃貸・目的外使用料	0.01億円	0.3%
その他	1.22億円	34.3%
合計	3.57億円	100.0%

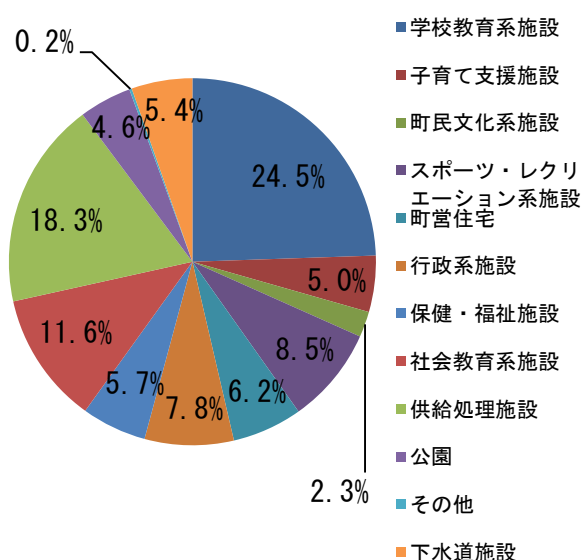
出典元；公共施設カルテの情報

(施設所管部門へのヒアリング調査結果を基に集計、2012年度～2014年度平均)

- ・また施設の日常的な維持管理に関する経費（コスト）の状況を類型別で見ると以下のとおりになります。
 - ・支出で見ると、学校教育施設が全体の25%、次いで供給処理施設が全体の18%を占めています。
 - ・収入で見ると供給処理施設が全体の30%、次いで町営住宅が全体の28%、下水道施設が25%占めています。
- ⇒いずれも利用者及び入居者の利用料等が主たる収入となっております。

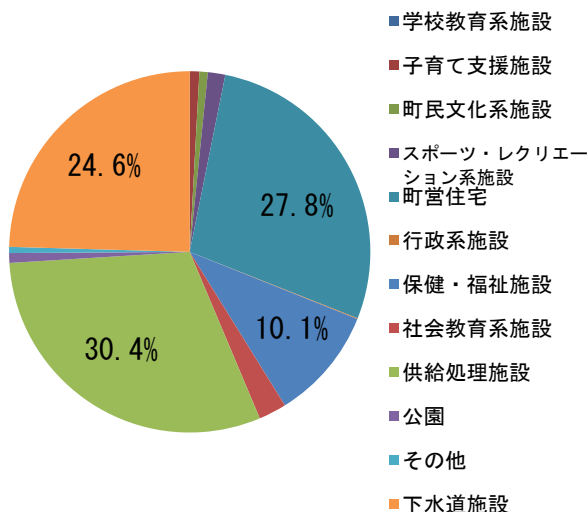
図表 公共建築物にかかる収入・支出の類型別内訳（2012～2014年度の平均）

【支出】



用途	費用	割合
学校教育系施設	2.069億円	24.5%
子育て支援施設	0.419億円	5.0%
町民文化系施設	0.191億円	2.3%
スポーツ・レクリエーション系施設	0.72億円	8.5%
町営住宅	0.523億円	6.2%
行政系施設	0.663億円	7.8%
保健・福祉施設	0.484億円	5.7%
社会教育系施設	0.982億円	11.6%
供給処理施設	1.545億円	18.3%
公園	0.391億円	4.6%
その他	0.018億円	0.2%
下水道施設	0.454億円	5.4%
合計	8.46億円	100.0%

【収入】



用途	費用	割合
学校教育系施設	0.000億円	0.0%
子育て支援施設	0.031億円	0.9%
町民文化系施設	0.027億円	0.8%
スポーツ・レクリエーション系施設	0.056億円	1.6%
町営住宅	0.993億円	27.8%
行政系施設	0.003億円	0.1%
保健・福祉施設	0.360億円	10.1%
社会教育系施設	0.089億円	2.5%
供給処理施設	1.084億円	30.4%
公園	0.031億円	0.9%
その他	0.020億円	0.6%
下水道施設	0.876億円	24.6%
合計	3.57億円	100.0%

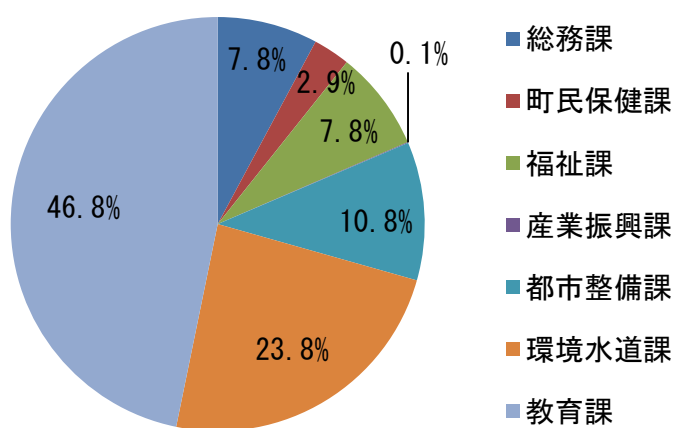
出典元；公共施設カルテの情報

（施設所管部門へのヒアリング調査結果を基に集計、2012年度～2014年度平均）

- ・施設の日常的な維持管理に関する経費（コスト）の状況を所管課別で見ると以下のとおりになります。
 - ・支出で見ると、学校教育施設や総合文化会館、各地区分館等大規模な施設を抱える教育課が全体の47%、次いで供給処理施設等を抱える環境水道課が全体の24%を占めています。
 - ・収入で見ると下水道施設を抱える環境水道課が全体の55%、次いで町営住宅を抱える都市整備課が全体の29%を占めています。
- ⇒いずれも利用者及び入居者の利用料等が主たる収入となっております。

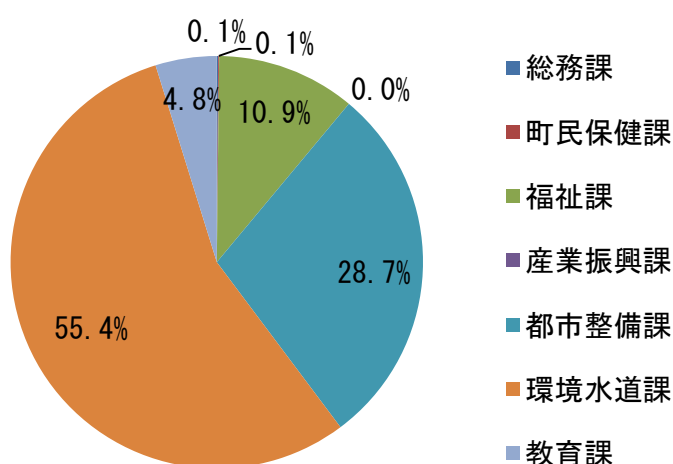
図表 公共建築物にかかる収入・支出の所管課別内訳（2012～2014年度の平均）

【支出】



用途	費用	割合
総務課	0.663億円	7.8%
町民保健課	0.243億円	2.9%
福祉課	0.66億円	7.8%
産業振興課	0.005億円	0.1%
都市整備課	0.914億円	10.8%
環境水道課	2.016億円	23.8%
教育課	3.957億円	46.8%
合計	8.46億円	100.0%

【収入】



用途	費用	割合
総務課	0.004億円	0.1%
町民保健課	0.003億円	0.1%
福祉課	0.388億円	10.9%
産業振興課	0.000億円	0.0%
都市整備課	1.024億円	28.7%
環境水道課	1.979億円	55.4%
教育課	0.171億円	4.8%
合計	3.57億円	100.0%

出典元；公共施設カルテの情報

（施設所管部門へのヒアリング調査結果を基に集計、2012年度～2014年度平均）

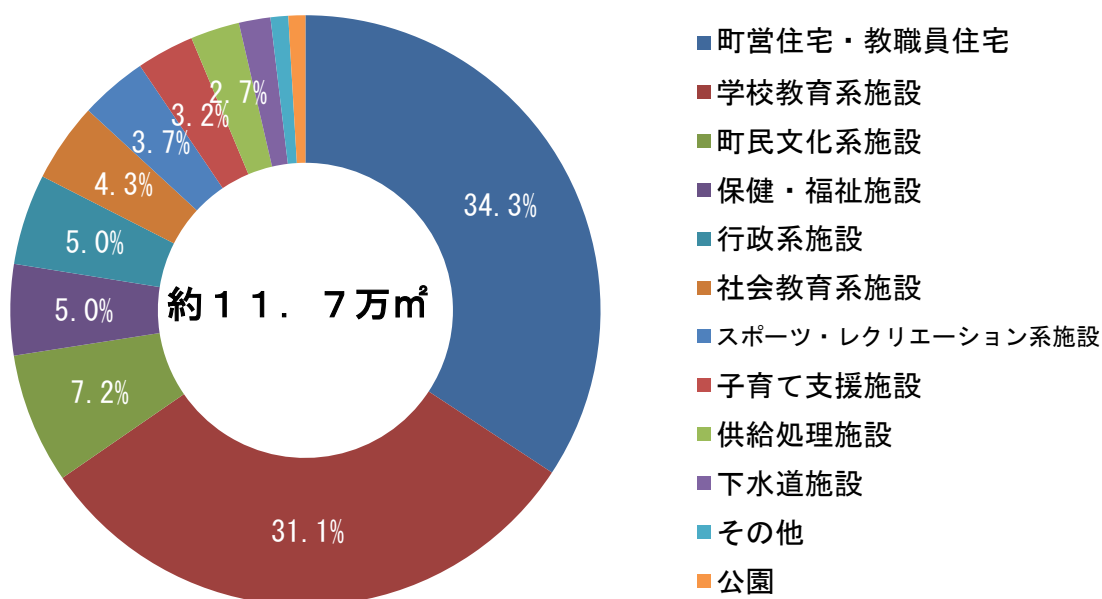
第4節 公共施設等の現状と課題

(1) 公共施設等の状況

公共建築物の類型別整備状況

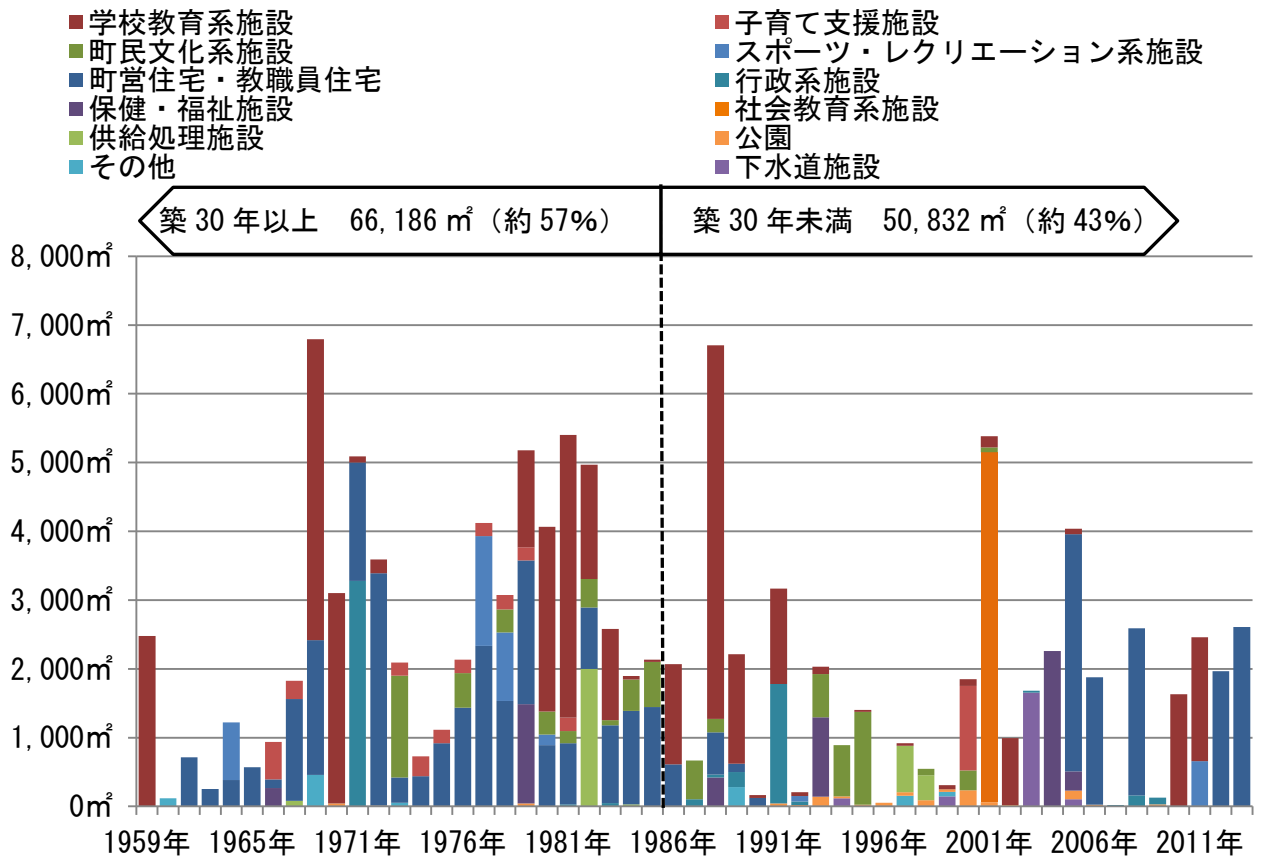
- ・延床面積では、11.7万㎡の建築物を有しており、そのうち町営住宅が約34%、学校教育施設（小中学校等）が全体の約31%を占めています。
- ・建築年度別にみると、**築30年以上経過した施設が延床面積全体の約57%を占めており、今後10～20年以内にこれらの施設の更新時期が一斉に到来します。**

図表 公共建築物の施設類型別の保有状況（下）と保有割合（上）



用途	施設数	延床面積	
		合計	構成比
町営住宅・教職員住宅	23	40,091㎡	34.3%
学校教育系施設	8	36,431㎡	31.1%
町民文化系施設	22	8,367㎡	7.2%
保健・福祉施設	7	5,826㎡	5.0%
行政系施設	12	5,821㎡	5.0%
社会教育系施設	1	5,087㎡	4.3%
スポーツ・レクリエーション系施設	6	4,317㎡	3.7%
子育て支援施設	12	3,696㎡	3.2%
供給処理施設	3	3,143㎡	2.7%
下水道施設	3	2,024㎡	1.7%
その他	9	1,134㎡	1.0%
公園	19	1,082㎡	0.9%
合計	125	117,018㎡	100.0%

図 公共建築物の施設類型別の老朽化の状況



インフラ資産（道路、橋梁、下水道）の保有状況および年度別整備状況^{※8}

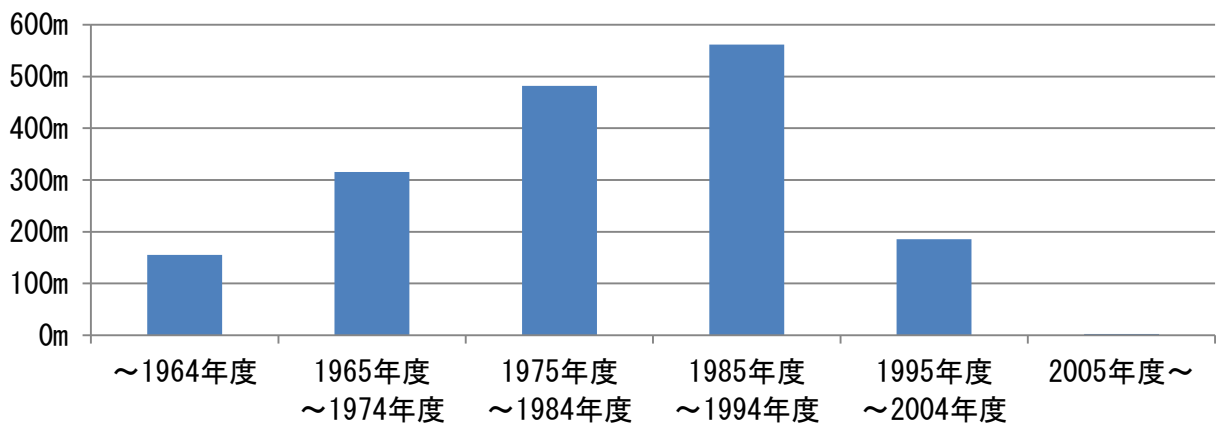
【道路】

・本町の道路は、町道が総延長 420,131m、農道が 46,933m、林道が 27,693m とされています。

【橋梁】

・本町の橋梁は、総延長 1702m、総面積 12,062 m² となっています。
 ・長寿命化修繕計画対象の主要な橋梁は 5m 以上の 71 橋及び 5m 未満で損傷がある 13 橋であり、また 1960 年代から 1970 年代にかけて整備された橋梁が 2020 年代から 2030 年代に更新時期を迎えることが想定されます。

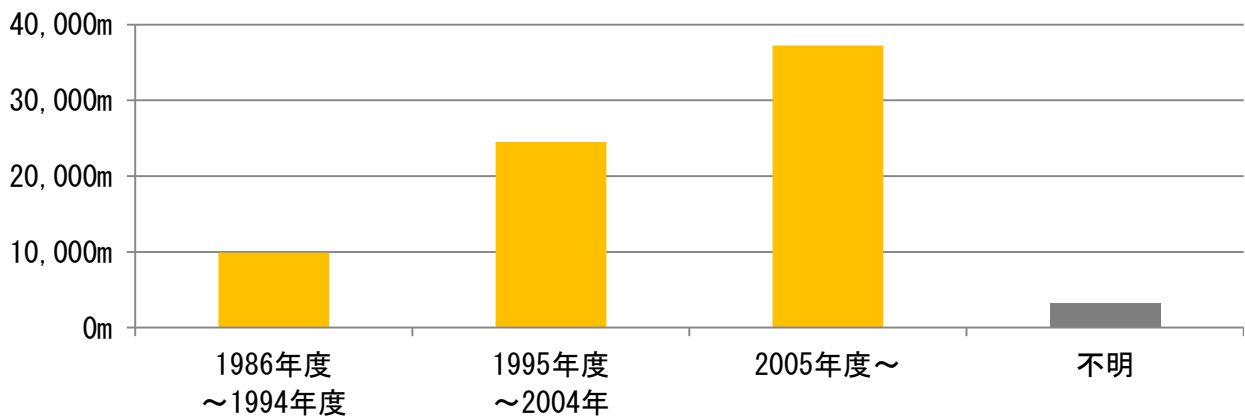
図 橋梁の年度別整備状況（長寿命化修繕計画対象の 84 橋）



【下水道】

・下水道（管きよ）は、総延長 74,888m となっています。
 ・2005 年度からの 5 年間に全体の半分（年度不明除く）が整備されていることから、将来的な更新時期の集中（2050 年代）が想定されます。

図 下水道の年度別整備状況と経過年数



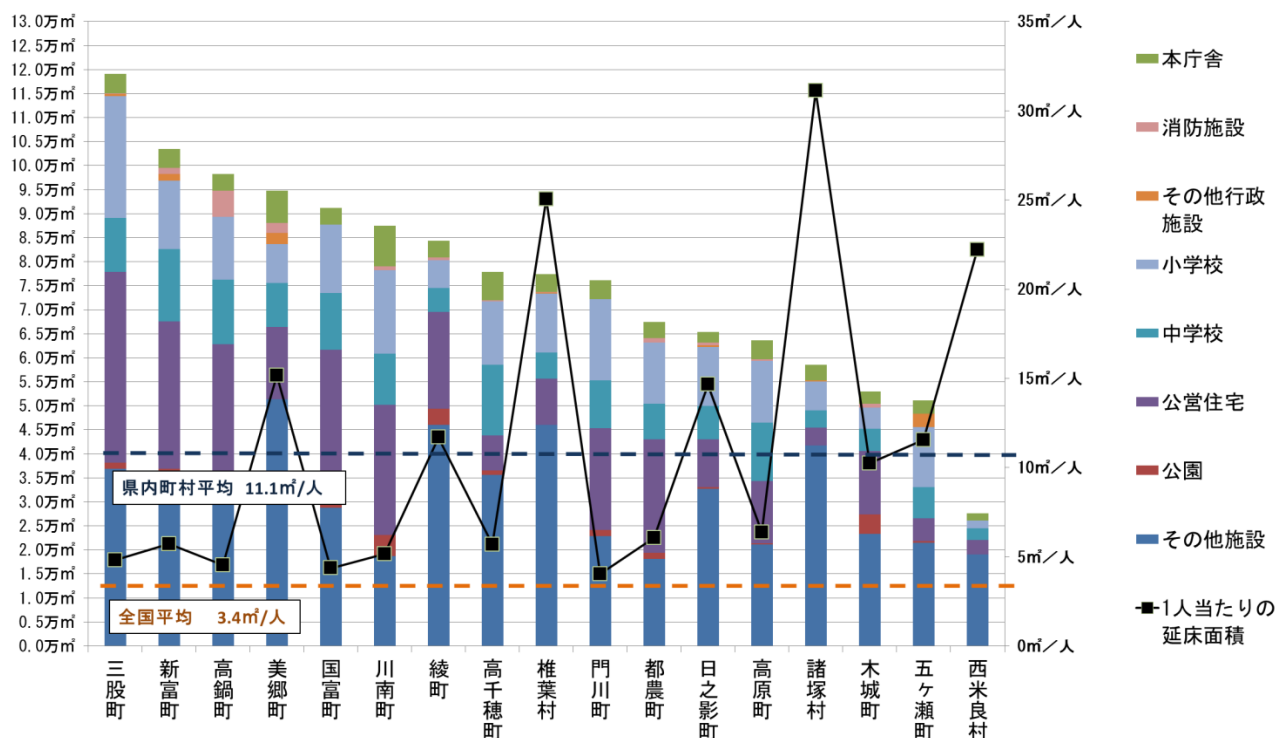
^{※8} インフラ資産の保有状況等については、2015 年 3 月 31 日時点の道路台帳調書、橋梁長寿命化修繕計画、下水道台帳から作成しています。

(2) 公共建築物の保有量比較

県内の自治体との比較※9

- ・ 本町の公共建築物の延床面積は、県内 17 町村中 1 番多くなっています。
- ・ 住民一人当たり延床面積では、県内 17 町村中の 14 番目に位置しています。
- ・ 総務省の調査結果※10によると、本町の住民一人当たり延床面積 4.7 m²/人は県内町村平均 11.1 m²/人と比較すると低いですが、全国平均 3.4 m²/人よりは高いことが分かります。

図 県内 17 町村の公共建築物の延床面積と住民一人当たり延床面積の比較 (2012 年度)



※9 総務省「公共施設状況調査経年比較表」から、2012年度末の公有財産（建物）のうち、行政財産の総面積合計の数値による比較を行いました。なお、図中の住民一人当たり用いた人口は、2010年10月1日時点の国勢調査人口によるため、第2節（1）の住民基本台帳人口と一致していません。

<http://www.soumu.go.jp/iken/shisetsu/index.html>

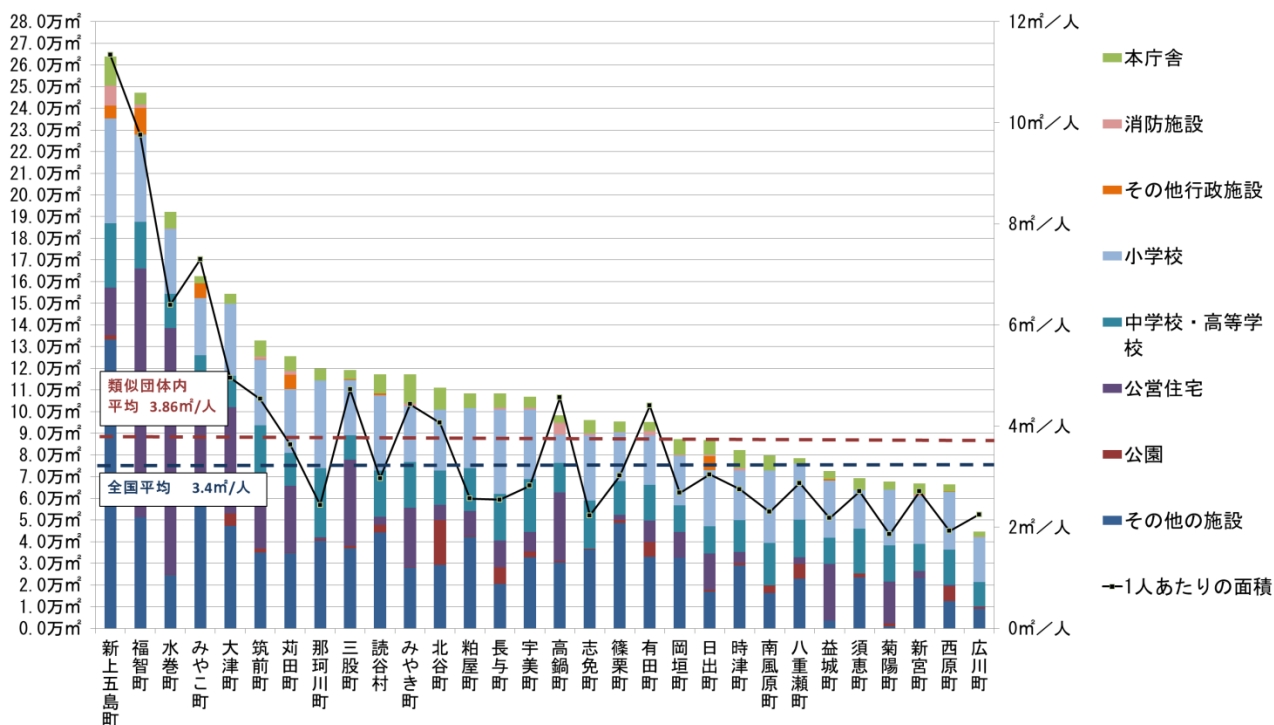
※10 総務省 HP「全国平均値及び人口区分別平均値」の人口一人当たりの延床面積等との比較

http://www.soumu.go.jp/main_content/000151885.pdf

類似団体との比較※11

- ・本町の公共建築物の床面積は、九州地方類似団体 30 町村中 9 番目に多くなっています。
- ・住民一人当たり延床面積では、九州地方類似団体 30 町村中の 6 番目に多くなっています。
- ・総務省の調査結果※12によると、本町の住民一人当たり延床面積 $4.7 \text{ m}^2/\text{人}$ は類似の自治体の住民一人当たり延床面積 ($3.86 \text{ m}^2/\text{人}$) と比較すると高いことが分かります。

図 九州地方類似 30 町村の公共建築物の延床面積と住民一人当たり延床面積の比較 (2012 年度)



※11 総務省「類似団体別市町村財政指数表」から、三股町の類似団体（九州地方の類似町村（V-2））を抽出し、行政財産の総面積合計の数値による比較を行いました。なお、図中の住民一人当たり用いた人口は、2012年10月1日時点の国勢調査人口によるため、第2節（1）の住民基本台帳人口と一致していません。

<http://www.soumu.go.jp/iken/ruiji/>

※12 総務省 HP「全国平均値及び人口区分別平均値」の人口一人当たりの延床面積等との比較

http://www.soumu.go.jp/main_content/000151885.pdf

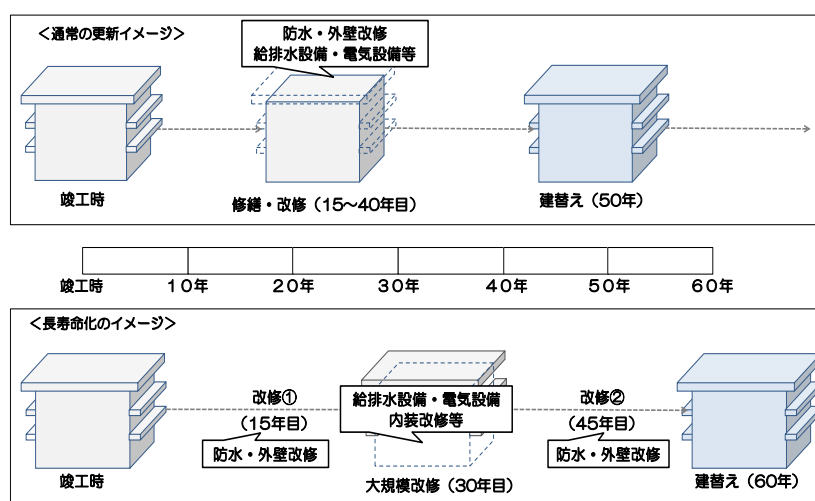
第5節 更新費用の試算

(1) 公共施設等の将来更新費推計（総務省「更新費用試算ソフト」※13）

公共建築物の更新費推計の前提条件【耐用年数・更新の考え方】

- ・公共建築物については、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」による60年を採用します。
- ・建築物の耐用年数は60年と仮定しますが、建築物附属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数が概ね15年であることから2回目の改修である建設後30年で建物の大規模改修を行い、その後30年で建替えると仮定します。
- ・大規模改修費については築30年を経過した年から2年間で均等に歳出し、建替え費については築60年を経過した年から3年間で均等に歳出すと仮定します。※14
- ・なお、試算の時点で、建設時から築31年以上50年まで建築物については、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、築51年を経過している建築物については建替えの時期が近いいため、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えると仮定します。

図表 建築物の将来更新費推計の考え方と更新用単価



類型	大規模改修	建替え
学校教育系施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²
その他	20 万円/m ²	36 万円/m ²
供給処理施設・ 下水道施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
公園	17 万円/m ²	33 万円/m ²
町営住宅	17 万円/m ²	28 万円/m ²
行政系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²

類型	大規模改修	建替え
保健・福祉施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
子育て支援施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²
スポーツ・レクリ エーション系施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
社会教育系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
町民文化系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²

※13 公共施設マネジメント info(一般財団法人 地域総合整備財団)

<http://management.furusato-ppp.jp/?dest=info>

※14 すでに大規模改修を実施した建物（三股中学校校舎3棟、三股小学校校舎1棟、武道体育館、町体育館）は大規模改修費（30年目）を除外しております。

インフラ資産の更新費推計の前提条件【耐用年数・更新の考え方】

- ・道路は、耐用年数を15年と仮定し、更新を行うことを前提とします。整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。
- ・橋梁は、耐用年数を60年と仮定し、架け替えを行うことを前提とします。面積に更新単価を乗じることにより、更新費を試算します。
- ・下水道は、耐用年数を50年と仮定し、更新を行うことを前提とします。更新年数経過後に現在と同じ延長で更新するとし、管径別、年度別、延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより、更新費を試算します。

図 インフラ資産の更新用単価

【道路】

分類	更新単価 (円/㎡)
一般道路	4,700
自転車歩行道	2,700

【橋梁】

構造	更新単価 (千円/㎡)
RC橋	425
PC橋	425
石橋	425
木橋・その他	425
鋼橋	500
構造不明	425

【下水道】

管種	更新単価 (千円/m)
コンクリート管	124
陶管	124
塩ビ管	124
更生管	134
その他	124

公共建築物・インフラ資産の更新費推計

【公共建築物】

- ・将来必要な更新費用を試算したところ、現在の規模のまま大規模改修及び建替えを定期的を実施した場合、2015年度から2054年度までに総額469億円が必要になると予測されます。
- ・本町では、築30年以上経過した建物が多いことから、概ね10年程度の間で大規模改修が集中的に行われ、その後は築30年を超えた建物の改修が増加して、概ね30年後に建替えのピークを迎えると考えられます。

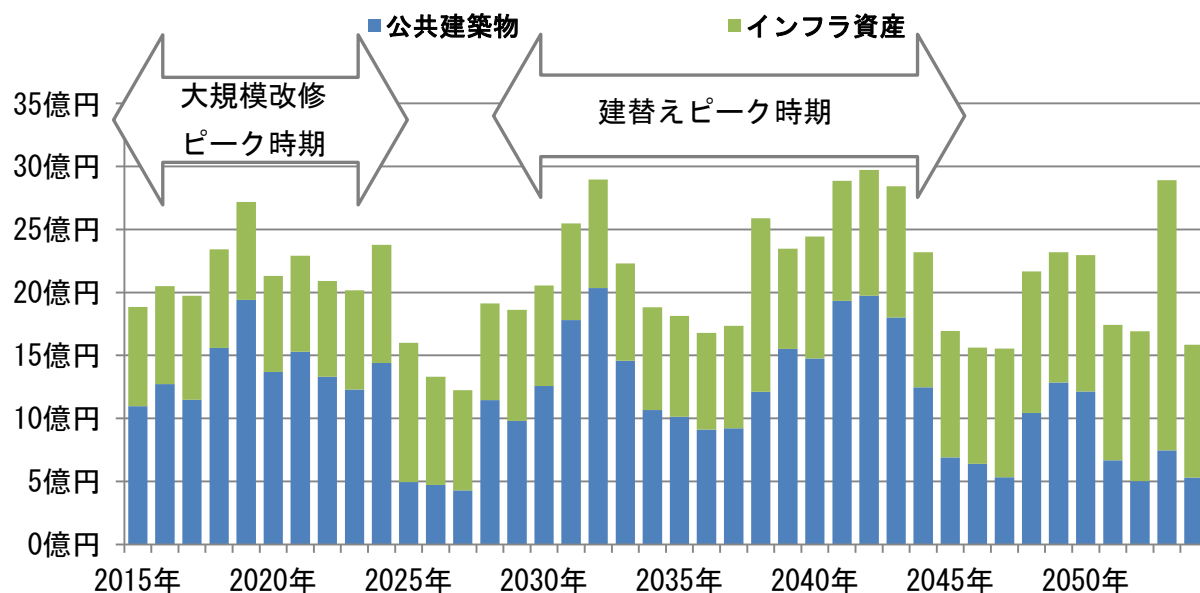
【インフラ資産】

- ・道路、橋梁、下水道のインフラ資産における将来更新費は、現在の規模のまま更新を実施した場合2054年度までの40年間で合計376億円が必要になると予想されます。
- ・道路については、更新年数を15年に設定し、毎年一定の整備量で更新を進めていくものとして試算しており、年平均の更新費は7.3億円/年となります。
- ・橋梁については、整備した年度から60年を経た年度に更新するものとして試算しており、年平均の更新費は1.3億円/年となります。
- ・下水道（管きよ）については、整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新するものとして試算しており、年平均の更新費は0.7億円/年となります。なお下水道については30年後に更新時期を迎えると考えられます。

【公共建築物+インフラ資産】

- ・現在の規模のまま大規模改修及び建替えを定期的を実施した場合、2015年度から2054年度までに総額845億円で年平均21億円が必要になると予測されます。

図 公共施設等の年度別将来更新費（2015年から2054年）



(2) 財政シミュレーションについて

公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の必要見込額や、これらの経費に充当可能な財源の見込額などを算出するにあたり、第3節(1)～(2)において過去及び今後の財政状況を分析するとともに、第5節(1)において公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の必要見込額を試算しました。

ここでは、今後の公共施設等の更新費用に充当可能な財源の見込み額を算出するために、第5節(1)で算出を行った公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の必要見込額を基に、歳入・歳出の全体をベースとした財政シミュレーションを実施しました。なお、シミュレーションの期間については本計画期間である2017年度から2046年度の30年間とします。

(3) 財政シミュレーションにおける歳入・歳出の考え方

財政シミュレーションを行うにあたり、歳入・歳出の算出方法について、以下の前提条件を基に算出しました。

表 歳入・歳出の前提条件

項目		財政シミュレーション前提
町税	個人町民税	個人町民税は、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）に連動すると考えられるため、2015年度以降、2011～2014年度の生産年齢人口に比例して推移することを前提としてシミュレーションしております。
	法人町民税	法人町民税は、経済成長率等を加味することも考えられますが、仮定の域を出ないため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。 なお、誘致や撤退等具体的に大きく変動することが見込まれる企業等はないため、特殊要因の反映は行っておりません。
	固定資産税	固定資産税は、大きな変化のない安定的に収入が見込める税収であるため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。 なお、誘致や撤退等具体的に大きく変動することが見込まれる企業等はないため、特殊要因の反映は行っておりません。
	軽自動車税	軽自動車税は、制度改正の可能性もあり、今後の見通しをシミュレーションすることが困難であるため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。
	町たばこ税	町たばこ税は、税制改正の影響があるものの、この不確定要因は大きく、シミュレーションに反映することは適切ではありません。また、この影響を除けば大きな変化がないと考えられるため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。 なお、旧3級品特例廃止の影響については、該当銘柄が少ないこと及び本数統計の入手が困難であることなどの観点から織り込んでおりません。
	入湯税	入湯税は、大きな変化がないと考えられるため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。
地方譲与税		地方譲与税は、制度の見直しや景気動向等の不確定要素が多いため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。
利子割交付金		利子割交付金は、大きな変化がないと考えられるため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。
配当割交付金		配当割交付金は、大きな変化がないと考えられるため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。 なお、NISAの影響については、金額的影響が小さいと考えられること及び予測が困難であることなどの観点から織り込んでおりません。

項目		財政シミュレーション前提
株式等譲渡所得交付金		株式等譲渡所得交付金は、大きな変化がないと考えられるため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。 なお、NISAの影響については、金額的影響が小さいと考えられること及び予測が困難であることなどの観点から織り込んでおりません。
地方消費税交付金		地方消費税交付金は、消費税率については、2014年4月に8%（地方消費税1.7%）、2017年4月に10%（同2.2%）に引き上げることとされています。 地方消費税率は、2013年度まで1%であるため、単純計算で2014年4月より地方消費税交付金が2009～2012年度決算額の1.7倍に、2017年4月からは同2.2倍になる計算となるため、2015年度以降、2011～2014年度の1%あたり税収が一定であるとの仮定のもと、税率(地方分)増加に伴って税収が増加することを前提としてシミュレーションしております。 なお、消費税増税による景気変動の影響は、不確定要素が多いため織り込んでおりません。
自動車取得税交付金		自動車取得税交付金は、大きな変化がないと考えられるため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。
地方特例交付金		地方特例交付金は、国の政策の影響が大きく、現時点で適切に条件を設定することが困難なため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。
地方交付税	普通交付金	普通交付金は、今後の政治経済情勢等により大きく変動することが想定され、的確に見積ることは困難と考えられます。そのため、合併算定替の影響を考慮したうえ、基準財政需要額の重要な影響要素である人口をキーとし、2014年度以降、2010～2013年度の人口に比例して推移することを前提としてシミュレーションしております。
	特別交付金	特別交付金は、各年度の全国的な状況（災害の発生状況など）によって増減するため、2015年度以降、2011～2014年度の普通交付金との割合が一定として推移することを前提としてシミュレーションしております。
交通安全対策特別交付金		交通安全対策特別交付金は、大きな変化がないと考えられるため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。
分担金及び負担金		分担金及び負担金は、大きな変化がないと考えられるため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。
使用料及び手数料		使用料及び手数料は、大きな変化がないと考えられるため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。
国庫支出金	投資的経費対応	投資的経費対応は、土木事業のものは過去の土木事業にかかる補助費と普通建設事業費との割合を算出し、将来シミュレーションの普通建設事業費にその割合を乗じることにより算出できるため、2015年度以降、2011～2014年度の普通建設事業費と支出金の割合（国・都道府県負担率）が一定であることを前提としてシミュレーションしております。
	民生費対応	民生費対応は、簡便的に過去の扶助費との割合を算出し、将来シミュレーションの扶助費にその割合を乗じることにより算出できるため、2015年度以降、2011～2014年度の扶助費と支出金の割合（国・都道府県負担率）が一定であることを前提としてシミュレーションしております。
	その他	その他は、国庫支出金から土木費にかかるもの、民生費にかかるものを差し引いて計算しております。これについては、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。
県支出金	投資的経費対応	投資的経費対応は、土木事業のものは過去の土木事業にかかる補助費と普通建設事業費との割合を算出し、将来シミュレーションの普通建設事業費にその割合を乗じることにより算出できるため、2015年度以降、2011～2014年度の普通建設事業費と支出金の割合（国・都道府県負担率）が一定であることを前提としてシミュレーションしております。
	民生費対応	民生費対応は、簡便的に過去の扶助費との割合を算出し、将来シミュレーションの扶助費にその割合を乗じることにより算出できるため、2015年度以降、2011～2014年度の扶助費と支出金の割合（国・都道府県負担率）が一定であることを前提としてシミュレーションしております。
	その他	その他は、都道府県支出金から土木費にかかるもの、民生費にかかるものを差し引いて計算しております。これについては、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。

項目		財政シミュレーション前提
財産収入		財産収入は、不確定要素が多いため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。
寄附金		寄附金は、不確定要素が多いため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。
繰入金	特別会計繰入金	特別会計繰入金は、特別会計繰出金とネットするため、2015年度以降、ゼロであることを前提としてシミュレーションしております。
	基金繰入金	基金繰入金は、積立金とネットするため、2015年度以降、ゼロであることを前提としてシミュレーションしております。 なお、基金からの繰入金は外部からの資金流入ではありませんので、実質的な歳入額の計算段階で控除しているため、当該シミュレーションにおける「施設等関連費用に必要な金額」や「施設等関連費用に使用可能な金額」に影響を与えません。
繰越金		繰越金は、積立金とネットするため、2015年度以降、ゼロであることを前提としてシミュレーションしております。 なお、繰越金は外部からの資金流入ではありませんので、実質的な歳入額の計算段階で控除しているため、当該シミュレーションにおける「施設等関連費用に必要な金額」や「施設等関連費用に使用可能な金額」に影響を与えません。
諸収入		諸収入は、不確定要素が多いため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。
町債	臨時財政対策債	臨時財政対策債は、今後の政治経済情勢等により大きく変動することが想定され、的確に見積ることは困難と考えられるため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。
	それ以外(土木債)	それ以外(土木債)は、過去の町債額と普通建設事業費との割合を算出し、将来シミュレーションの普通建設事業費にその割合を乗じることにより算出できるため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。
人件費		人件費は、大きな変化がないと考えられるため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。
扶助費	児童福祉費	児童福祉費は、年少人口(15歳未満)に連動すると仮定できるため、2015年度以降、2011～2014年度の年少人口に比例して推移することを前提としてシミュレーションしております。
	老人福祉費	老人福祉費は、高齢者人口(65歳以上)に連動すると仮定できるため、2015年度以降、2011～2014年度の高齢者人口に比例して推移することを前提としてシミュレーションしております。
	生活保護費	生活保護費は、町の全人口の推移と連動すると仮定できるため、2015年度以降、2011～2014年度の人口に比例して推移することを前提としてシミュレーションしております。
	その他	その他は、町の全人口の推移と連動すると仮定できるため、2015年度以降、2011～2014年度の人口に比例して推移することを前提としてシミュレーションしております。
公債費		公債費は、今後発行するであろう臨時財政対策債とそれ以外に区分して、既発債分の償還終了と新規起債の償還を見込んでいます。 なお、新規に発行するとみこまれる市債の年数や利率は現行を前提としています。金利の上昇等の影響は不確実性が高いため織り込まないこととしています。
物件費		物件費は、大きな変化がないと考えられるため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。
維持補修費		維持補修費は、大きな変化がないと考えられるため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。
補助費等	一部事務組合	一部事務組合は、今後増加傾向にあると考えられますが、年度ごとにばらつきがあり、合理的な予測が困難なため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。 なお、大きく変動することが見込まれる要因等は把握していないため、特殊要因の反映は行っておりません。
	それ以外	それ以外は、大きな変化がないと考えられるため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。

項目		財政シミュレーション前提
繰出金	国民健康保険特別会計	国民健康保険特別会計は、市の全人口の推移と連動すると仮定できるため、2015年度以降、2011～2014年度の人口に比例して推移することを前提としてシミュレーションしております。
	後期高齢者医療特別会計	後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の人口推計結果と連動すると仮定できるため、2015年度以降、2011～2014年度の後期高齢者人口(75歳以上)に比例して推移することを前提としてシミュレーションしております。
	介護保険特別会計	介護保険特別会計は、高齢者の人口推計結果と連動すると仮定できるため、2015年度以降、2011～2014年度の高齢者人口(65歳以上)に比例して推移することを前提としてシミュレーションしております。
	下水道事業特別会計	下水道事業特別会計は、大きな変化がないと考えられるため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。
	基金	基金は、大きな変化がないと考えられるため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。
投資・出資貸付金		投資・出資貸付金は、大きな変化がないと考えられるため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。
積立金		積立金は、財政シミュレーションに含めると財源の不足額が分かりづらくなるため、2015年度以降、ゼロであることを前提としてシミュレーションしております。
前年度繰上充用金		前年度繰上充用金は、財政シミュレーションに含めると財源の不足額が分かりづらくなるため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。
普通建設事業費		普通建設事業費のうち、補助事業費及び単独事業費は総務省が推奨している「更新費用試算ソフト」(財団法人地域総合整備財団)を基に算出を行っております。算出方法については、2014年度時点の公共施設等(建築物、インフラ)を維持し続けた場合の更新必要費用を算出しています。
災害復旧事業費		災害復旧事業費は、不確定要素が多いため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。
失業対策事業費		失業対策事業費は、大きな変化がないと考えられるため、2015年度以降、2011～2014年度の平均が継続することを前提としてシミュレーションしております。

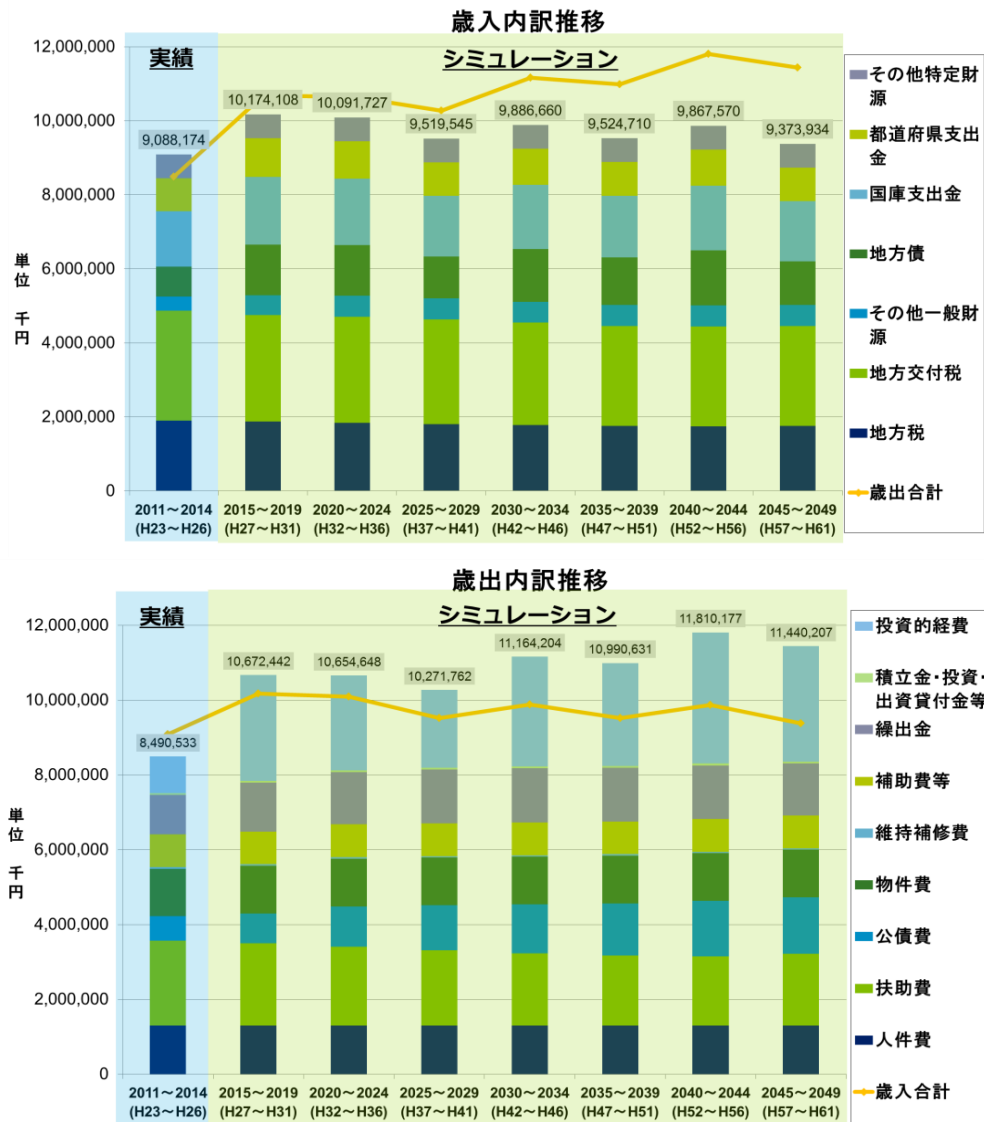
(4) 財政シミュレーションの算出結果

歳入・歳出の見通し

- ・ 歳入は今後人口減少などで地方税や地方交付税の減少に伴う減少が見込まれます。
- ・ 歳出は公共施設等の更新等や投資等の増加に伴う、公債費や投資的経費の増大に伴い、増加することが見込まれます。

⇒今後、実質的な歳入（歳入の予想額から繰入金・繰越金を除いた金額）から実質的な歳出（歳入予想額から積立金を除いた金額）を基とした場合の財源不足の金額は、今後 30 年間で年平均約 8.0 億円程度の不足が見込まれます。 ※15

財政シミュレーションによる歳入歳出の見通し（2015 年～2049 年）

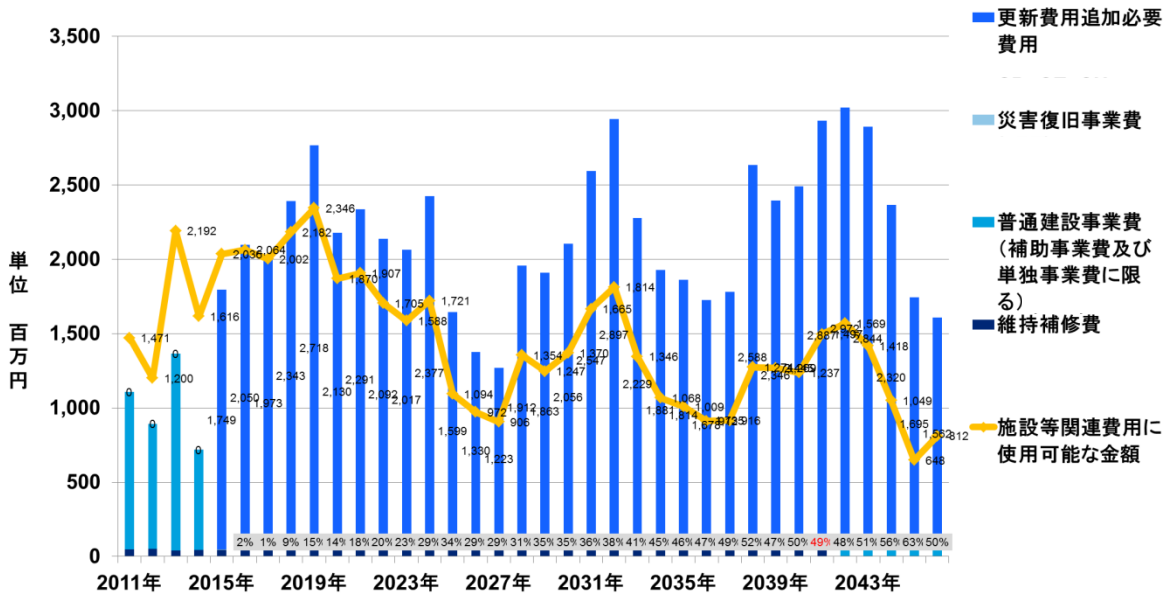


※15 この推計は 2015 年度以降に新規で建設された公共施設の情報は盛り込まれていない推計であり、2015 年度以降に新規で建設された公共施設の建築費や経費等を加味した場合は、歳入・歳出の差額は拡大すると見込まれます。また、本町の財政運営をこの推計どおりに行うことを示すものではありません。

公共施設等（公共建築物、インフラ資産）の必要額と使用可能な金額の比較

・今後 30 年間の公共施設等の将来更新費の推計から、既存の建物 11.7 万㎡とインフラ資産（道路・橋梁・下水）を全て保有し続けた場合において、今後 30 年間の歳入及び歳出の状況等を加味したところ 2030 年代から 2040 年代は半分程度の金額が足りなくなる見込みとなっています。

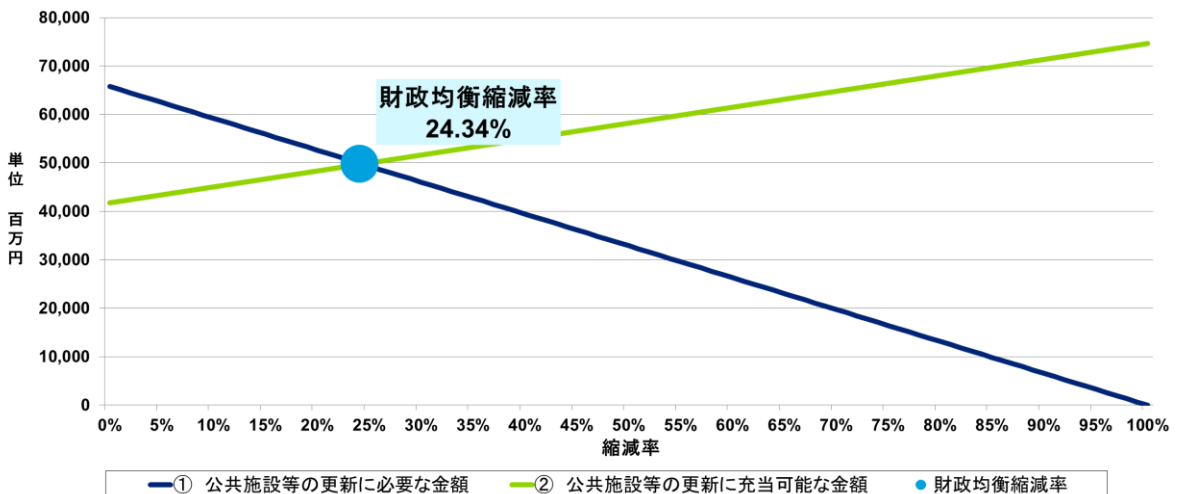
図 公共施設等への投資に必要なとなる使用可能な金額の比較



公共施設等（公共建築物、インフラ資産）の財政縮減均衡率^{※16}

・今後 30 年間の間に公共施設の管理に必要なコストと使用可能な金額のバランスを取る場合、約 24.3%の公共施設等を縮減することが必要であると算出されました。

図 財政均衡縮減率



^{※16} 公共施設の総量を減らすことで、管理に必要なコストを削減し、使える金額を増やすことができると仮定した場合、何%総量を削減すれば使える財源と必要なコストのバランスが取れるのかを試算しました。

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本計画の対象施設の施設情報と配置状況を施設類型別に示しています。建物情報は、施設の機能を満たすための代表的な建物の情報を掲載し、同様の建物が複数ある場合には建築年度が古いなど、整備が最も必要と思われる建物の情報を掲載しています。

表 施設類型別の対象施設

施設類型		建物施設数	建物延床面積
1	学校教育系施設 (三股中学校、三股小学校、給食センター等)	8 施設	3.6 万㎡
2	子育て支援施設 (児童館、長田へき地保育所等)	12 施設	0.4 万㎡
3	町民文化系施設 (中央公民館、各地区分館等)	22 施設	0.8 万㎡
4	スポーツ・レクリエーション系施設 (町体育館、勤労者体育センター等)	6 施設	0.4 万㎡
5	町営住宅、教職員住宅 (山王原団地、五本松団地等)	23 施設	4.0 万㎡
6	行政系施設 (町役場、各地区消防詰所等)	12 施設	0.6 万㎡
7	保健・福祉施設 (健康管理センター、元気の杜等)	7 施設	0.6 万㎡
8	社会教育系施設 (総合文化施設)	1 施設	0.5 万㎡
9	供給処理施設 (クリーンヒルみまた、リサイクルセンター、衛生センター)	3 施設	0.3 万㎡
10	公園 (旭ヶ丘運動公園、上米公園パークゴルフ場等)	19 施設	0.1 万㎡
11	その他 (墓苑高才原等)	9 施設	0.2 万㎡
12	道路・橋梁	-	-
13	下水道	3 施設	0.2 万㎡
合計		125 施設	11.7 万㎡

利用状況について

施設の利用状況や稼働状況について、用途分類ごとに比較指標を設定し、同一用途の施設間で比較しました。用途に応じて、在籍者数（児童、生徒数）や利用者数、入居戸数の推移に加えて、入園率や入居率等による稼働率の比較を表示しています。

表 利用状況の項目について

用途分類	説明
学校教育系施設 (中学校、小学校等)	「児童・生徒数の推移（過去3年間）」による比較及び「児童・生徒一人当たりの校舎面積」による比較
子育て支援施設 (児童館等)	「過去3年間の園児（児童）数の推移」の比較及び「定員に対する園児数の割合」を入園（所）率として比較
町民文化系施設、 スポーツ・レクリエーション系施設	「過去3年間の施設利用者数の推移」による比較
町営住宅	「過去3年間の入居戸数の推移」の比較及び「提供戸数に対する入居戸数の割合」を入居率として比較

第1節 公共施設等

(1) 学校教育系施設

■施設概要

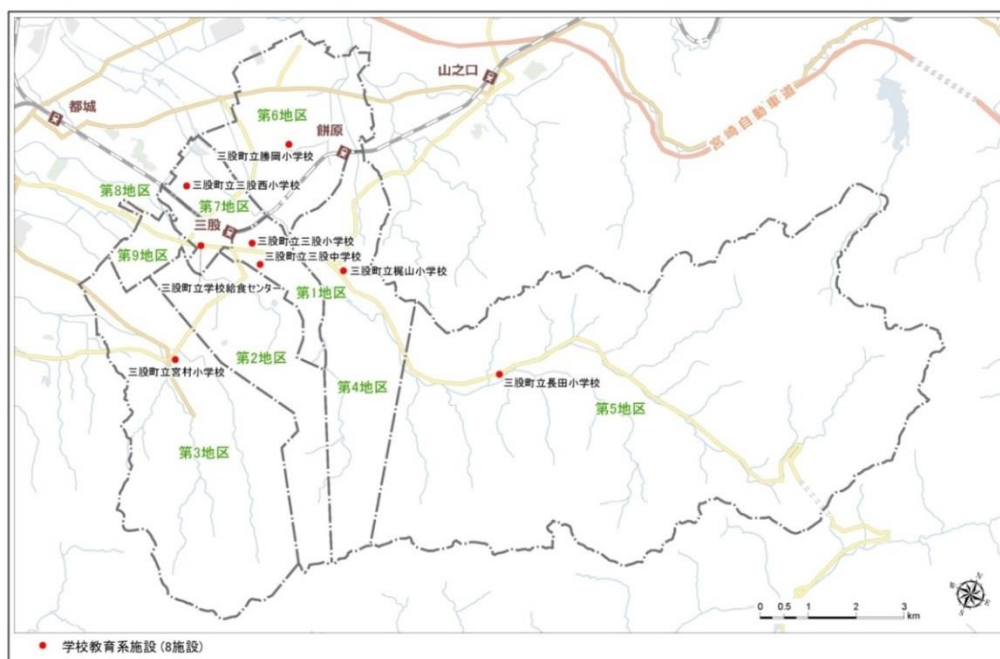
- ・学校教育施設は、小学校が6施設、中学校が1施設、給食センターが1施設設置されています。
- ・延べ床面積は36,431㎡であり、町が保有する公共建築物の31.1%を占めています。
- ・小学校・中学校は義務教育の拠点として児童・生徒が1日の大半を過ごす場となっています。
- ・上記のほか、災害時等の避難所としての防災機能、学校開放による体育施設の一般開放等、多様なサービスを提供する地域の拠点施設となっています。
- ・配置状況を見ると、各地区に均等に配置されています。

表 学校教育系施設の一覧

施設情報					建物情報(代表建物)			
施設名称	所管課	地区	延床面積	指定管理	建築年度(西暦)	経過年数	主体構造	耐震基準
三股町立三股小学校	教育課	第1地区	6,485㎡	無	1959年度	56年	鉄筋コンクリート	旧耐震基準
三股町立三股中学校	教育課	第1地区	11,333㎡	無	1968年度	47年	鉄筋コンクリート	旧耐震基準
三股町立宮村小学校	教育課	第3地区	2,392㎡	無	1981年度	34年	鉄筋コンクリート	旧耐震基準
三股町立梶山小学校	教育課	第4地区	2,222㎡	無	1979年度	36年	鉄筋コンクリート	旧耐震基準
三股町立長田小学校	教育課	第5地区	2,298㎡	無	1983年度	32年	鉄筋コンクリート	新耐震基準
三股町立勝岡小学校	教育課	第6地区	3,596㎡	無	1981年度	34年	鉄筋コンクリート	旧耐震基準
三股町立三股西小学校	教育課	第7地区	6,718㎡	無	1988年度	27年	鉄筋コンクリート	新耐震基準
三股町立学校給食センター	教育課	第8地区	1,387㎡	無	1991年度	24年	鉄骨造	新耐震基準

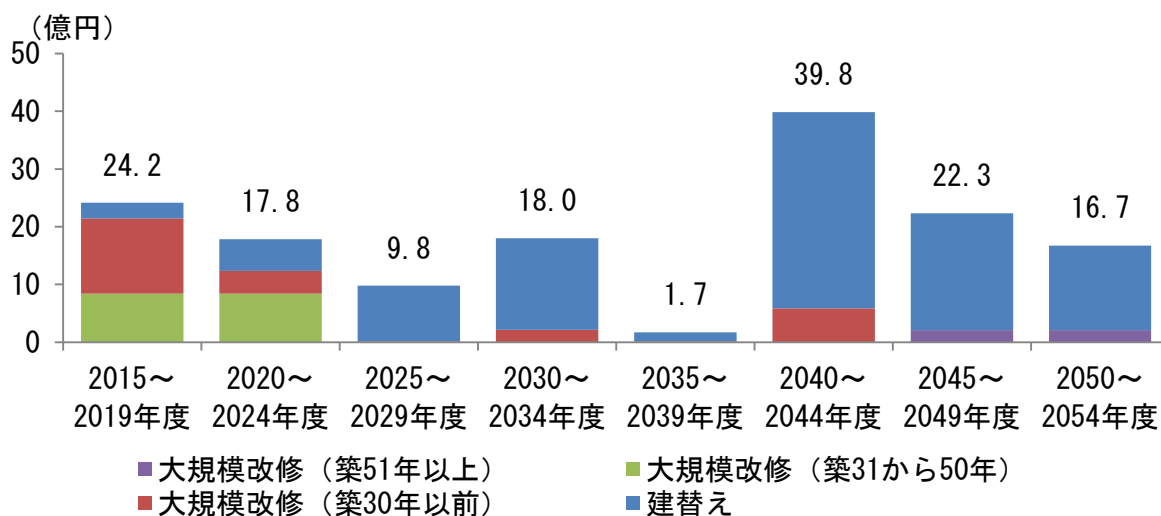
※建設時の耐震基準を表示しています。

■配置状況



■将来更新費用

図 学校教育系施設 将来更新費用

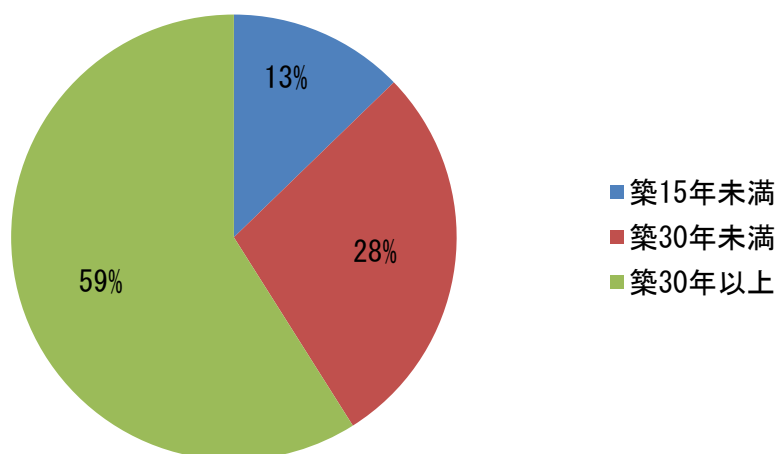


将来更新費用は、2019年度までの5年間に大規模改修費用として、約24億円が必要となる見込みです。その後も、大きな費用が発生する見込みとなっています。特に2040年度から2044年度までは、建替えと大規模改修費用が約40億円となる見込みとなっています。

■施設老朽化状況

学校教育施設の築後年数の割合をみると、大規模改修の目安となる築30年以上経過している建物が約59%となっています。

図 築年別の施設数



■利用状況

児童・生徒数の推移を学校ごとに比較すると、小学校では三股西小学校の児童数が730人～750人程度を推移している一方、梶山小学校、長田小学校では児童数が100人を切る状況となっています。

なお地区別の将来人口見通し(8ページ)では、第4地区と第5地区の人口減少が著しいと予測されます。両地区に所在する梶山小学校、長田小学校は今後さらなる児童数減少が予想されます。また第7地区では人口増加が予想され、同地区に所在する三股西小学校の児童数増加の傾向は継続するものと考えられます。

表 児童・生徒数の推移(過去3年間)

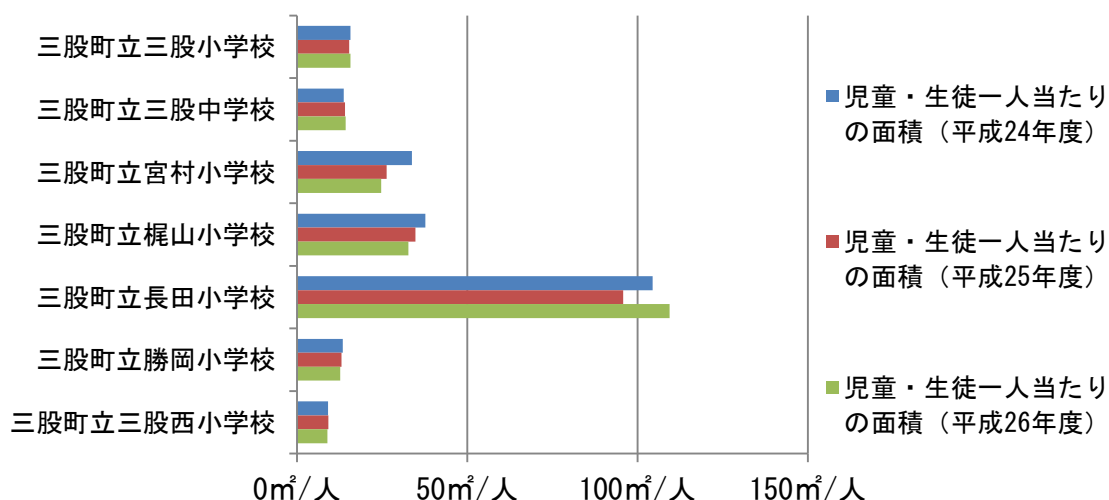
施設名称	児童生徒数(平成24年度)	児童生徒数(平成25年度)	児童生徒数(平成26年度)
三股町立三股小学校	415人	424人	414人
三股町立三股中学校	830人	806人	794人
三股町立宮村小学校	71人	91人	97人
三股町立梶山小学校	59人	64人	68人
三股町立長田小学校	22人	24人	21人
三股町立勝岡小学校	268人	275人	283人
三股町立三股西小学校	743人	734人	752人

出典元；平成24年度から平成26年度までの児童・生徒数及び学級数調(三股町教育委員会)

また、児童・生徒一人当たりの校舎面積(m^2 /人)を学校ごとに比較すると、一人当たりの校舎面積が最も大きい長田小学校で $103.2 m^2$ /人と、最も小さい三股西小学校の $9 m^2$ /人と比較して11倍程度の差が生じています

上記のことから長田小学校では今後スペースに余裕が生じることが予想されます。また三股西小学校ではスペースに余裕を持たせる等の措置を取る必要性があります。

図 児童・生徒一人当たりの校舎面積(過去3年間)



出典元；平成24年度から平成26年度までの児童・生徒数及び学級数調(三股町教育委員会)から算出

■現状・課題

現状及び課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 築 30 年以上を経過した建物が約 59%を占めており、老朽化している施設が多く存在します。 ⇒大規模改修が今後必要となります。 ・ 学校給食センターは 1991 年度に建設されており、耐震性は確保されています。 ⇒今後は設備の更新及び維持管理が必要となります。 ・ 長田小学校の児童 1 人当たりの面積が広い状況です。 ⇒空きスペースなどの有効利用を検討する必要があります。 ・ 梶山小学校、長田小学校では児童数が 100 人を切る状況となっています。 ⇒少子高齢化が進行し児童数が減少傾向であり、適正化を図ります。
----------	--

■管理に関する基本的な方針

学校施設	
点検・診断等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検のほか、施設の劣化状況により個別の調査・診断等を実施していきます。 ・ 町民や利用者（児童・生徒等も含む）及び職員目線で見つかった施設の劣化、損傷の情報がくみ上げられ、早期の修繕に生かせる仕組みの構築を目指します。
維持管理・修繕・更新等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劣化状態に着目して早急な対応が必要な部分から、更新及び修繕を検討していきます。
安全確保の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検や修繕を行い、安全性を加味した施設を維持します。
耐震化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎及び体育館等については耐震化がされています。 ・ 耐震性の確保を維持しつつ、今後の災害に備えるための維持管理を継続していきます。
長寿命化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三股小学校、宮村小学校、長田小学校、梶山小学校、勝岡小学校等の今後大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化に貢献する改修を併せて実施し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。 ・ 三股中学校、三股西小学校は定期的な点検や修繕を行うことにより長期間施設を利用できるようにします。 ・ 学校施設の長寿命化計画を策定します。
統合及び廃止の推進方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設については、「学校施設と他の公共施設等との複合化検討部会」（文部科学省）による複合化の推進の考え方を参考にしつつ、地域の拠点施設として位置付け、空きスペース（空き教室等）や学校開放の活用による周辺施設との複合化や児童館等の機能を学校に集約化していくことを検討します。

給食センター	
点検・診断等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検のほか、施設の劣化状況により個別の調査・診断等を実施していきます。 ・職員目線で見た施設の劣化、損傷の情報がくみ上げられ、早期の修繕に生かせる仕組みの構築を目指します。
維持管理・修繕・更新等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化状態に着目して早急な対応が必要な部分から、更新及び修繕を検討していきます。
安全確保の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検や修繕を行い、安全性を加味した施設を維持します。
耐震化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性の確保を維持しつつ、今後の災害に備えるための維持管理を継続していきます。
長寿命化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検や修繕を行うことにより、長期間施設を利用できるようにします。
統合及び廃止の推進方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・他の用途の施設との統廃合は検討しません。

(2) 子育て支援施設

■施設概要

- ・ 児童館は 10 施設、第 2 地区交流プラザは 1 施設、保育所は 1 施設設置されております。
- ・ 児童館は、児童の健康育成や健康増進を目的とした遊び場を提供するほか、放課後児童クラブの運営や地域組織活動を行っています。
- ・ 保育所は、保護者の就労や病気等の理由で、保育所での保育が必要な児童の保育を行う施設です。

表 子育て支援施設の一覧

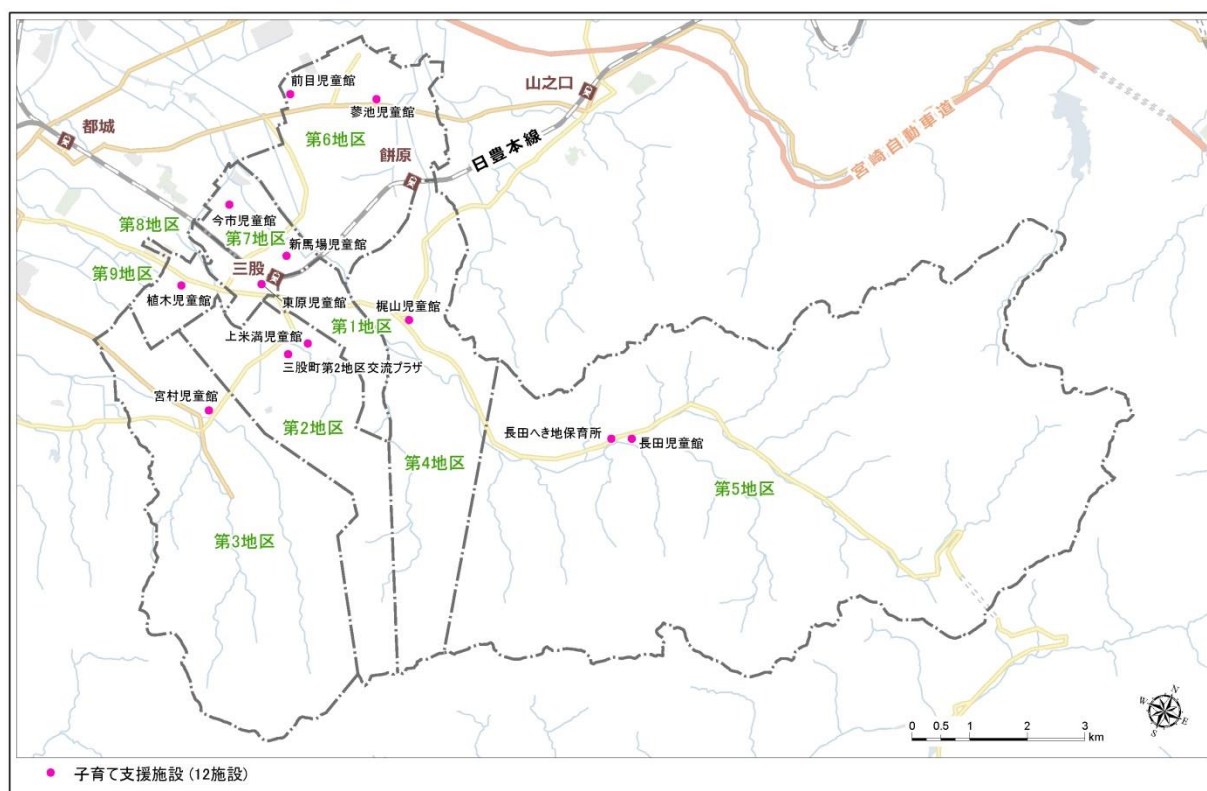
施設情報					建物情報(代表建物)			
施設名称	所管課	地区	延床面積	指定管理	建築年度(西暦)	経過年数	主体構造	耐震基準
上米満児童館	福祉課	第2地区	193㎡	無	1981年度	34年	木造	旧耐震基準
三股町第2地区交流プラザ	福祉課	第2地区	1,227㎡	無	2000年度	15年	鉄筋コンクリート	新耐震基準
宮村児童館	福祉課	第3地区	193㎡	無	1979年度	36年	木造	旧耐震基準
梶山児童館	福祉課	第4地区	364㎡	無	1966年度	49年	鉄骨	旧耐震基準
長田児童館	福祉課	第5地区	266㎡	無	1967年度	48年	鉄骨	旧耐震基準
長田へき地保育所	福祉課	第5地区	209㎡	無	1978年度	37年	木造	旧耐震基準
前目児童館	福祉課	第6地区	193㎡	無	1977年度	38年	木造	旧耐震基準
蓼池児童館	福祉課	第6地区	290㎡	無	1974年度	41年	木造	旧耐震基準
今市児童館	福祉課	第7地区	193㎡	無	1976年度	39年	木造	旧耐震基準
新馬場児童館	福祉課	第7地区	193㎡	無	1973年度	42年	木造	旧耐震基準
東原児童館	福祉課	第8地区	193㎡	無	1975年度	40年	木造	旧耐震基準
植木児童館	福祉課	第9地区	182㎡	無	1966年度	49年	鉄骨	旧耐震基準

※建設時の耐震基準を表示しています。

表 児童プール・児童遊園の一覧

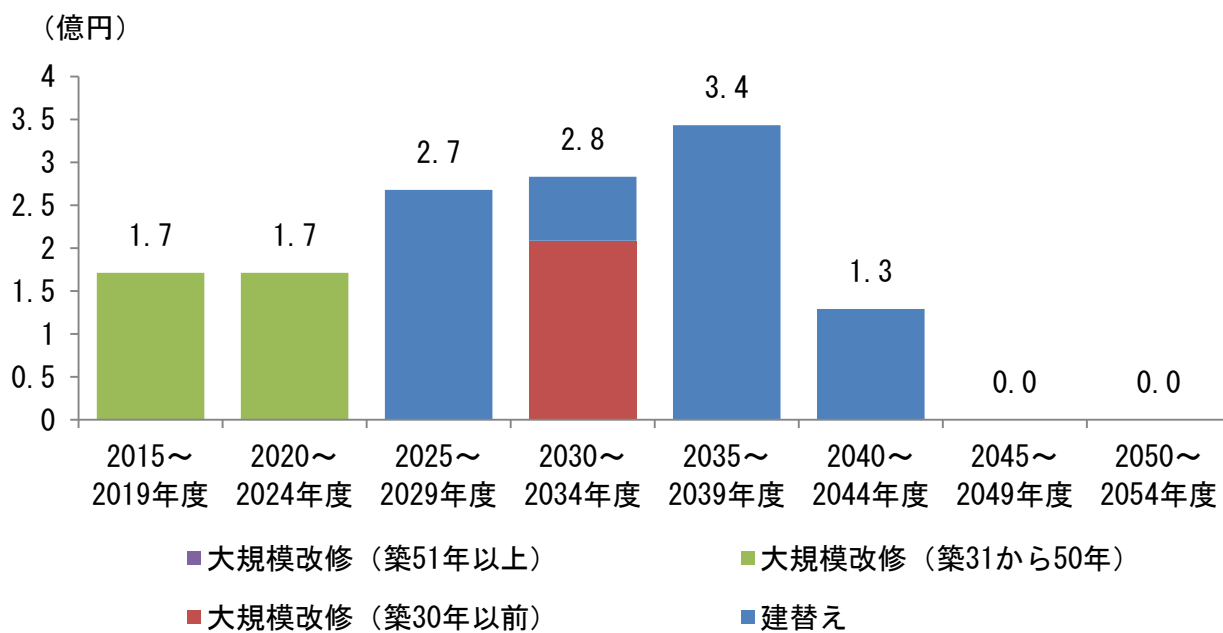
施設情報(児童プール)			施設情報(児童遊園)		
施設名称	所管課	地区	施設名称	所管課	地区
植木児童プール	福祉課	第9地区	稲荷児童遊園	福祉課	第1地区
南部児童プール	福祉課	第3地区	今市児童遊園	福祉課	第7地区
今市児童プール	福祉課	第7地区	櫛田児童遊園	福祉課	第2地区
蓼池児童プール	福祉課	第6地区	小鷺巣児童遊園	福祉課	第3地区
長田児童プール	福祉課	第5地区	下新児童遊園	福祉課	第7地区
櫛田児童プール	福祉課	第2地区	谷児童遊園	福祉課	第2地区
新馬場児童プール	福祉課	第7地区			
谷児童プール	福祉課	第2地区			
餅原児童プール	福祉課	第6地区			

■配置状況



■将来更新費用

図 子育て支援施設 将来更新費用

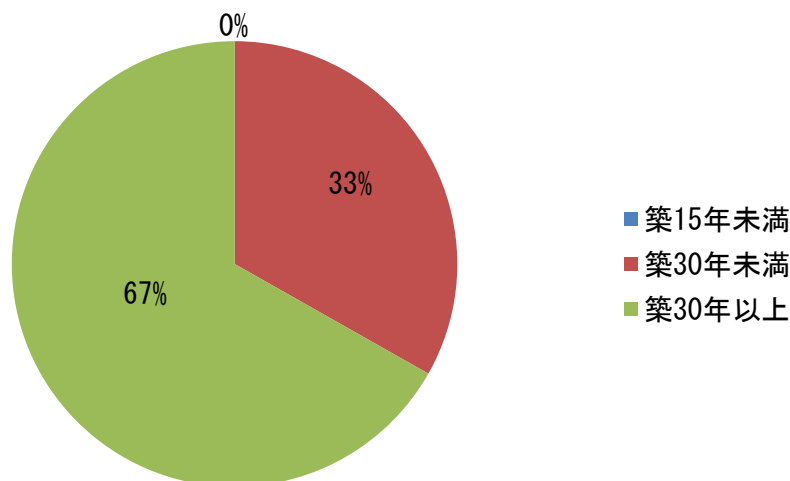


将来更新費用は、2044年度までの30年間に建替え及び大規模改修費用として、約14億円が必要となる見込みです。

■施設老朽化状況

子育て支援施設の築後年数の割合をみると、建物の約67%が築30年以上経過しています。

図 築年別の施設数



■利用状況

児童館及び第2地区交流プラザについて利用者数の推移を施設ごとに比較すると、今市児童館、植木児童館では利用者が特に多い状況となっています。

なお地区別の将来人口見通し(8ページ)では、第7地区と第9地区の人口増加が予測されます。両地区に所在する今市児童館、植木児童館、新馬場児童館は今後さらなる利用者数増加が予想されます。

表 利用者数の推移(過去3年間)

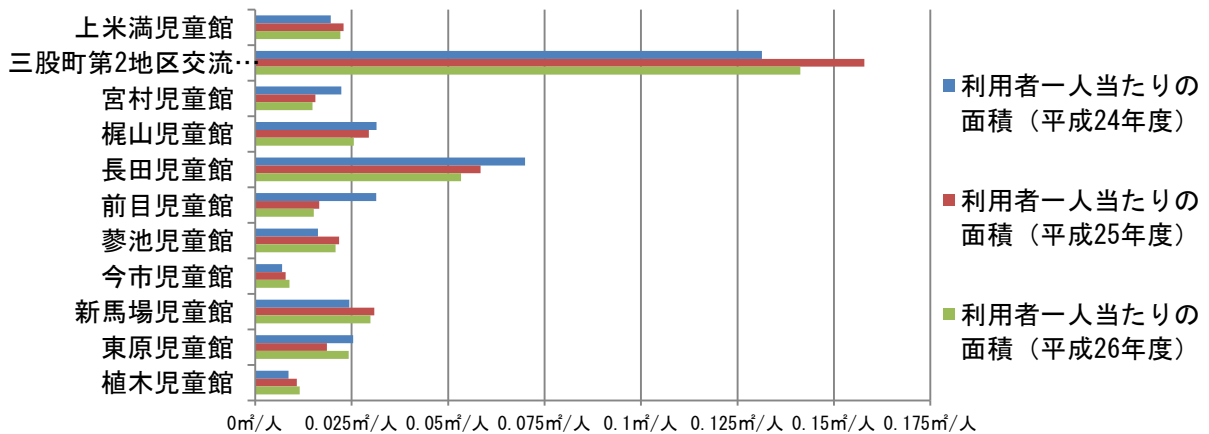
施設名称	利用者数(平成24年度)	利用者数(平成25年度)	利用者数(平成26年度)
上米満児童館	9,858人	8,437人	8,762人
三股町第2地区交流プラザ	9,343人	7,772人	8,682人
宮村児童館	8,635人	12,388人	12,998人
梶山児童館	11,566人	12,344人	14,268人
長田児童館	3,803人	4,555人	4,983人
前目児童館	6,160人	11,645人	12,705人
蓼池児童館	17,844人	13,327人	13,935人
今市児童館	27,829人	24,456人	21,728人
新馬場児童館	7,903人	6,256人	6,465人
東原児童館	7,592人	10,383人	7,966人
植木児童館	21,133人	16,838人	15,745人

出典元；児童館等利用状況 H24～26 集計(福祉課)

また、利用者一人当たりの延床面積を施設ごとに比較すると、最も大きい第2地区交流プラザで約0.15㎡/人となっており、次いで長田児童館で約0.05㎡/人となっています。

なお今市児童館、植木児童館は1人当たりの延床面積は0.01㎡/人程度であり、他の施設と比較しスペースに余裕がない状況です。利用者数の増加が見込まれる今市児童館や植木児童館は、今後空きスペースに余裕がなくなることが予想されます。

図 利用者一人当たりの延床面積（過去3年間）



出典元；児童館等利用状況 H24～26 集計(福祉課)を基に算出

※第2地区交流プラザはアリーナ部分を含む延べ床面積で算出しています。

■現状・課題

現状及び課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 築30年以上を経過した建物が約67%を占めており、老朽化している施設が多く存在します。 ⇒大規模改修が今後必要となります。 ・ 児童館は全て旧耐震基準となっています。 ・ 第2地区交流プラザの利用者1人当たりの面積が広い状況です。 ⇒空きスペースなどの有効利用を検討する必要があります。 ・ 今市児童館、植木児童館では利用者数が多い状況となっています。 ・ 長田へき地保育所は土砂災害警戒区域内に立地しております。
----------	---

■管理に関する基本的な方針

児童館、第2地区交流プラザ、児童プール、児童遊園	
点検・診断等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検のほか、施設の劣化状況により個別の調査・診断等を実施していきます。 ・ 町民や職員目線で見えた施設の劣化、損傷の情報がくみ上げられ、早期の修繕に生かせる仕組みの構築を目指します。
維持管理・修繕・更新等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劣化状態に着目して早急な対応が必要な部分から、更新及び修繕を検討していきます。 ・ 児童館については、施設の老朽化がかなり進んでいるため、統廃合や複合化を含めた、修繕計画を早期に策定し実施します。
安全確保の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童館は、安全性を加味した効果的な改修の実施を検討します。 ・ 第2地区交流プラザは定期的な点検や修繕を行い、安全性を加味した施設を維持します。

耐震化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館については全て旧耐震基準で建設されており、既存施設の耐震性の確認や耐震化だけでなく、統廃合や複合化、更新を含む耐震化についても検討します。 ・第2地区交流プラザは、耐震性の確保を維持しつつ、今後の災害に備えるための維持管理を継続してきます。
長寿命化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館については、既存施設の長寿命化だけでなく、統廃合や複合化、更新を含む長寿命化についても検討します。 ・第2地区交流プラザは定期的な点検や修繕を行うことにより、長期間施設を利用できるようにします。
統合及び廃止の推進方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館については、「学校施設と他の公共施設等との複合化検討部会」(文部科学省)による複合化の推進の考え方を参考にしつつ、学校の空きスペース(空き教室等)へ統廃合をすることも検討します。 ・第2地区交流プラザは多機能化について検討します。 ・児童プール、児童遊園については、統廃合を検討します。

長田へき地保育所	
点検・診断等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、個別の調査・診断等を実施していきます。
維持管理・修繕・更新等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、修繕等を実施していきます。
安全確保の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、安全確保の措置を取ります。
耐震化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・実施しません。
長寿命化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・実施しません。
統合及び廃止の推進方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・有効活用できるように検討し、維持管理コストの軽減を図ります。

(3) 町民文化系施設

■施設概要

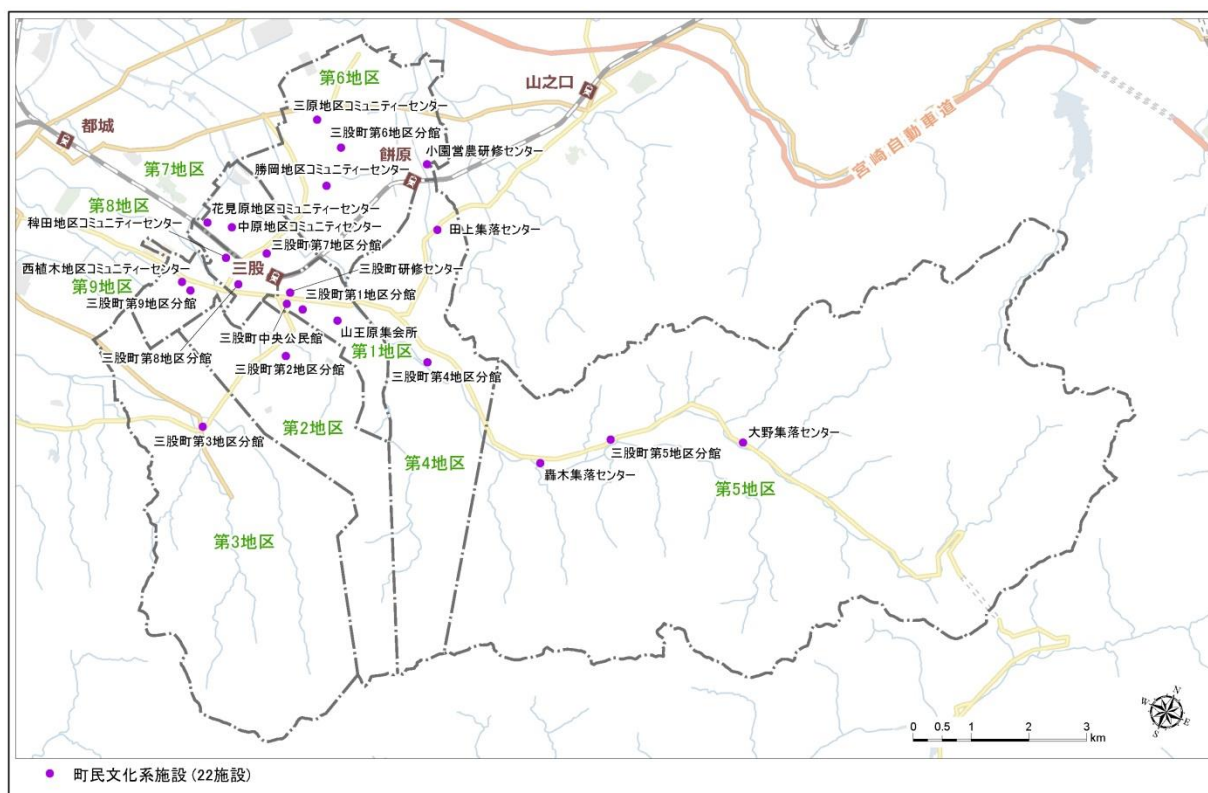
- ・中央公民館及び地区分館は10施設、集落センターは3施設、コミュニティセンターは6施設、集会所は1施設、研修センターは2施設設置されております。
- ・地域住民が相互の交流を深め、自主的に活動することのできる場として集会機能や貸室機能を担っております。また、災害時等の避難所としての機能を担っています。
- ・地区のまちづくり活動の拠点としての機能を担うとともに、地域の身近な行政窓口として町役場と地域住民をつなぐパイプ的な役割も果たしています。

表 町民文化系施設の一覧

施設情報					建物情報(代表建物)			
施設名称	所管課	地区	延床面積	指定管理	建築年度(西暦)	経過年数	主体構造	耐震基準
三股町研修センター	教育課	第1地区	196㎡	無	1988年度	27年	木造	新耐震基準
山王原集会所	教育課	第1地区	70㎡	無	1982年度	33年	鉄骨	新耐震基準
三股町中央公民館	教育課	第1地区	1,482㎡	無	1973年度	42年	鉄筋コンクリート	旧耐震基準
三股町第1地区分館	教育課	第1地区	563㎡	無	1987年度	28年	鉄筋コンクリート	新耐震基準
三股町第2地区分館	教育課	第2地区	503㎡	無	1976年度	39年	鉄筋コンクリート	旧耐震基準
三股町第3地区分館	教育課	第3地区	422㎡	無	1993年度	22年	鉄筋コンクリート	新耐震基準
三股町第4地区分館	教育課	第4地区	337㎡	無	1980年度	35年	鉄筋コンクリート	旧耐震基準
田上集落センター	産業振興課	第4地区	158㎡	無	1985年度	30年	木造	新耐震基準
三股町第5地区分館	教育課	第5地区	337㎡	無	1978年度	37年	鉄筋コンクリート	旧耐震基準
大野集落センター	産業振興課	第5地区	173㎡	無	1982年度	33年	木造	新耐震基準
轟木集落センター	産業振興課	第5地区	240㎡	無	1982年度	33年	木造	新耐震基準
三原地区コミュニティセンター	教育課	第6地区	177㎡	無	1981年度	34年	木造	旧耐震基準
勝岡地区コミュニティセンター	教育課	第6地区	91㎡	無	1998年度	17年	木造	新耐震基準
三股町第6地区分館	教育課	第6地区	1,141㎡	無	1995年度	20年	鉄筋コンクリート	新耐震基準
小園営農研修センター	産業振興課	第6地区	75㎡	無	1983年度	32年	木造	新耐震基準
花見原地区コミュニティセンター	教育課	第7地区	206㎡	無	1994年度	21年	木造	新耐震基準
三股町第7地区分館	教育課	第7地区	542㎡	無	1994年度	21年	鉄筋コンクリート	新耐震基準
中原地区コミュニティセンター	教育課	第7地区	209㎡	無	1995年度	20年	木造	新耐震基準
三股町第8地区分館	教育課	第8地区	454㎡	無	1984年度	31年	鉄筋コンクリート	新耐震基準
稗田地区コミュニティセンター	教育課	第8地区	206㎡	無	1993年度	22年	木造	新耐震基準
西植木地区コミュニティセンター	教育課	第9地区	291㎡	無	2000年度	15年	木造	新耐震基準
三股町第9地区分館	教育課	第9地区	494㎡	無	1985年度	30年	鉄筋コンクリート	新耐震基準

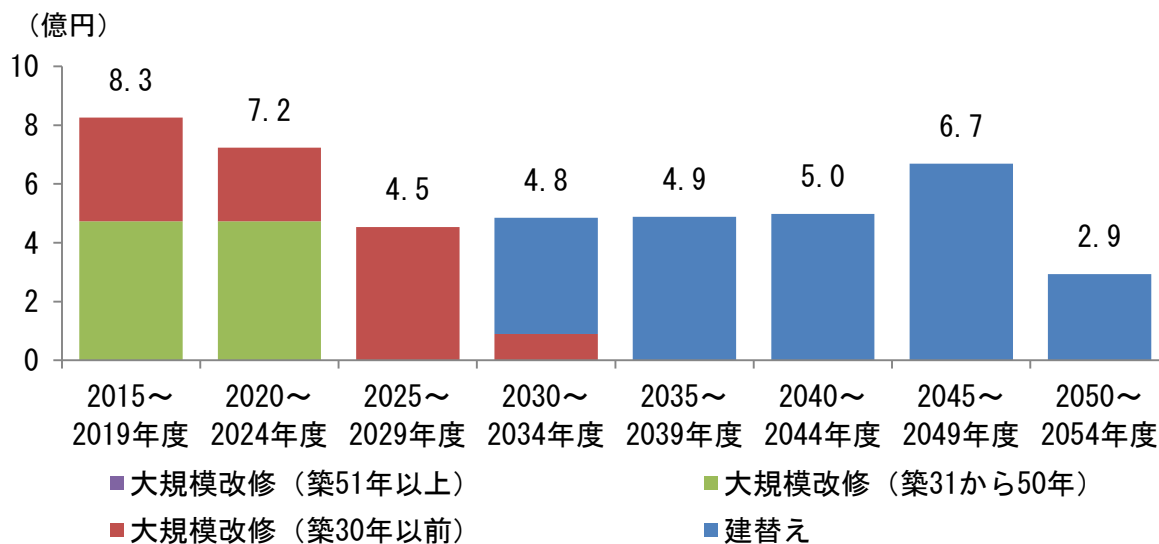
※建設時の耐震基準を表示しています。

■配置状況



■将来更新費用

図 町民文化系施設 将来更新費用

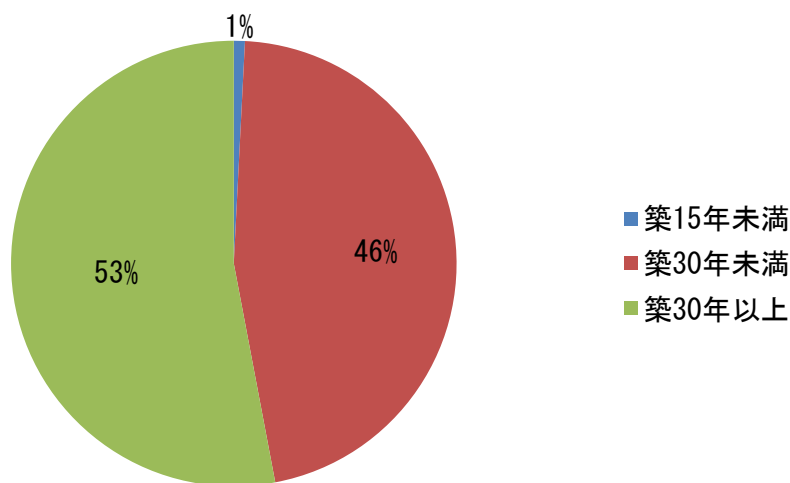


将来更新費用は、2029年度まで主に大規模改修費用が約20億円必要となる見込みとなっており、2030年度以降は建替えが見込まれています。

■施設老朽化状況

町民文化系施設の築後年数の割合をみると、大規模改修の目安となる築30年以上経過している建物が約53%となっています。

図 築年別の施設数



■利用状況

中央公民館及び各地区分館について利用者数の推移を施設ごとに比較すると、中央公民館、第1地区分館、第6地区分館が特に多い状況となっています。

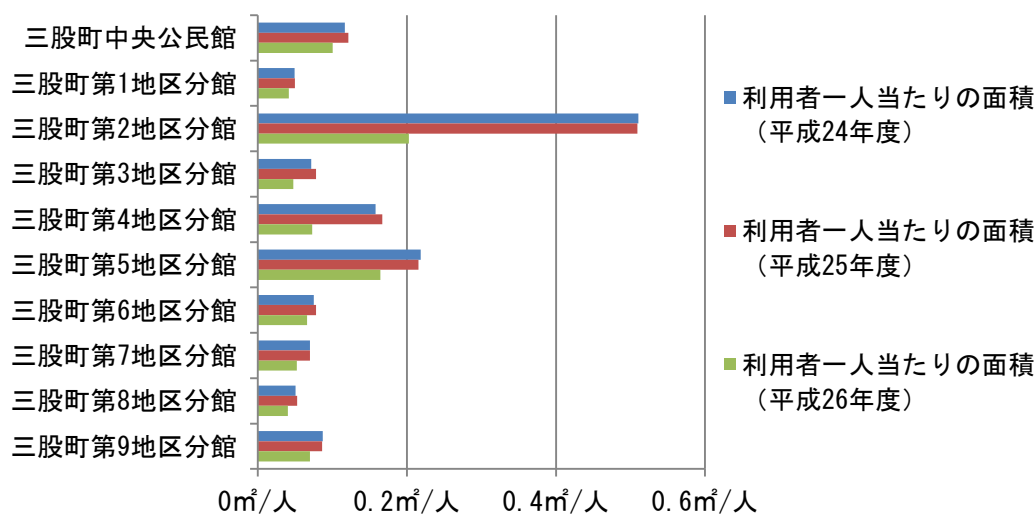
表 中央公民館及び各地区分館の推移（過去3年間）

施設名称	利用者数(平成24年度)	利用者数(平成25年度)	利用者数(平成26年度)
三股町中央公民館	12,720人	12,216人	14,751人
三股町第1地区分館	11,436人	11,311人	13,626人
三股町第2地区分館	985人	988人	2,481人
三股町第3地区分館	5,909人	5,412人	8,865人
三股町第4地区分館	2,134人	2,019人	4,632人
三股町第5地区分館	1,543人	1,564人	2,053人
三股町第6地区分館	15,230人	14,600人	17,283人
三股町第7地区分館	7,765人	7,776人	10,400人
三股町第8地区分館	8,975人	8,603人	11,269人
三股町第9地区分館	5,681人	5,727人	7,075人

出典元：月別・施設概況調査表(利用者) 教育委員会

また、中央公民館及び各地区分館における利用者一人当たりの延床面積（㎡/人）を施設ごとに比較すると、一人当たりの延床面積が最も大きい第2地区分館で平成24年度と平成25年度は0.5㎡/人と、他の施設と比較し大きくなっています。

図 中央公民館及び各地区分館利用者一人当たりの延床面積（過去3年間）



出典元；月別・施設概況調査表(利用者数) 教育委員会 を基に算出

■現状・課題

現状及び課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 築 30 年以上を経過した建物が約 53%を占めており、老朽化している施設が多く存在します。 ⇒大規模改修が今後必要となります。 ・ 公民館及び分館では第 2 地区分館が利用者 1 人当たりの面積が広い状況です。 ⇒空きスペースなどの有効利用を検討する必要があります。 ・ 中央公民館、第 1 地区分館、第 6 地区分館では利用者数が多い状況となっています。 ・ 第 5 地区分館は土砂災害警戒区域内に立地しております。 ⇒移転を検討する必要があります。
----------	---

■管理に関する基本的な方針

公民館、地区分館	
点検・診断等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検のほか、施設の劣化状況により個別の調査・診断等を実施していきます。 ・ 町民や職員目線で見つかった施設の劣化、損傷の情報がくみ上げられ、早期の修繕に生かせる仕組みの構築を目指します。
維持管理・修繕・更新等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劣化状態に着目して早急な対応が必要な部分から、更新及び修繕を検討していきます。
安全確保の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検や修繕を行い、安全性を加味した施設を維持します。

耐震化の実施方針について	・耐震性の確保を維持しつつ、今後の災害に備えるための維持管理を継続していきます。
長寿命化の実施方針について	・定期的な点検や修繕を行うことにより、長期間施設を利用できるようにします。
統合及び廃止の推進方針について	・地区分館については、教育・福祉・保健等と連携した複合的施設としての利用促進や他機能との一元化を図るとともに、施設の劣化・損傷が激しく建替えが必要な場合は、近隣の公共施設等に機能を移し一元化することも検討します。

三股町研修センター、コミュニティセンター、集会所	
点検・診断等の実施方針について	・定期的な点検のほか、施設の劣化状況により個別の調査・診断等を実施していきます。 ・職員目線で見た施設の劣化、損傷の情報がくみ上げられ、早期の修繕に生かせる仕組みの構築を目指します。
維持管理・修繕・更新等の実施方針について	・劣化状態に着目して早急な対応が必要な部分から、更新及び修繕を検討していきます。
安全確保の実施方針について	・定期的な点検や修繕を行い、安全性を加味した施設を維持します。
耐震化の実施方針について	・旧耐震基準の施設については耐震性の確認・確保に努めます。 ・耐震性の確保を維持しつつ、今後の災害に備えるための維持管理を継続していきます。
長寿命化の実施方針について	・定期的な点検や修繕を行うことにより、長期間施設を利用できるようにします。
統合及び廃止の推進方針について	・地区への譲渡や管理運営の移管を検討します。 ・研修センター、コミュニティセンター、集会所については、劣化・損傷が激しく建替えが必要な場合は、近隣の公共施設等への機能一元化や、教育・福祉・保健等と連携した複合的施設の建設を検討します。

集落センター、小園営農研修センター	
点検・診断等の実施方針について	・定期的な点検のほか、施設の劣化状況により個別の調査・診断等を実施していきます。 ・職員目線で見た施設の劣化、損傷の情報がくみ上げられ、早期の修繕に生かせる仕組みの構築を目指します。
維持管理・修繕・更新等の実施方針について	・劣化状態に着目して早急な対応が必要な部分から更新及び修繕を検討していきます。

安全確保の実施方針について	・ 定期的な点検や修繕を行い、安全性を加味した施設を維持します。
耐震化の実施方針について	・ 耐震性の確保を維持しつつ、今後の災害に備えるための維持管理を継続していきます。
長寿命化の実施方針について	・ 定期的な点検や修繕を行うことにより、長期間施設を利用できるようにします。
統合及び廃止の推進方針について	・ 地区への譲渡や管理運営の移管を検討します。 ・ 公民館や分館等との複合化、多機能化を検討します。

(4) スポーツ・レクリエーション系施設

■施設概要

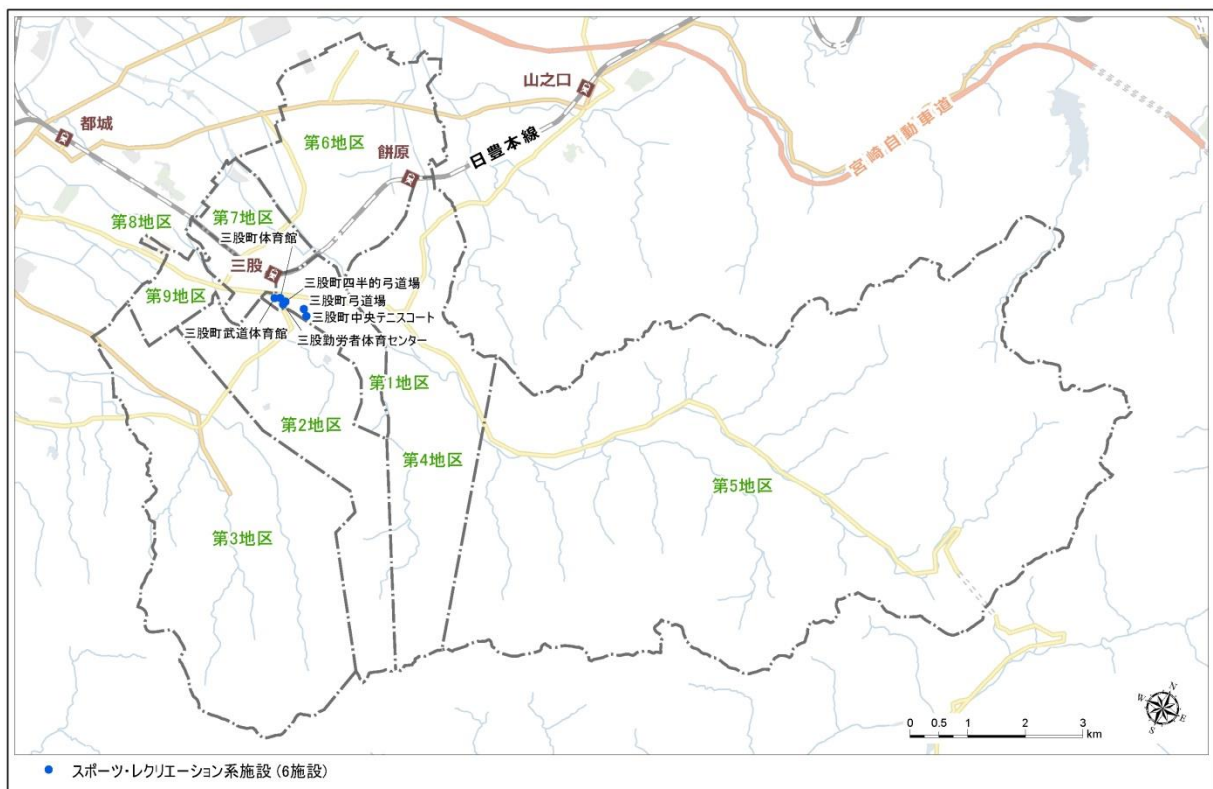
- ・ 体育館、弓道場 テニスコート等の6施設を設置しています。
- ・ 町民の体位及び体力向上並びにスポーツ・レクリエーションの普及振興を図る施設です。

表 スポーツ・レクリエーション施設の一覧

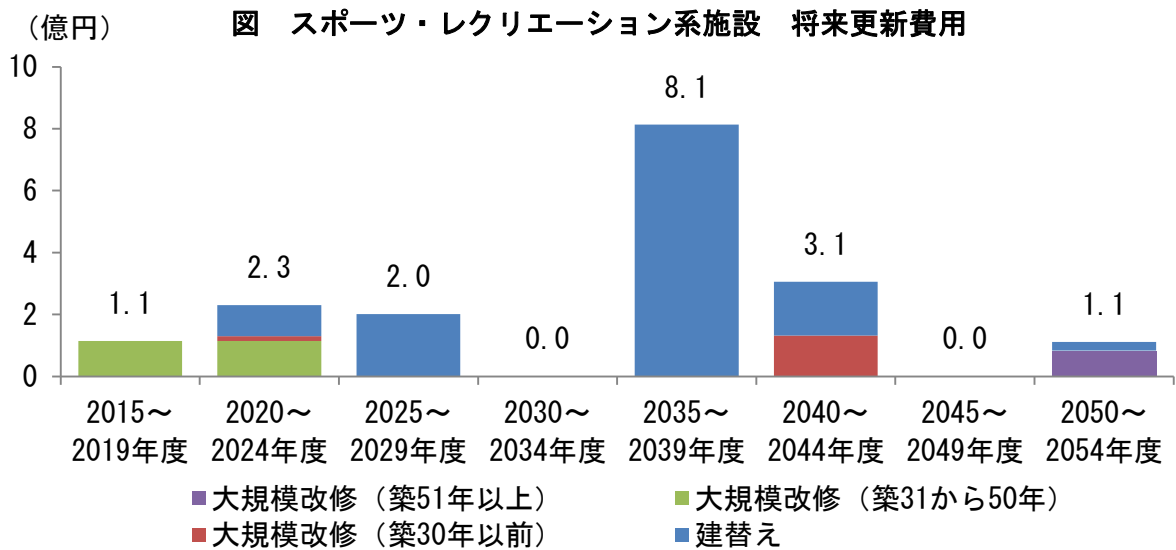
施設情報					建物情報(代表建物)			
施設名称	所管課	地区	延床面積	指定管理	建築年度(西暦)	経過年数	主体構造	耐震基準
三股町弓道場	教育課	第1地区	660m ²	無	2011年度	4年	木造	新耐震基準
三股町四半的弓道場	教育課	第1地区	150m ²	無	1980年度	35年	鉄骨	旧耐震基準
三股町中央テニスコート	教育課	第1地区	77m ²	無	1992年度	23年	鉄筋コンクリート	新耐震基準
三股町体育館	教育課	第1地区	838m ²	無	1964年度	51年	鉄骨	旧耐震基準
三股町武道体育館	教育課	第1地区	1,595m ²	無	1977年度	38年	鉄骨	旧耐震基準
三股勤労者体育センター	教育課	第1地区	997m ²	無	1978年度	37年	鉄骨	旧耐震基準

※建設時の耐震基準を表示しています。

■配置状況



■将来更新費用

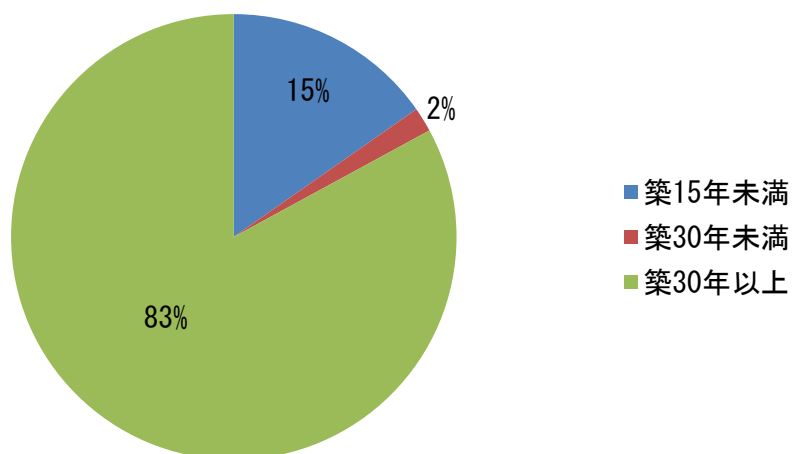


将来更新費用は、2035年度から2039年度までは、大規模改修及び建替えが集中することが予想されます。

■施設老朽化状況

スポーツ・レクリエーション系施設の築後年数の割合をみると、建物の約83%が築30年以上経過しています。

図 築年別の施設数



■利用状況

利用者数の推移を施設ごとに比較すると、武道体育館では利用者が特に多い状況となっています。

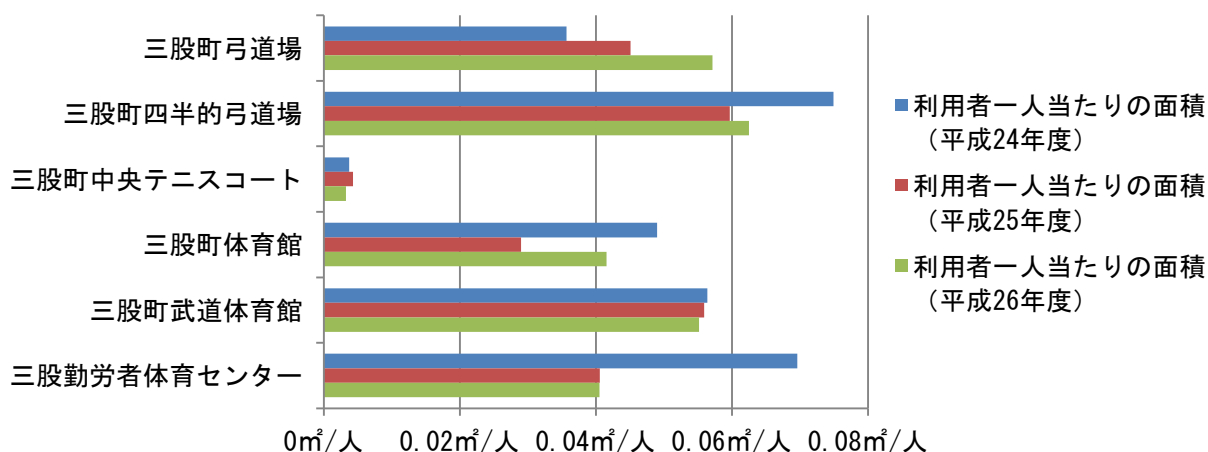
表 利用者数の推移（過去3年間）

施設名称	利用者数(平成24年度)	利用者数(平成25年度)	利用者数(平成26年度)
三股町弓道場	18,504人	14,647人	11,552人
三股町四半的弓道場	2,002人	2,514人	2,400人
三股町中央テニスコート	20,637人	17,952人	23,490人
三股町体育館	17,107人	28,898人	20,173人
三股町武道体育館	28,288人	28,528人	28,929人
三股勤労者体育センター	14,323人	24,587人	24,597人

出典元；平成24年度から平成26年度までの月別体育館施設の概況調査(教育委員会)

また、利用者一人当たりの延床面積（㎡/人）を施設ごとに比較すると、四半的弓道場と武道体育館では、他の施設と比較し過去3年間の一人当たりの面積が広い状況となっています。

図 利用者一人当たりの延床面積



出典元；平成24年度から平成26年度までの月別体育館施設の概況調査(教育委員会)より算出

■現状・課題

現状及び課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 築 30 年以上を経過した建物が約 83%を占めており、老朽化している施設が多く存在します。 ⇒大規模改修が今後必要となります。 ・ 武道体育館は 2014 年度に大規模改修を行っています。
----------	---

■管理に関する基本的な方針

体育館、三股町弓道場、テニスコート、体育センター、四半的弓道場	
点検・診断等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検のほか、施設の劣化状況により個別の調査・診断等を実施していきます。 ・ 町民や職員目線で見た施設の劣化、損傷の情報がくみ上げられ、早期の修繕に生かせる仕組みの構築を目指します。
維持管理・修繕・更新等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劣化状態に着目して早急な対応が必要な部分から、更新及び修繕を検討していきます。
安全確保の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検や修繕を行い、安全性を加味した施設を維持します。
耐震化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新耐震基準のものは、耐震性の確保を維持しつつ、今後の災害に備えるための維持管理を継続していきます。 ・ 旧耐震基準のものは、耐震性の確認・確保に努めます。
長寿命化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に大規模改修の時期を迎えている施設は、長寿命化に貢献する改修を併せて実施し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。 ・ その他の施設は、定期的な点検や修繕を行うことにより、長期間施設を利用できるようにします。
統合及び廃止の推進方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の用途の施設との統廃合は検討しません。

(5) 町営住宅・教職員住宅

■施設概要

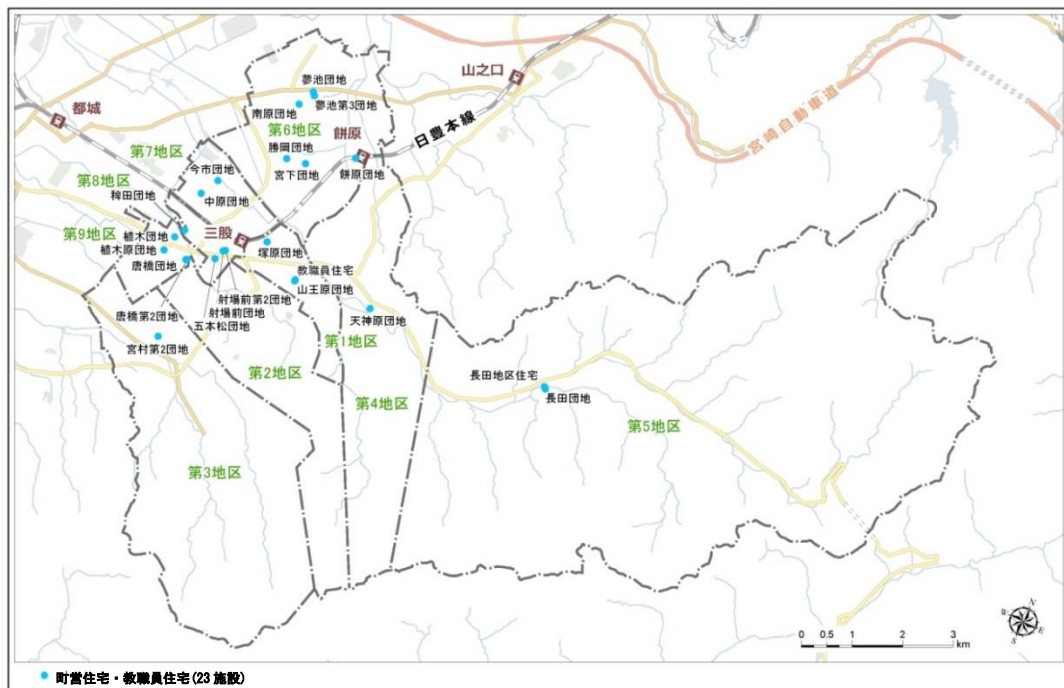
- ・町営住宅は 22 施設、教職員住宅は 1 施設に設置されております。
- ・町営住宅は公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づき、町が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設があります。

表 町営住宅の一覧

施設情報					建物情報(代表建物)			
施設名称	所管課	地区	延床面積	指定管理	建築年度(西暦)	経過年数	主体構造	耐震基準
塚原団地	都市整備課	第1地区	4,489㎡	無	2012年度	3年	鉄筋コンクリート	新耐震基準
山王原団地	都市整備課	第1地区	2,981㎡	無	1979年度	36年	鉄筋コンクリート	旧耐震基準
教職員住宅	教育課	第1地区	122㎡	無	1972年度	43年	木造	旧耐震基準
宮村第2団地	都市整備課	第3地区	733㎡	無	1988年度	27年	木造	新耐震基準
天神原団地	都市整備課	第4地区	791㎡	無	1968年度	47年	コンクリートブロック	旧耐震基準
長田地区住宅	都市整備課	第5地区	79㎡	無	2013年度	2年	木造	新耐震基準
長田団地	都市整備課	第5地区	733㎡	無	1986年度	29年	木造	新耐震基準
南原団地	都市整備課	第6地区	1,786㎡	無	1981年度	34年	鉄筋コンクリート	旧耐震基準
蓼池第3団地	都市整備課	第6地区	567㎡	無	1967年度	48年	コンクリートブロック	旧耐震基準
蓼池団地	都市整備課	第6地区	131㎡	無	1964年度	51年	コンクリートブロック	旧耐震基準
餅原団地	都市整備課	第6地区	599㎡	無	1967年度	48年	コンクリートブロック	旧耐震基準
宮下団地	都市整備課	第6地区	756㎡	無	1968年度	47年	コンクリートブロック	旧耐震基準
勝岡団地	都市整備課	第6地区	728㎡	無	1967年度	48年	コンクリートブロック	旧耐震基準
今市団地	都市整備課	第7地区	1,723㎡	無	1973年度	42年	コンクリートブロック	旧耐震基準
中原団地	都市整備課	第7地区	7,732㎡	無	2005年度	10年	鉄筋コンクリート	新耐震基準
稗田団地	都市整備課	第8地区	3,771㎡	無	1976年度	39年	鉄筋コンクリート	旧耐震基準
射場前第2団地	都市整備課	第8地区	761㎡	無	1963年度	52年	コンクリートブロック	旧耐震基準
射場前団地	都市整備課	第8地区	715㎡	無	1962年度	53年	コンクリートブロック	旧耐震基準
五本松団地	都市整備課	第8地区	4,981㎡	無	1971年度	44年	コンクリートブロック	旧耐震基準
植木団地	都市整備課	第9地区	315㎡	無	1965年度	50年	コンクリートブロック	旧耐震基準
植木原団地	都市整備課	第9地区	126㎡	無	1966年度	49年	コンクリートブロック	旧耐震基準
唐橋第2団地	都市整備課	第9地区	3,942㎡	無	1983年度	32年	鉄筋コンクリート	新耐震基準
唐橋団地	都市整備課	第9地区	1,531㎡	無	1978年度	37年	鉄筋コンクリート	旧耐震基準

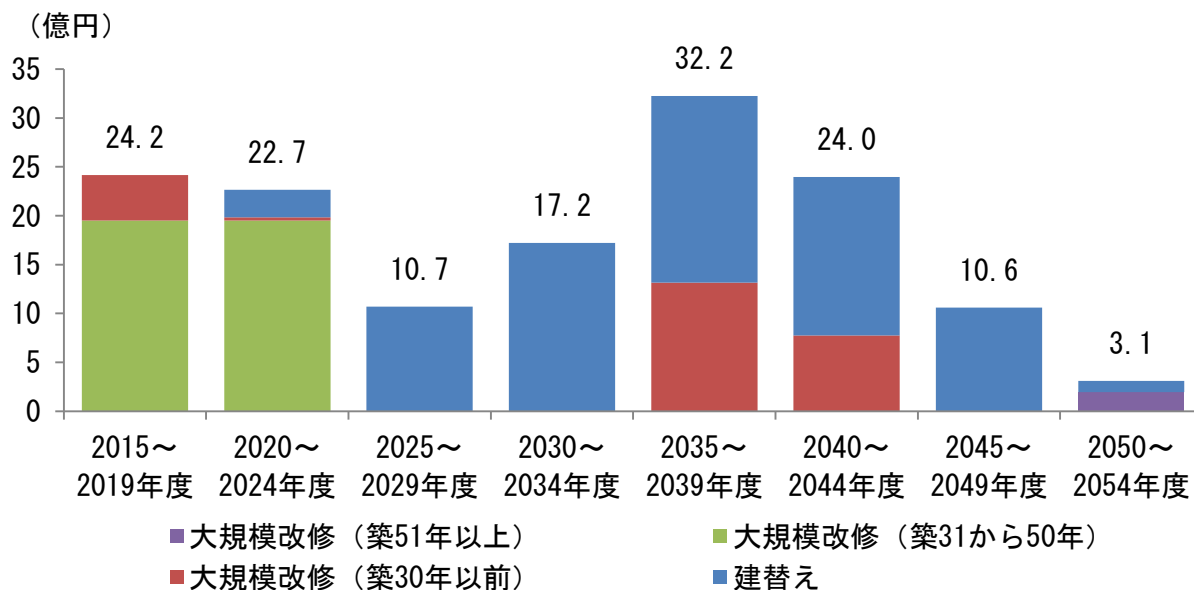
※建設時の耐震基準を表示しています。

■配置状況



■将来更新費用

図 町営住宅・教職員住宅 将来更新費用

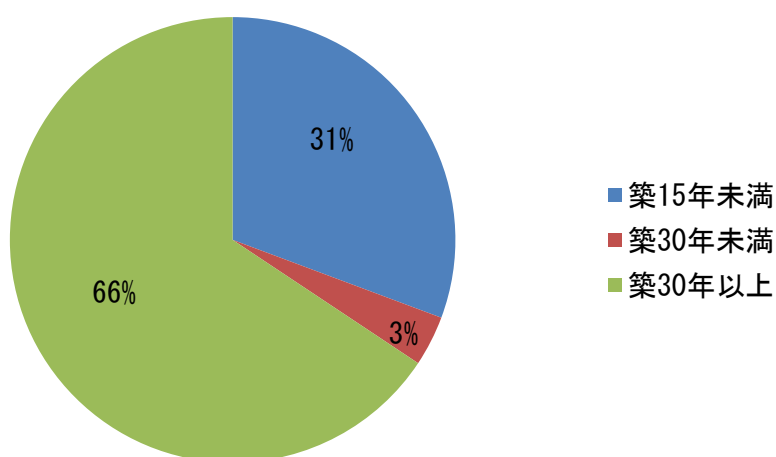


将来更新費用は、大規模改修費用として2019年度までの5年間に約24億円が必要となる見込みです。建替えと大規模改修費用として2035年度から2044年度までは約56億円が必要となる見込みです。

■施設老朽化状況

町営住宅・教職員住宅の築後年数の割合をみると、建物の約66%が築30年以上経過しています。

図 築年別の施設数



■利用状況

町営住宅について入居戸数の推移を施設ごとに比較すると、平成26年度の入居率が80%を超える施設は22施設中12施設となります。

表 入居戸数及び入居率の推移（過去3年間）

団地名	戸数	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		入居戸数	入居率	入居戸数	入居率	入居戸数	入居率
射場前団地	23	7	30.4%	7	30.4%	7	30.4%
射場前第2団地	24	9	37.5%	8	33.3%	8	33.3%
蓼池団地	4	3	75%	3	75%	3	75%
植木団地	10	6	60%	5	50%	4	40%
植木原団地	4	2	50%	2	50%	2	50%
餅原団地	19	7	36.8%	7	36.8%	6	31.6%
蓼池第3団地	18	17	94.4%	16	88.9%	15	83.3%
勝岡団地	20	18	90%	18	90%	19	95%
天神原団地	20	19	95%	18	90%	16	80%
宮下団地	22	8	36.4%	8	36.4%	8	36.4%
五本松団地	134	100	74.6%	96	71.6%	86	64.2%
今市団地	40	39	97.5%	39	97.5%	39	97.5%
稗田団地	60	52	86.7%	55	91.7%	49	81.7%
唐橋団地	24	23	95.8%	22	91.7%	21	87.5%
山王原団地	42	41	97.6%	39	92.9%	38	90.5%
南原団地	24	24	100%	23	95.8%	22	91.7%
唐橋第2団地	48	44	91.7%	45	93.8%	38	79.2%
中原団地	117	113	96.6%	114	97.4%	108	92.3%
塚原団地	79	37	46.8%	74	93.7%	77	97.5%
長田団地	12	12	100%	11	91.7%	11	91.7%
宮村第2団地	12	12	100%	12	100%	12	100%
長田地区住宅	1	-		-		0	0%

出典元；平成24年度から平成26年度までの入居実績（都市整備課）

■現状・課題

現状及び課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 築 30 年以上を経過した建物が約 66%を占めており、老朽化している施設が多く存在します。 ・ コンクリートブロック造の建物が多く、耐震性に問題があります。 <p>⇒建て替え及び大規模改修が今後必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町営住宅の需要が存在します。 <p>⇒70 年・80 年代に建築された耐火構造住宅の住環境整備が必要となります。</p> <p>⇒民間借家数、人口・世帯数の推移などから将来の町営住宅管理戸数を算出する必要があります。</p> <p>⇒民間賃貸住宅、PPP/PFI 手法等の活用を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2010 年度に「三股町公営住宅等長寿命化計画」を策定しています。
----------	---

■管理に関する基本的な方針

町営住宅	
点検・診断等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検のほか、施設の劣化状況により個別の調査・診断等を実施していきます。 ・ 入居者目線で見た施設の劣化、損傷の情報がくみ上げられ、早期の修繕に生かせる仕組みの構築を目指します。
維持管理・修繕・更新等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劣化状態に着目して早急な対応が必要な部分から、更新及び修繕を検討していきます。 ・ 三股町公営住宅等長寿命化計画に基づき、維持管理・修繕・更新等を実施していきます。
安全確保の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化が進行している施設については、安全性を加味した効果的な改修の実施を検討します。 ・ その他の施設は、定期的な点検や修繕を行い、安全性を加味した施設を維持します。
耐震化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易耐火平屋住宅については、耐震化せず、他の町営住宅への住替えを進めていきます。 ・ 旧耐震基準で建設された耐火構造住宅は、計画的に耐震診断を実施し、耐震性を確認していきます。 ・ その他の施設は耐震性を維持しつつ、今後の災害に備えるための維持管理を継続していきます。
長寿命化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三股町公営住宅等長寿命化計画に基づき長寿命化を行い、ライフサイクルコストの削減に努めます。
統合及び廃止の推進方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易耐火平屋住宅については、今後全て廃止します。 ・ 耐火構造住宅（中原・塚原を除く）については、入居及び設備の状況、地域の住宅需要などを踏まえ、廃止を検討していきます。 ・ 木造住宅においては、計画的な長期活用を図っていきます。

教職員住宅	
点検・診断等の実施方針について	・実施しません。
維持管理・修繕・更新等の実施方針について	・実施しません。
安全確保の実施方針について	・実施しません。
耐震化の実施方針について	・実施しません。
長寿命化の実施方針について	・実施しません。
統合及び廃止の推進方針について	・今後廃止します。

(6) 行政系施設

■施設概要

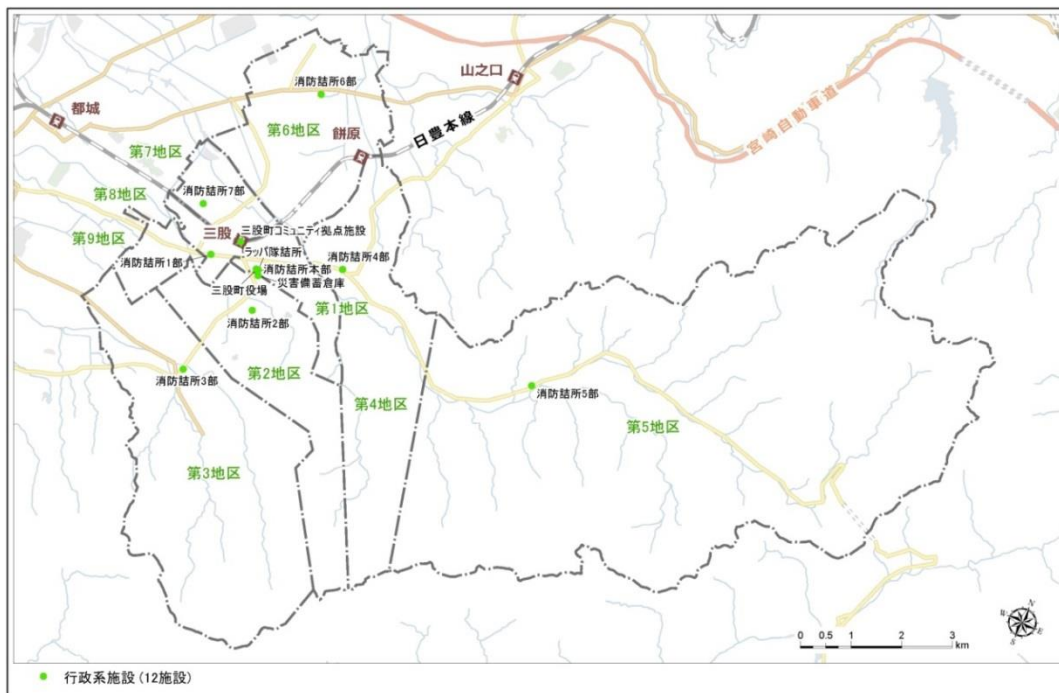
- ・ 町役場は1施設、コミュニティ拠点施設は1施設、消防施設は10施設設置されております。
- ・ 町役場は職員の執務や町民向けの窓口業務等、町政の拠点施設としての役割を担っています。
- ・ 消防詰所は、各地域における災害時の待機および出動、火災予防運動、定期点検、消防ポンプ車の待機出動等の拠点となっています。

表 行政系施設の一覧

施設情報				建物情報(代表建物)				
施設名称	所管課	地区	延床面積	指定管理	建築年度(西暦)	経過年数	主体構造	耐震基準
三股町役場	総務課	第1地区	4,547㎡	無	1971年度	44年	鉄筋コンクリート	旧耐震基準
ラッパ隊詰所	総務課	第1地区	28㎡	無	1981年度	34年	軽量鉄骨造	旧耐震基準
消防詰所本部	総務課	第1地区	376㎡	無	1971年度	44年	鉄筋コンクリート	旧耐震基準
災害備蓄倉庫	総務課	第2地区	228㎡	無	1971年度	44年	鉄骨	旧耐震基準
消防詰所2部	総務課	第2地区	52㎡	無	1987年度	28年	鉄骨	新耐震基準
消防詰所3部	総務課	第3地区	52㎡	無	1992年度	23年	鉄骨	新耐震基準
消防詰所4部	総務課	第4地区	52㎡	無	1987年度	28年	鉄骨	新耐震基準
消防詰所5部	総務課	第5地区	76㎡	無	1988年度	27年	鉄骨	新耐震基準
消防詰所6部	総務課	第6地区	47㎡	無	1983年度	32年	コンクリートブロック	新耐震基準
消防詰所7部	総務課	第7地区	52㎡	無	1989年度	26年	鉄骨	新耐震基準
消防詰所1部	総務課	第8地区	52㎡	無	1989年度	26年	鉄骨	新耐震基準
三股町コミュニティ拠点施設	総務課	第8地区	259㎡	無	2008年度	7年	木造	新耐震基準

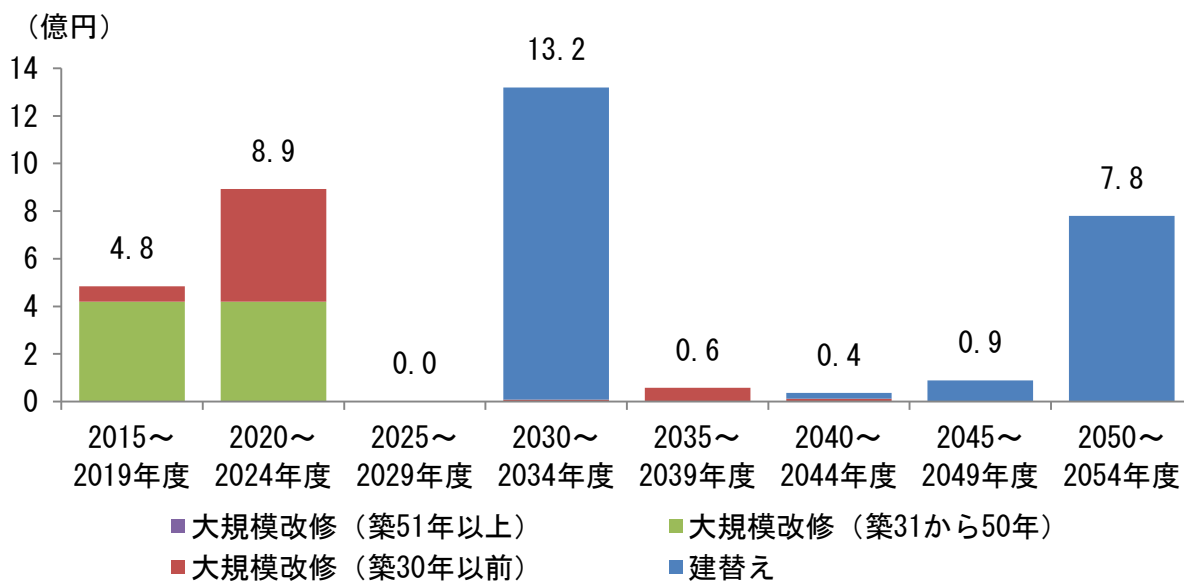
※建設時の耐震基準を表示しています。

■配置状況



■将来更新費用

図 行政系施設 将来更新費用

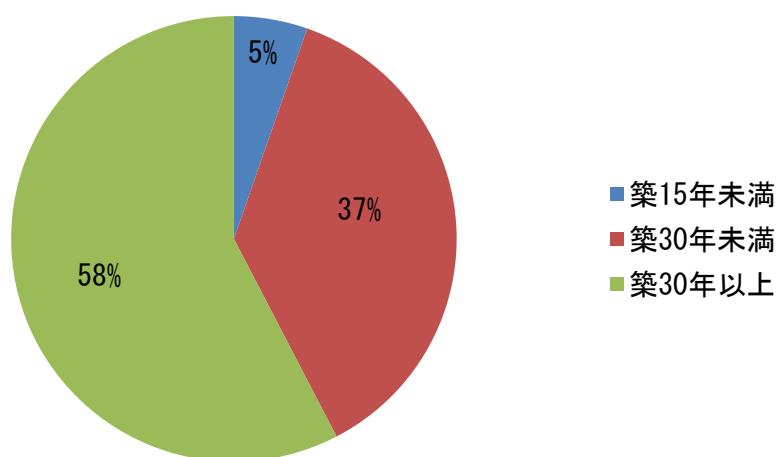


将来更新費用は大規模改修費用が2024年度まで約13.7億円必要となる見込みです。2030年度以降は建替えが主となる見込みです。

■施設老朽化状況

行政系施設の築後年数の割合をみると、建物の約58%が築30年以上経過しています。

図 築年別の施設数



■現状・課題

現状及び課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 築 30 年以上を経過した建物が約 58%を占めており、老朽化している施設が多く存在します。 ⇒大規模改修が今後必要となります。 ⇒建替えに際しては、職員配置や将来の人口動態を見据えた適切な規模による施設整備を検討する必要があります。 ・ 消防詰所 5 部は土砂災害警戒区域内に立地しております。 ⇒移転を検討する必要があります。
----------	---

■管理に関する基本的な方針

町役場	
点検・診断等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検のほか、施設の劣化状況により個別の調査・診断等を実施していきます。 ・ 町民や利用者、職員目線で見えた施設の劣化、損傷の情報がくみ上げられ、早期の修繕に生かせる仕組みの構築を目指します。
維持管理・修繕・更新等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劣化状態に着目して早急な対応が必要な部分から、更新及び修繕を検討していきます。 ・ 屋外においては定期的に修繕を行い、健全な維持管理に務めます。 ・ 屋内においては、給排水施設やエレベータの更新を含めた大規模改修を検討します。
安全確保の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検や修繕を行い、安全性を加味した効果的な改修の実施を検討します。 ・ 外壁については、タイル仕上げとなっており、落下の危険があるため、予防保全に努めます。
耐震化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震性の確保を維持しつつ、今後の災害に備えるための維持管理を継続していきます。
長寿命化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検や修繕を行うことにより、長期間施設を利用できるようにします。
統合及び廃止の推進方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の用途の施設との統廃合は検討しません。

消防詰所、災害備蓄倉庫	
点検・診断等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検のほか、施設の劣化状況により個別の調査・診断等を実施していきます。 ・ 職員目線で見えた施設の劣化、損傷の情報がくみ上げられ、早期の修繕に生かせる仕組みの構築を目指します。

維持管理・修繕・更新等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> 劣化状態に着目して早急な対応が必要な部分から更新及び修繕を検討していきます。
安全確保の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検や修繕を行い、安全性を加味した効果的な改修の実施を検討します。
耐震化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> 消防詰所は、耐震性の確保を維持しつつ、今後の災害に備えるための維持管理を継続していきます。 災害備蓄倉庫は、旧耐震基準で建設されており、既存施設の耐震性の確認や耐震化だけでなく、統合や複合化、更新を含む耐震化についても検討します。
長寿命化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検や修繕を行うことにより、長期間施設を利用できるようにします。
統合及び廃止の推進方針について	<ul style="list-style-type: none"> 消防詰所については、防災拠点となる地区分館等との複合化等を検討します。 災害備蓄倉庫については、施設の劣化状態や機能性を考慮し、統合や複合化、更新を検討します。

三股町コミュニティ拠点施設	
点検・診断等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検のほか、施設の劣化状況により個別の調査・診断等を実施していきます。 町民や職員目線で見えた施設の劣化、損傷の情報がくみ上げられ、早期の修繕に生かせる仕組みの構築を目指します。
維持管理・修繕・更新等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> 劣化状態に着目して早急な対応が必要な部分から、更新及び修繕を検討していきます。
安全確保の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検や修繕を行い、安全性を加味した効果的な改修の実施を検討します。
耐震化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性の確保を維持しつつ、今後の災害に備えるための維持管理を継続していきます。
長寿命化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検や修繕を行うことにより、長期間施設を利用できるようにします。
統合及び廃止の推進方針について	<ul style="list-style-type: none"> 他の用途の施設との統廃合は検討しません。

(7) 保健・福祉施設

■施設概要

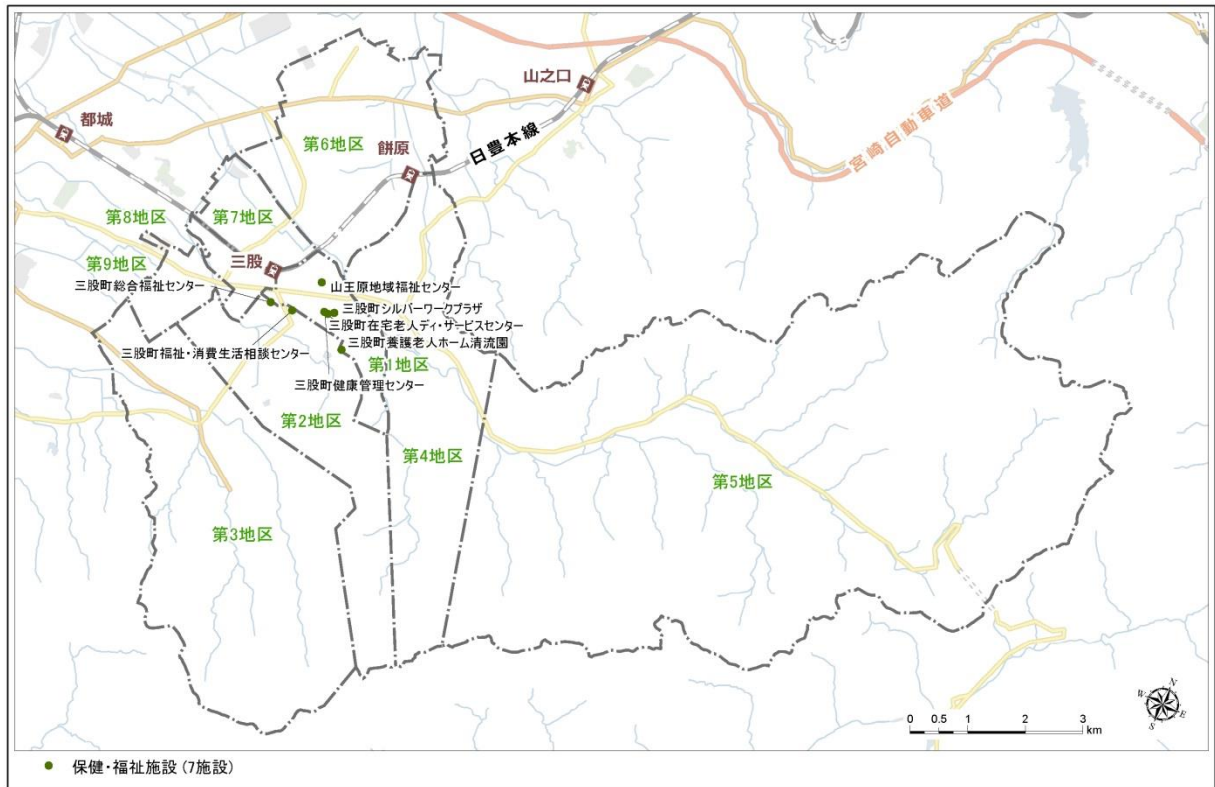
- ・健康管理センターは町民の健康の保持及び増進を図ることを目的として、設置されています。
- ・シルバーワークプラザは高齢者が自己の労働能力を活用するための拠点として作業、研修、会議等の場所を提供し、高齢者の福祉の増進や能力を生かした活力ある地域づくりを推進するための施設です。
- ・山王原地域福祉センターは山王原地域における福祉活動の拠点として、住民の福祉ニーズに応じた各種事業を総合的に実施し、町民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的として設置されています。
- ・養護老人ホーム清流園は高齢入所者の養護等を目的に設置されております。
- ・在宅老人デイ・サービスセンターは食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のためのサービスを日帰り提供します。
- ・福祉・消費生活相談センターはこころの相談や消費に関する相談等の事業を実施しています。
- ・総合福祉センター（元気の杜）は福祉の総合的な拠点施設として、町民の福祉のニーズに応じた各種相談、町民同士の情報交換や活動の場を提供しています。

表 保健・福祉施設の一覧

施設情報				建物情報(代表建物)				
施設名称	所管課	地区	延床面積	指定管理	建築年度(西暦)	経過年数	主体構造	耐震基準
三股町健康管理センター	町民保健課	第1地区	1,041㎡	無	1993年度	22年	鉄筋コンクリート	新耐震基準
三股町シルバーワークプラザ	福祉課	第1地区	281㎡	有	2005年度	10年	木造	新耐震基準
山王原地域福祉センター	福祉課	第1地区	266㎡	無	1966年度	49年	鉄骨	旧耐震基準
三股町養護老人ホーム清流園	福祉課	第1地区	1,444㎡	有	1979年度	36年	鉄筋コンクリート	旧耐震基準
三股町在宅老人デイ・サービスセンター	福祉課	第1地区	419㎡	有	1988年度	27年	鉄筋コンクリート	新耐震基準
三股町福祉・消費生活相談センター	福祉課	第2地区	116㎡	無	1993年度	22年	軽量鉄骨造	新耐震基準
総合福祉センター(元気の杜)	福祉課	第2地区	2,259㎡	有	2004年度	11年	木造	新耐震基準

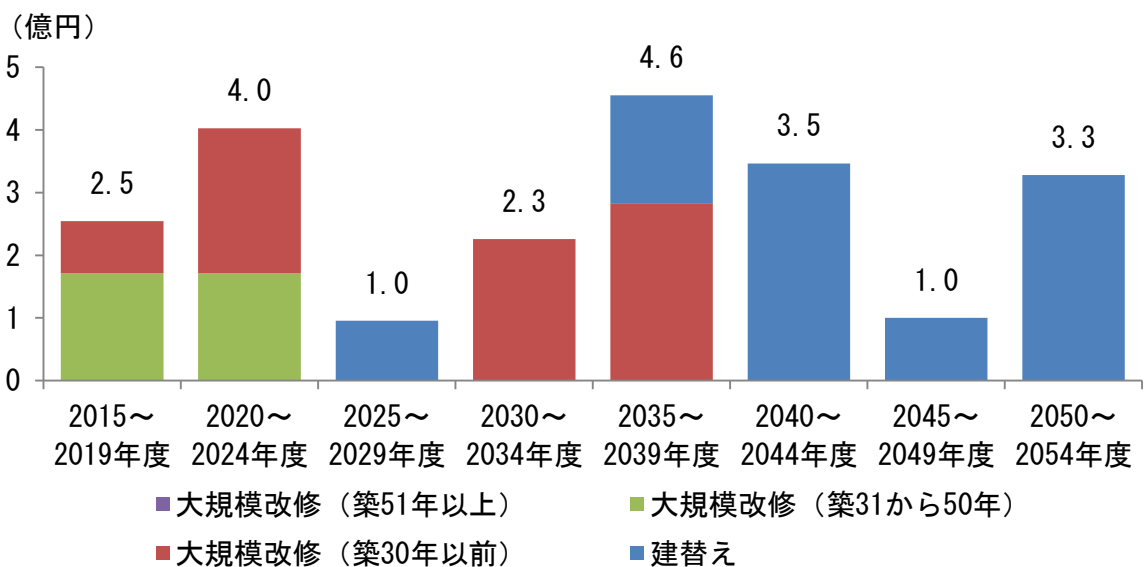
※建設時の耐震基準を表示しています。

■配置状況



■将来更新費用

図 保健・福祉施設 将来更新費用

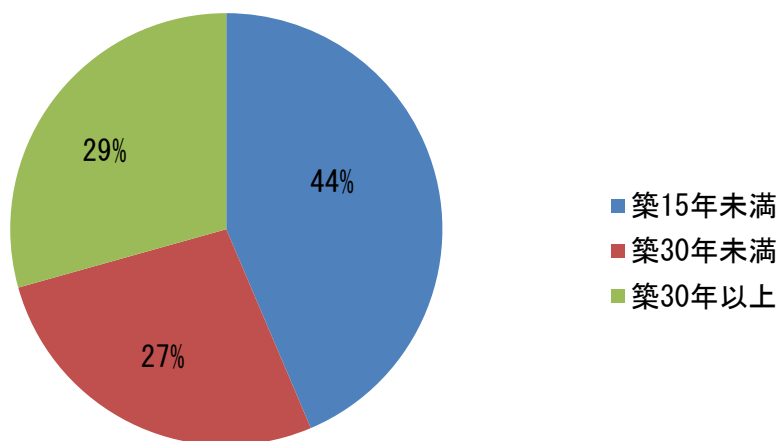


将来更新費用は大規模改修費用が2019年度まで約2.5億円必要となる見込みです。建替えと大規模改修費用として2035年度から2044年度までは約8.1億円が必要となる見込みです。

■施設老朽化状況

保健・福祉系施設の築後年数の割合をみると、建物の約29%が築30年以上経過しています。

図 築年別の施設数



■現状・課題

現状及び課題認識	・ 築15年未満の建物が約44%を占めており、比較的新しい施設が多いです。
----------	---------------------------------------

■管理に関する基本的な方針

健康管理センター	
点検・診断等の実施方針について	・ 定期的な点検のほか、施設の劣化状況により個別の調査・診断等を実施していきます。 ・ 町民や職員目線で見つかった施設の劣化、損傷の情報がくみ上げられ、早期の修繕に生かせる仕組みの構築を目指します。
維持管理・修繕・更新等の実施方針について	・ 劣化状態に着目して早急な対応が必要な部分から、更新及び修繕を検討していきます。
安全確保の実施方針について	・ 定期的な点検や修繕を行い、安全性を加味した施設を維持します。
耐震化の実施方針について	・ 耐震性の確保を維持しつつ、今後の災害に備えるための維持管理を継続していきます。
長寿命化の実施方針について	・ 定期的な点検や修繕を行うことにより、長期間施設を利用できるようにします。
統合及び廃止の推進方針について	・ 将来的な利用者数の動向を考慮した統廃合や複合化、更新を検討します。

福祉・消費生活相談センター、シルバーワークプラザ、地域福祉センター、清流園、在宅老人 デイ・サービスセンター、総合福祉センター（元気の杜）	
点検・診断等の実施 方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検のほか、施設の劣化状況により個別の調査・診断等を実施していきます。 ・職員目線で見た施設の劣化、損傷の情報がくみ上げられ、早期の修繕に生かせる仕組みの構築を目指します。
維持管理・修繕・更 新等の実施方針に ついて	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化状態に着目して早急な対応が必要な部分から、更新及び修繕を検討していきます。
安全確保の実施方 針について	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検や修繕を行い、安全性を加味した効果的な改修の実施を検討します。
耐震化の実施方針 について	<ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準で建設されている施設は、耐震性の確認・確保に努めます。 ・その他の施設は、耐震性の確保を維持しつつ、今後の災害に備えるための維持管理を継続していきます。
長寿命化の実施方 針について	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検や修繕を行うことにより、長期間施設を利用できるようにします。
統合及び廃止の推 進方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的な利用者数の動向を考慮した統廃合や複合化、更新を検討します。 ・民間参入を考慮した貸付や譲渡を検討します。

(8) 社会教育系施設

■施設概要

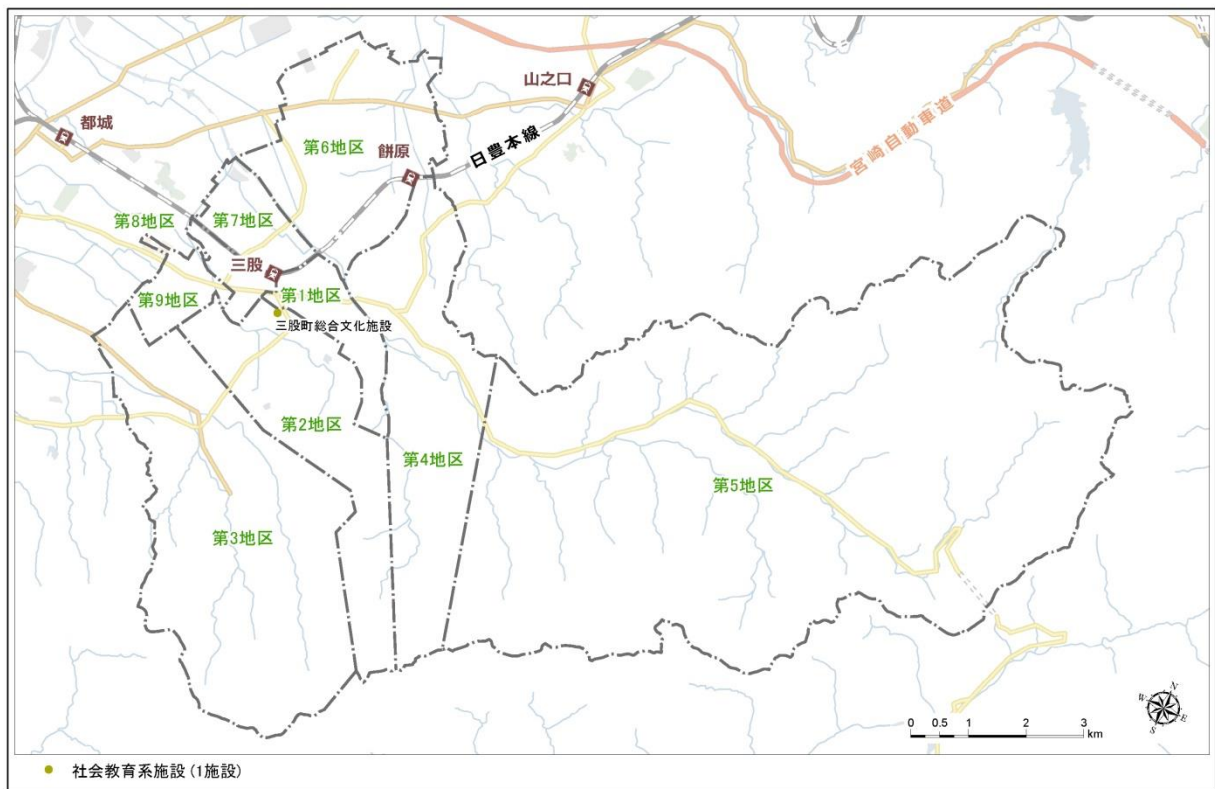
- ・社会教育系施設は、三股町総合文化施設のことを指し、三股町立文化会館と図書館を擁する施設となっています。

表 社会教育系施設の一覧

施設情報					建物情報(代表建物)			
施設名称	所管課	地区	延床面積	指定管理	建築年度(西暦)	経過年数	主体構造	耐震基準
三股町総合文化施設	教育課	第2地区	5,087㎡	有	2001年度	14年	鉄筋コンクリート	新耐震基準

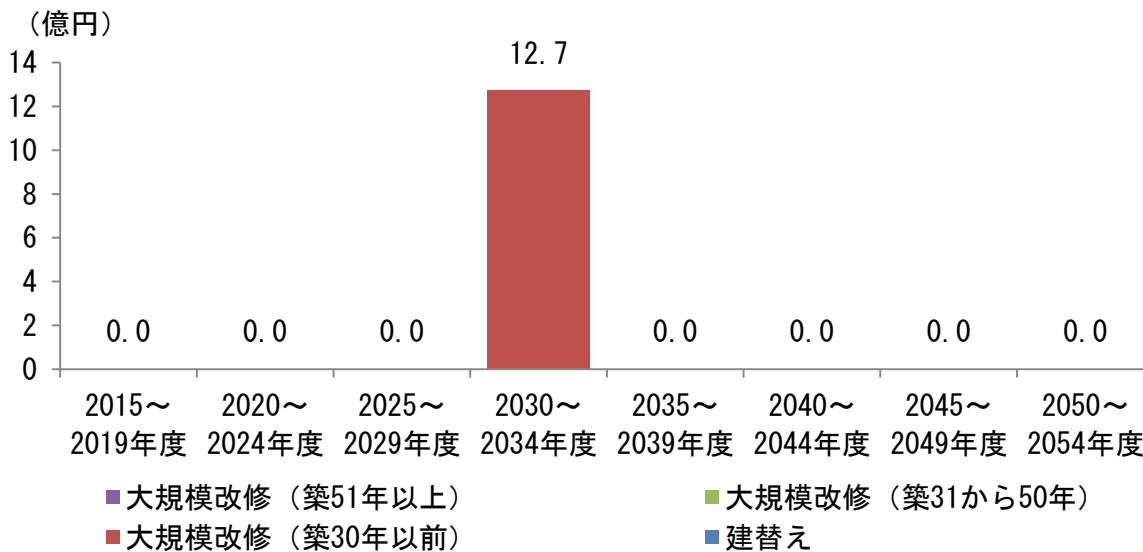
※建設時の耐震基準を表示しています。

■配置状況



■将来更新費用

図 社会教育系施設 将来更新費用

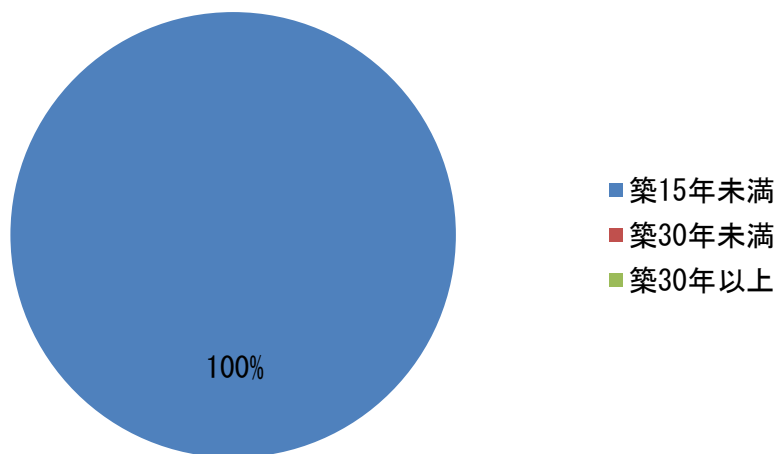


将来更新費用は大規模改修費用が 2030 年～2034 年度に発生する見込みです。

■施設老朽化状況

社会教育系施設は比較的新しい施設です。

図 築年別の施設数



■現状・課題

現状及び課題認識	・総合文化施設は2001年度に建設された、比較的新しい施設です。
----------	----------------------------------

■管理に関する基本的な方針

総合文化施設	
点検・診断等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検のほか、施設の劣化状況により個別の調査・診断等を実施していきます。 ・利用者や職員目線で見つかった施設の劣化、損傷の情報がくみ上げられ、早期の修繕に生かせる仕組みの構築を目指します。
維持管理・修繕・更新等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化状態に着目して早急な対応が必要な部分から、更新及び修繕を検討していきます。
安全確保の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検や修繕を行い、安全性を加味した施設を維持します。
耐震化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性の確保を維持しつつ、今後の災害に備えるための維持管理を継続していきます。
長寿命化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検や修繕を行うことにより、長期間施設を利用できるようにします。
統合及び廃止の推進方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・他の用途の施設との統廃合は検討しません。

(9) 供給処理施設

■施設概要

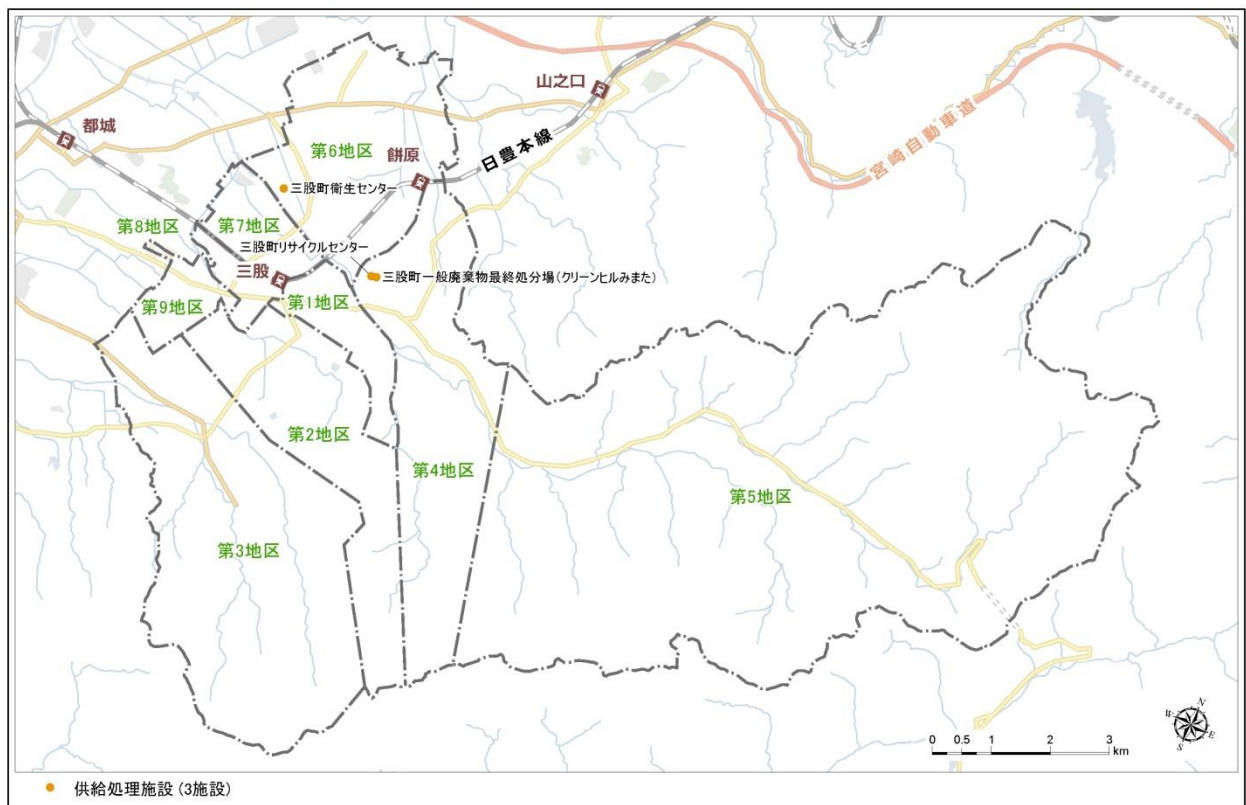
- ・一般廃棄物最終処分場（クリーンヒルみまた）は粗大ごみ処理施設で発生する不燃物を埋立処分しています。
- ・リサイクルセンターは年々増加するごみの減量化及び再利用並びに環境整備のために設置されています。
- ・衛生センターはし尿を衛生的に処理することを目的とし設置されています。

表 供給処理施設の一覧

施設情報					建物情報(代表建物)			
施設名称	所管課	地区	延床面積	指定管理	建築年度(西暦)	経過年数	主体構造	耐震基準
三股町一般廃棄物最終処分場(クリーンヒルみまた)	環境水道課	第4地区	675㎡	有	1997年度	18年	鉄筋コンクリート	新耐震基準
三股町リサイクルセンター	環境水道課	第4地区	364㎡	無	1998年度	17年	木造	新耐震基準
三股町衛生センター	環境水道課	第6地区	2,104㎡	無	1982年度	33年	鉄筋コンクリート	新耐震基準

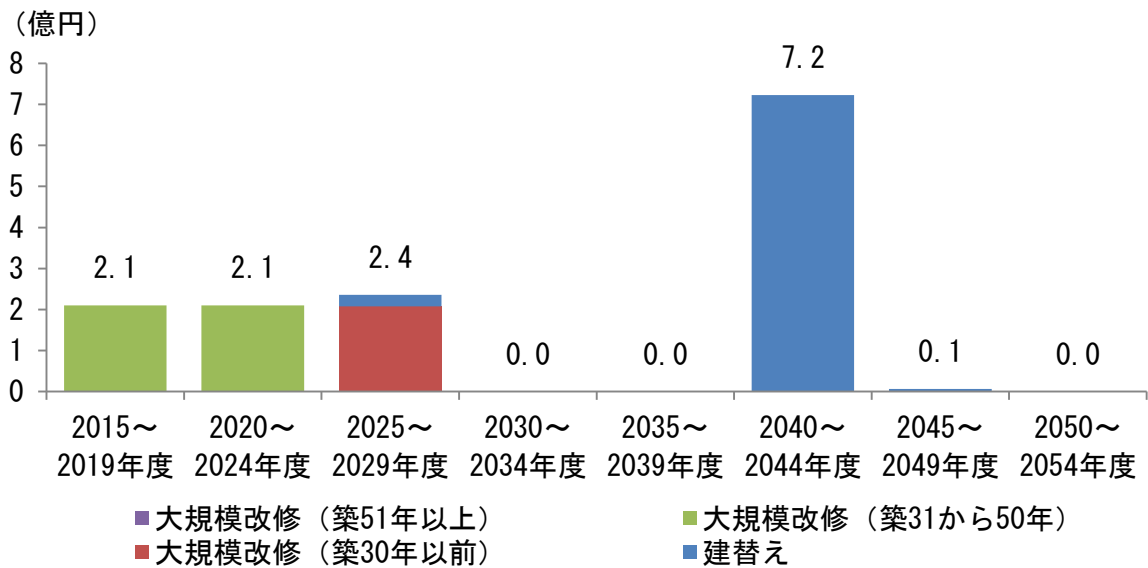
※建設時の耐震基準を表示しています。

■配置状況



■将来更新費用

図 供給処理施設 将来更新費用

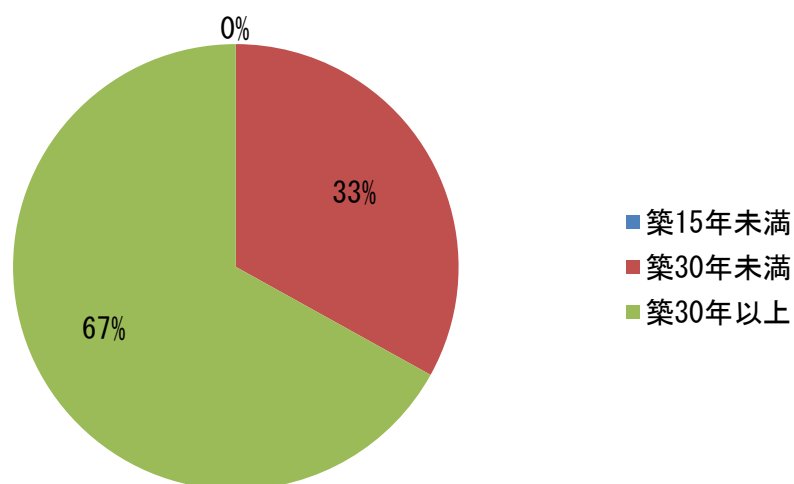


将来更新費用は大規模改修費用が2024年度まで約4.2億円必要となる見込みです。また、2040年度以降に大規模な建替えが発生する見込みです。

■施設老朽化状況

供給処理施設の築後年数の割合をみると、建物の約67%が築30年以上経過しています。

図 築年別の施設数



■現状・課題

現状及び課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・三股町衛生センターは搬入量が半減していることと、浄化槽の汚泥が増えていることから処理方法を検討する必要があります。
----------	--

■管理に関する基本的な方針

一般廃棄物最終処分場、リサイクルセンター、衛生センター	
点検・診断等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検のほか、施設の劣化状況により個別の調査・診断等を実施していきます。 ・町民や職員目線で見つかった施設の劣化、損傷の情報がくみ上げられ、早期の修繕に生かせる仕組みの構築を目指します。
維持管理・修繕・更新等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化状態に着目して早急な対応が必要な部分から、更新及び修繕を検討していきます。
安全確保の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検や修繕を行い、安全性を加味した施設を維持します。
耐震化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性の確保を維持しつつ、今後の災害に備えるための維持管理を継続していきます。
長寿命化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検や修繕を行うことにより、長期間施設を利用できるようにします。
統合及び廃止の推進方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生センターについては、施設の更新について検討します。 ・その他の施設については、他の用途の施設との統廃合は検討しません。

(10) 公園

■施設概要

- ・旭ヶ丘運動公園は広大な敷地に陸上競技場、野球場等が設置されています。
- ・上米公園はパークゴルフ場が設置されており、3月から4月にかけて春まつりが行われます。

表 公園の一覧

【建物】

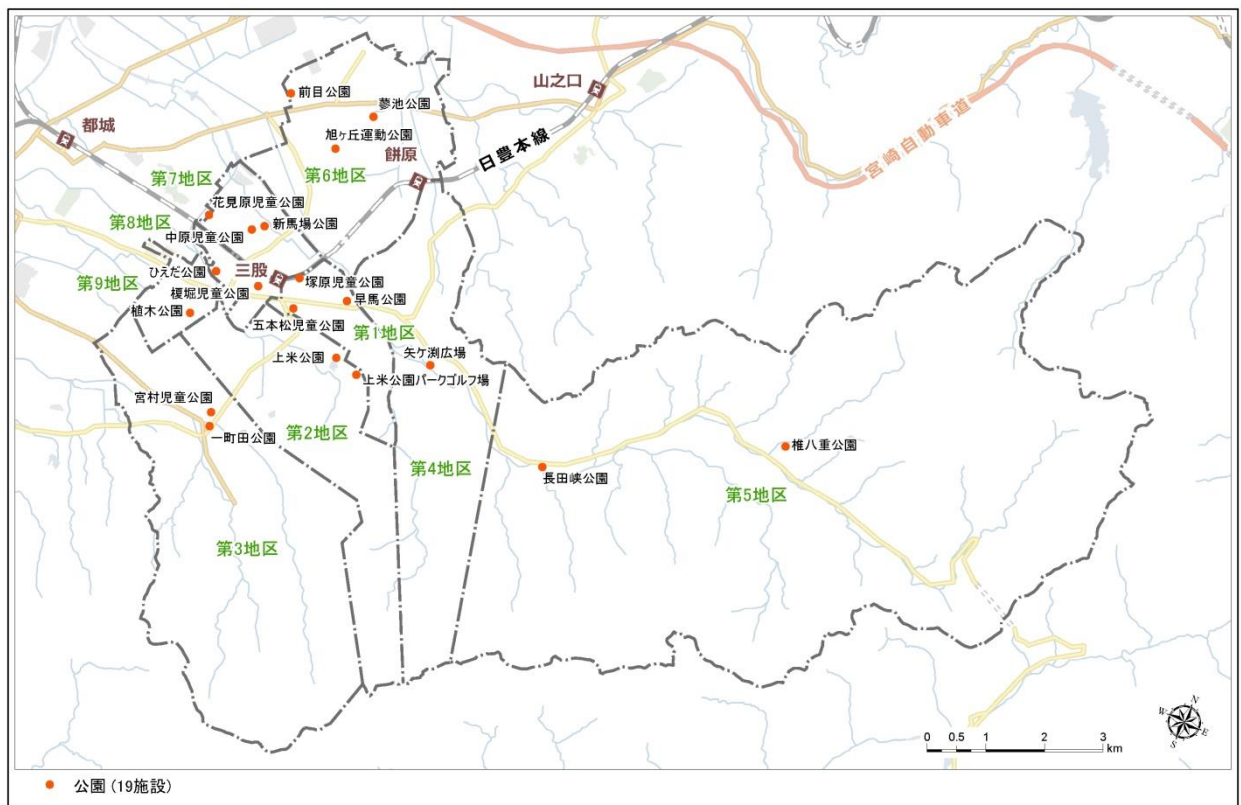
施設情報					建物情報(代表建物)			
施設名称	所管課	地区	延床面積	指定管理	建築年度(西暦)	経過年数	主体構造	耐震基準
上米公園パークゴルフ場	都市整備課	第2地区	146m ²	有	2005年度	10年	木造	新耐震基準
旭ヶ丘運動公園	都市整備課	第6地区	347m ²	無	1993年度	22年	鉄骨造	新耐震基準
早馬公園	都市整備課	第1地区	28m ²	無	1994年度	21年	木造	新耐震基準
塚原児童公園	都市整備課	第1地区	7m ²	無	1998年度	17年	木造	新耐震基準
五本松児童公園	都市整備課	第1地区	9m ²	無	1998年度	17年	木造	新耐震基準
上米公園	都市整備課	第2地区	139m ²	無	1993年度	22年	鉄筋コンクリート	新耐震基準
宮村児童公園	都市整備課	第3地区	7m ²	無	2001年度	14年	木造	新耐震基準
一町田公園	都市整備課	第3地区	21m ²	無	1992年度	23年	コンクリートブロック	新耐震基準
矢ヶ淵広場	都市整備課	第4地区	32m ²	無	2001年度	14年	木造	新耐震基準
長田峡公園	都市整備課	第5地区	25m ²	無	1997年度	18年	木造	新耐震基準
椎八重公園	都市整備課	第5地区	119m ²	無	1970年度	45年	木造	旧耐震基準
蓼池公園	都市整備課	第6地区	30m ²	無	2009年度	6年	木造	新耐震基準
前目公園	都市整備課	第6地区	25m ²	無	2001年度	14年	木造	新耐震基準
中原児童公園	都市整備課	第7地区	7m ²	無	1999年度	16年	木造	新耐震基準
新馬場公園	都市整備課	第7地区	27m ²	無	1995年度	20年	木造	新耐震基準
花見原児童公園	都市整備課	第7地区	7m ²	無	2013年度	2年	木造	新耐震基準
ひえだ公園	都市整備課	第8地区	71m ²	無	1979年度	36年	鉄骨	旧耐震基準
榎堀児童公園	都市整備課	第8地区	8m ²	無	2000年度	15年	木造	新耐震基準
植木公園	都市整備課	第9地区	27m ²	無	1996年度	19年	木造	新耐震基準

※建設時の耐震基準を表示しています。

【公園】

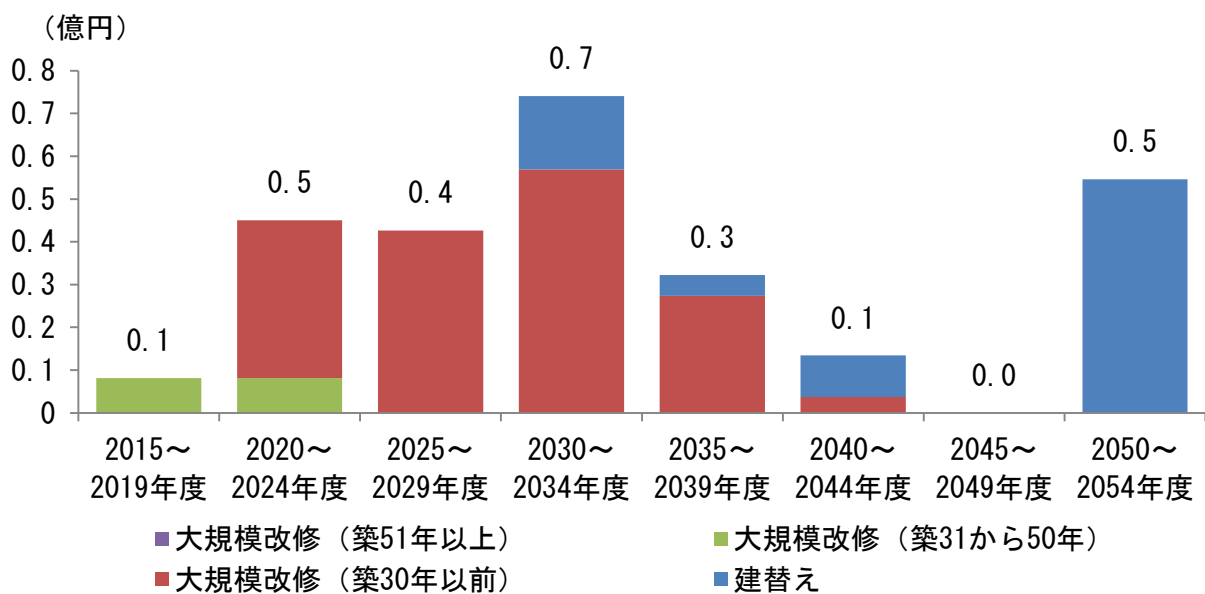
施設情報			
施設名称	所管課	種別	供用面積 (ha)
旭ヶ丘運動公園	都市整備課	運動公園	15.00
上米公園	都市整備課	総合公園	24.30
ひえだ公園	都市整備課	近隣公園	1.00
前目公園	都市整備課	近隣公園	0.90
蓼池公園	都市整備課	近隣公園	0.85
早馬公園	都市整備課	近隣公園	1.10
新馬場公園	都市整備課	近隣公園	1.00
一町田公園	都市整備課	近隣公園	1.02
植木公園	都市整備課	近隣公園	1.70
五本松児童公園	都市整備課	街区公園	0.34
塚原児童公園	都市整備課	街区公園	0.52
宮村児童公園	都市整備課	街区公園	0.40
中原児童公園	都市整備課	街区公園	0.25
花見原児童公園	都市整備課	街区公園	0.25
榎堀児童公園	都市整備課	街区公園	0.20
五本松小公園	都市整備課	一般公園	0.0824
植木小公園1号	都市整備課	一般公園	0.0414
植木小公園2号	都市整備課	一般公園	0.0410
植木小公園3号	都市整備課	一般公園	0.0293
椎八重公園	都市整備課	一般公園	3.8500
長田峡公園	都市整備課	一般公園	0.1300
矢ヶ淵公園	都市整備課	一般公園	0.5621
古堀公園	都市整備課	一般公園	0.1341
西五本松小公園	都市整備課	一般公園	0.0148
もみの木小公園	都市整備課	一般公園	0.0559
稗田小公園	都市整備課	一般公園	0.0785
都三小公園	都市整備課	一般公園	0.0399
中原小公園	都市整備課	一般公園	0.0900
植木小公園4号	都市整備課	一般公園	0.0265
植木小公園5号	都市整備課	一般公園	0.0133
植木小公園6号	都市整備課	一般公園	0.0093
植木小公園7号	都市整備課	一般公園	0.0616
植木小公園8号	都市整備課	一般公園	0.0454
植木南小公園	都市整備課	一般公園	0.0333
蓼池小公園1号	都市整備課	一般公園	0.0153
蓼池小公園2号	都市整備課	一般公園	0.0136
蓼池小公園3号	都市整備課	一般公園	0.0109
三本松小公園	都市整備課	一般公園	0.0109
やまと小公園	都市整備課	一般公園	0.0182
大鷲巣小公園	都市整備課	一般公園	0.0112
眺霧台小公園	都市整備課	一般公園	0.0282
三股橋河川敷公園右岸(上流)	都市整備課	河川敷公園	0.90
三股橋河川敷公園右岸(下流)	都市整備課	河川敷公園	0.70
三股橋河川敷公園左岸(上流)	都市整備課	河川敷公園	0.90
三股橋河川敷公園左岸(下流)	都市整備課	河川敷公園	0.60
岩下橋下河川敷公園右岸	都市整備課	河川敷公園	1.00
岩下橋下河川敷公園左岸	都市整備課	河川敷公園	1.80
梶山橋下河川敷公園右岸	都市整備課	河川敷公園	0.70
梶山橋下河川敷公園左岸	都市整備課	河川敷公園	1.80
今市橋下河川敷公園右岸	都市整備課	河川敷公園	不明
早馬下河川敷公園左岸	都市整備課	河川敷公園	不明

■配置状況（建物）



■将来更新費用（建物）

図 公園（建物） 将来更新費用

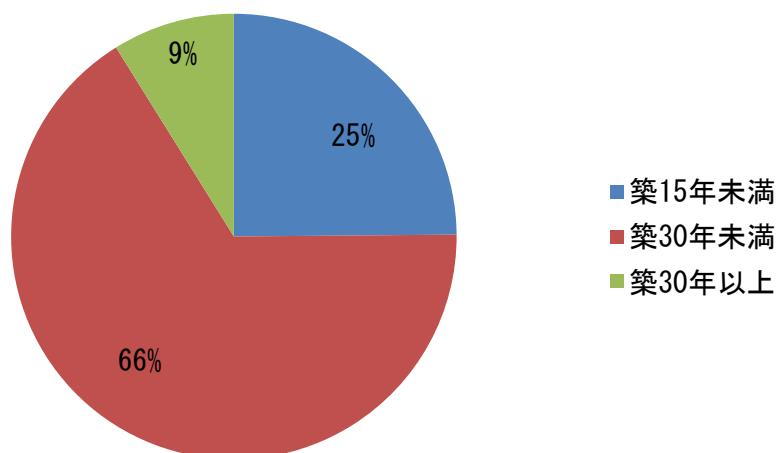


将来更新費用は大規模改修費用が 2029 年度まで約 1.0 億円必要となる見込みです。

■施設老朽化状況（建物）

公園（建物）の築後年数の割合をみると、建物の約91%が築30年未満です。

図 築年別の施設数



■現状・課題

現状及び課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ うるおいのある生活環境をもたらす公園は、スポーツ・レクリエーション活動を行う場以外にも災害の緩和や避難・救助活動の場としても、町民の生活に必要な施設であります。 ・ 上米公園や椎八重公園等の観光公園は町外の人々にも親しまれています。 ・ 公園の施設は老朽化が進んでいることから、維持管理が必要となっています。 ・ 2012年度に「三股町公園施設長寿命化計画」を策定しています。 ・ 上米公園パークゴルフ場は指定管理者制度の施設となっています。 <p>⇒その他の施設において、指定管理者制度導入の促進を図ることが検討されます。</p> <p>⇒管理運営方法の見直しによる利用者の増加や施設運営コストの縮減が必要です。</p> <p>⇒徴収料金の検討による受益者負担の適正化が必要です。</p>
----------	---

■管理に関する基本的な方針

公園	
点検・診断等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検のほか、施設の劣化状況により個別の調査・診断等を実施していきます。 ・ 町民や職員目線で見つかった施設の劣化、損傷の情報がくみ上げられ、早期の修繕に生かせる仕組みの構築を目指します。

維持管理・修繕・更新等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化状態に着目して早急な対応が必要な部分から更新及び修繕を検討していきます。
安全確保の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検や修繕を行い、安全性を加味した施設を維持します。
耐震化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の耐震基準はありませんが、今後の災害に備えるための維持管理を継続していきます。
長寿命化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検や修繕を行うことにより、長期間施設を利用できるようにします。
統合及び廃止の推進方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の少ない小公園については、今後統合や廃止を検討していきます。 ・くみ取り式のトイレは、今後廃止します。

(11) その他

■施設概要

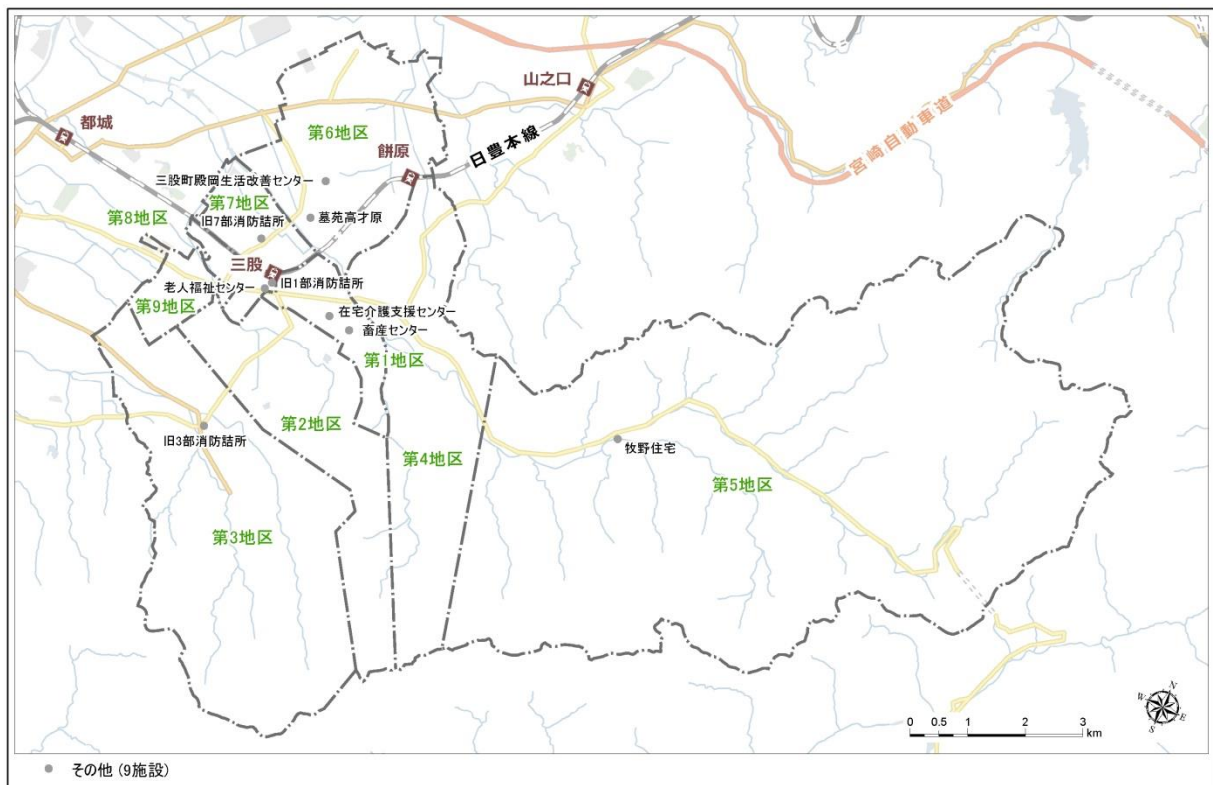
- ・墓苑高才原は共葬墓地施設の使用の適正化を図ることを目的とし、設置されています。
- ・殿岡生活改善センターは生活改善に関する定期的な講座を開講し、町民生活の向上を図ることを目的として設置されています。

表 その他施設の一覧

施設情報				建物情報(代表建物)				
施設名称	所管課	地区	延床面積	指定管理	建築年度(西暦)	経過年数	主体構造	耐震基準
在宅介護支援センター	福祉課	第1地区	155m ²	無	1997年度	18年	鉄骨	新耐震基準
畜産センター	産業振興課	第1地区	52m ²	無	1973年度	42年	鉄骨	旧耐震基準
旧3部消防詰所	総務課	第3地区	20m ²	無	1961年度	54年	コンクリートブロック	旧耐震基準
牧野住宅	総務課	第5地区	60m ²	無	1961年度	54年	木造	旧耐震基準
墓苑高才原	環境水道課	第6地区	64m ²	有	1999年度	16年	木造	新耐震基準
三股町殿岡生活改善センター	産業振興課	第6地区	283m ²	無	1989年度	26年	木造	新耐震基準
旧7部消防詰所	総務課	第7地区	20m ²	無	1961年度	54年	コンクリートブロック	旧耐震基準
老人福祉センター	福祉課	第8地区	460m ²	無	1968年度	47年	鉄筋コンクリート	旧耐震基準
旧1部消防詰所	総務課	第8地区	20m ²	無	1961年度	54年	コンクリートブロック	旧耐震基準

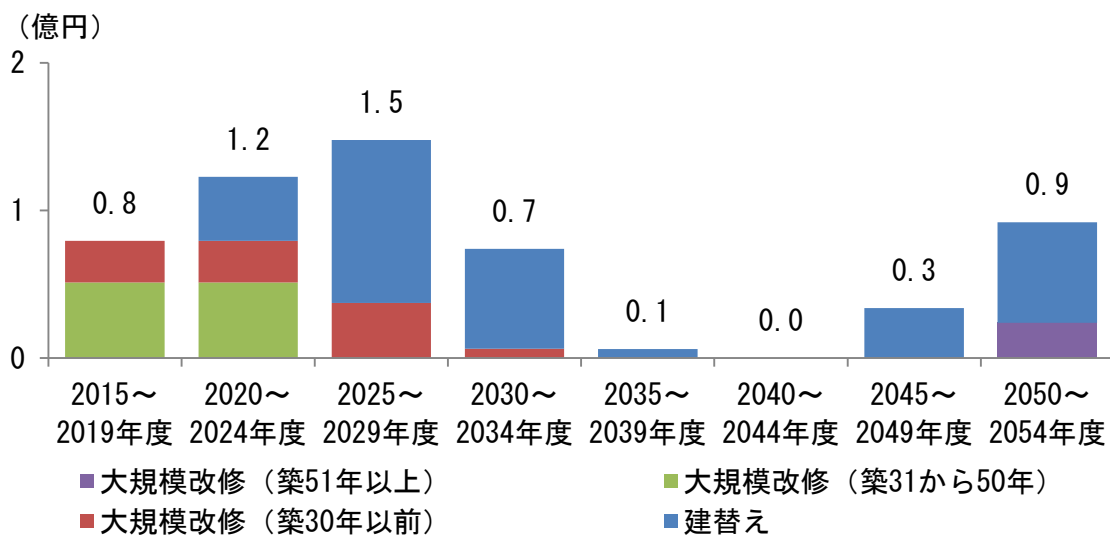
※建設時の耐震基準を表示しています。

■配置状況



■将来更新費用

図 その他施設 将来更新費用

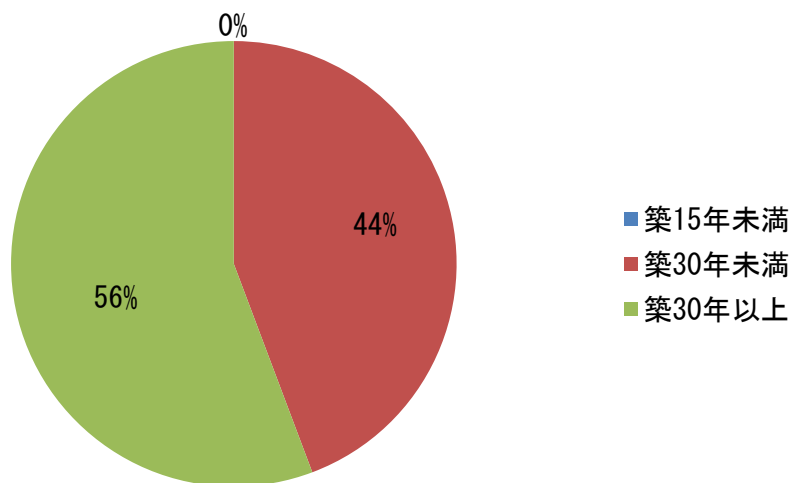


将来更新費用は大規模改修費用が2019年度まで約0.8億円必要となる見込みです。また2025年度以降には継続して建替えが発生する見込みです。

■施設老朽化状況

その他の施設の築後年数の割合をみると、建物の約56%が築30年以上経過しています。

図 築年別の施設



■現状・課題

現状及び課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・普通財産として取り扱っている施設が6施設あります。 ・墓苑高才原は共葬墓地施設で利用されています。
----------	---

■管理に関する基本的な方針

在宅介護支援センター、老人福祉センター、旧1部消防詰所、旧3部消防詰所、旧7部消防詰所、牧野住宅	
点検・診断等の実施方針について	・必要に応じて、個別の調査・診断等を実施していきます。
維持管理・修繕・更新等の実施方針について	・必要に応じて、修繕等を実施していきます。
安全確保の実施方針について	・必要に応じて、安全確保の措置を取ります。
耐震化の実施方針について	・実施しません。
長寿命化の実施方針について	・実施しません。
統合及び廃止の推進方針について	・貸付や売却等行い有効活用できるように検討し、維持管理コストの軽減を図ります。

畜産センター、殿岡生活改善センター	
点検・診断等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検のほか、施設の劣化状況により個別の調査・診断等を実施していきます。 ・町民や職員目線で見つかった施設の劣化、損傷の情報がくみ上げられ、早期の修繕に生かせる仕組みの構築を目指します。
維持管理・修繕・更新等の実施方針について	・劣化状態に着目して早急な対応が必要な部分から更新及び修繕を検討していきます。
安全確保の実施方針について	・定期的な点検や修繕を行い、安全性を加味した施設を維持します。
耐震化の実施方針について	・耐震性の確保を維持しつつ、今後の災害に備えるための維持管理を継続していきます。
長寿命化の実施方針について	・定期的な点検や修繕を行うことにより、長期間施設を利用できるようにします。
統合及び廃止の推進方針について	・貸付や売却等行い有効活用できるように検討し、維持管理コストの軽減を図ります。

墓苑高才原	
点検・診断等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検のほか、施設の劣化状況により個別の調査・診断等を実施していきます。 ・ 町民や職員目線で見つかった施設の劣化、損傷の情報がくみ上げられ、早期の修繕に生かせる仕組みの構築を目指します。
維持管理・修繕・更新等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劣化状態に着目して早急な対応が必要な部分から、更新及び修繕を検討していきます。
安全確保の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検や修繕を行い、安全性を加味した施設を維持します。
耐震化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震性の確保を維持しつつ、今後の災害に備えるための維持管理を継続していきます。
長寿命化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検や修繕を行うことにより、長期間施設を利用できるようにします。
統合及び廃止の推進方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の用途の施設との統廃合は検討しません。

(12) 道路・橋梁

■施設概要

種別	実延長
町道	420,131m
農道	46,933m
林道	27,693m

種別	実延長	本数
橋梁 (橋梁長寿命化計画より)	1,701m	84橋

■現状・課題

現状及び課題認識	<ul style="list-style-type: none">・道路は地域社会における最も基本的な交通基盤であることから、整備した町道・橋梁を修繕していく必要があります。・子供から高齢者や障がい者まで、誰でも安全で快適に利用することができる道路環境を確保する必要があります。
----------	---

■管理に関する基本的な方針

道路・橋梁	
点検・診断等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none">・道路は職員による路面確認調査や町民、利用者による情報集約に努めます。
維持管理・修繕・更新等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none">・劣化状態に着目して早急な対応が必要な部分から、更新及び修繕を検討していきます。
安全確保の実施方針について	<ul style="list-style-type: none">・定期的な点検や修繕を行い、安全性を加味した施設を維持します。・橋梁は長寿命化計画に沿った点検を行います。
耐震化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none">・重要な橋梁の落橋防止対策はされていますが、今後の災害に備えるための維持管理を継続していきます。
長寿命化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none">・橋梁長寿命化計画に沿って長寿命化を図り、安全確保やコスト削減に努めます。
統合及び廃止の推進方針について	<ul style="list-style-type: none">・町道・橋梁は廃止しませんが、計画にある都市計画道路で長期間着手されていない道路等は見直しを行います。

(13) 下水道施設

■施設概要

・下水道施設は町民生活における公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与しています。

表 下水道施設の一覧

【建物】

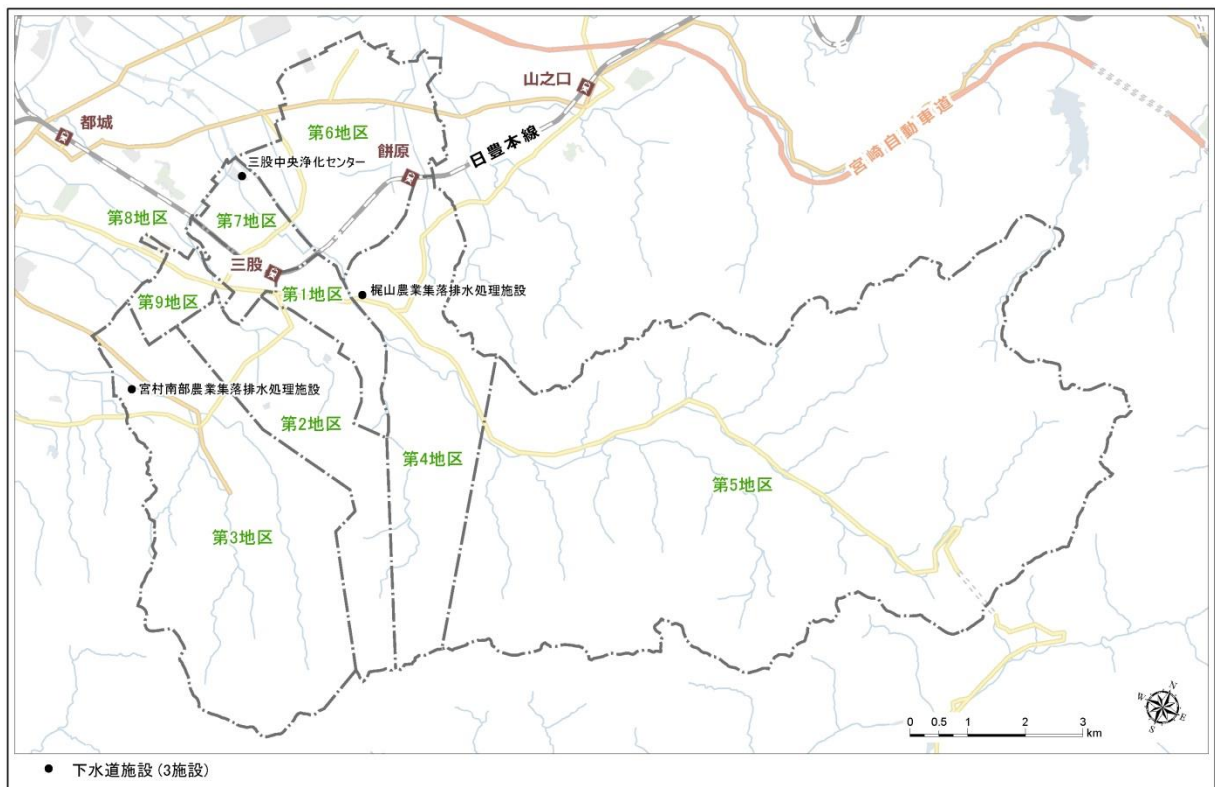
施設情報					建物情報(代表建物)			
施設名称	所管課	地区	延床面積	指定管理	建築年度(西暦)	経過年数	主体構造	耐震基準
宮村南部農業集落排水処理施設	環境水道課	第3地区	148㎡	有	1999年度	16年	鉄筋コンクリート	新耐震基準
梶山農業集落排水処理施設	環境水道課	第4地区	116㎡	有	1994年度	21年	鉄筋コンクリート	新耐震基準
三股中央浄化センター	環境水道課	第7地区	1,760㎡	有	2003年度	12年	鉄筋コンクリート	新耐震基準

※建設時の耐震基準を表示しています。

【管路】

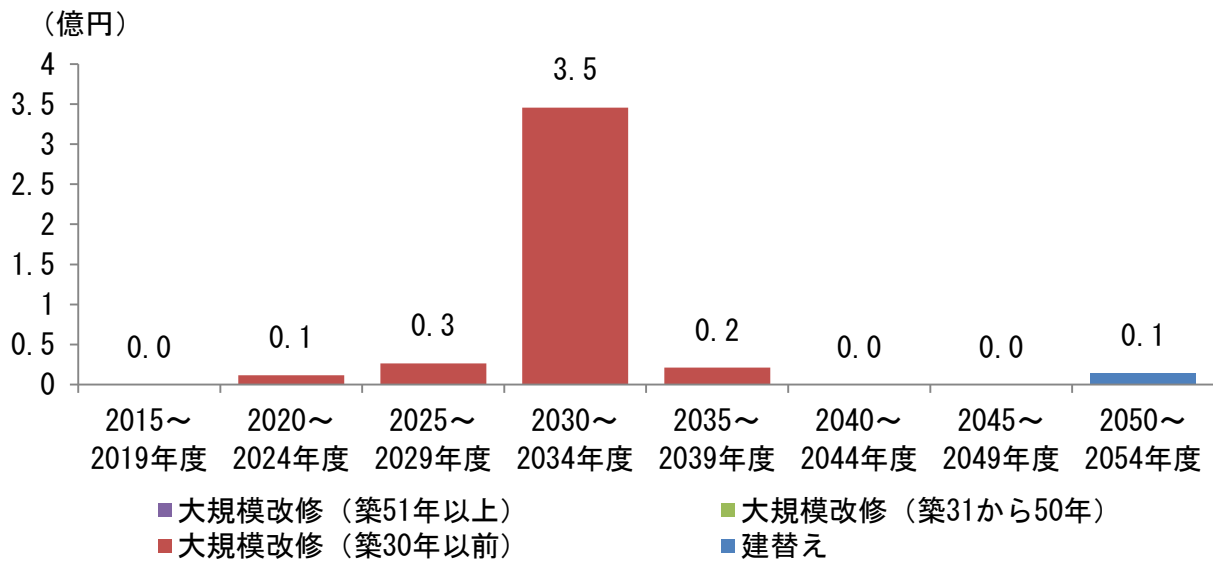
種別	実延長
下水道(農業集落排水含む)	74,888m

■配置状況(建物)



■将来更新費用（建物）

図 下水道施設（建物） 将来更新費用

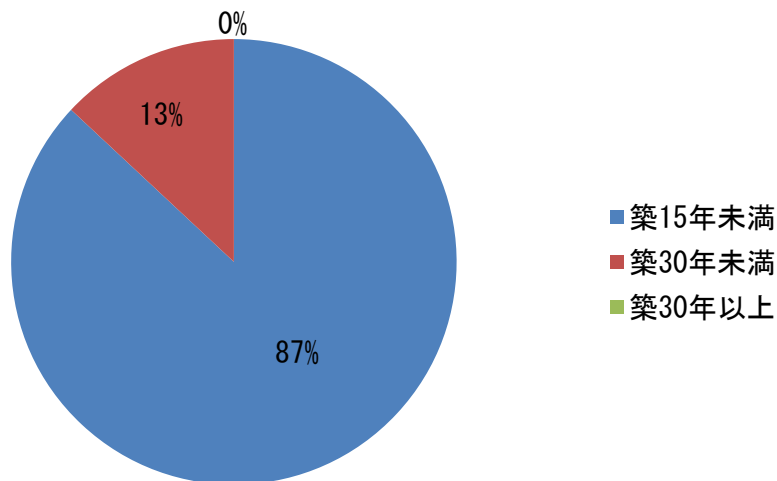


将来更新費用は大規模改修が2030年度から2034年度までに約3.5億円必要となる見込みです。

■施設老朽化状況（建物）

下水道施設（建物）の築後年数の割合をみると、建物の約87%が築15年未満です。

図 築年別の施設数



■現状・課題

現状及び課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・町民生活における公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与しています。 ・平成9年から事業着手し普及率34%となっており、早急な対策を要する必要性はありませんが、施設の点検管理が必要です。
----------	---

■管理に関する基本的な方針

下水道施設	
点検・診断等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検のほか、施設の劣化状況により個別の調査・診断等を実施していきます。 ・町民や利用者及び職員目線で見えた水漏れ、つまり、損傷等の情報がくみ上げられ、早期の修繕に生かせる仕組みの構築を目指します。
維持管理・修繕・更新等の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化状態に着目して早急な対応が必要な部分から、付設替え及び修繕を検討していきます。 ・今後、加入推進を図っていきます。
安全確保の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽管を最優先に点検し安定した供給が図れるようにします。
耐震化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道管の耐震管について検討します。
長寿命化の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検や修繕を行うことにより、長期間施設を利用できるようにします。 ・今後長寿命化計画を策定します。
統合及び廃止の推進方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・梶山農業集落排水の下水道への編入により梶山農集処理場を廃止し、維持管理コストの軽減を図ります。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

第1節 現状と課題に関する基本認識

現状と課題

本町の公共建築物は、主に1960年代から1980年代にかけて整備され、そのまま継続して保有してきました。延床面積の合計は約11.7万㎡となっており、県内町村と比べて最も多い値となっています。

これらの公共建築物を全て維持管理・更新していくことは困難であると推測され、老朽化の状況をみると築30年以上が約57%となっており、公共施設マネジメントの早急な対応が求められています。

基本認識

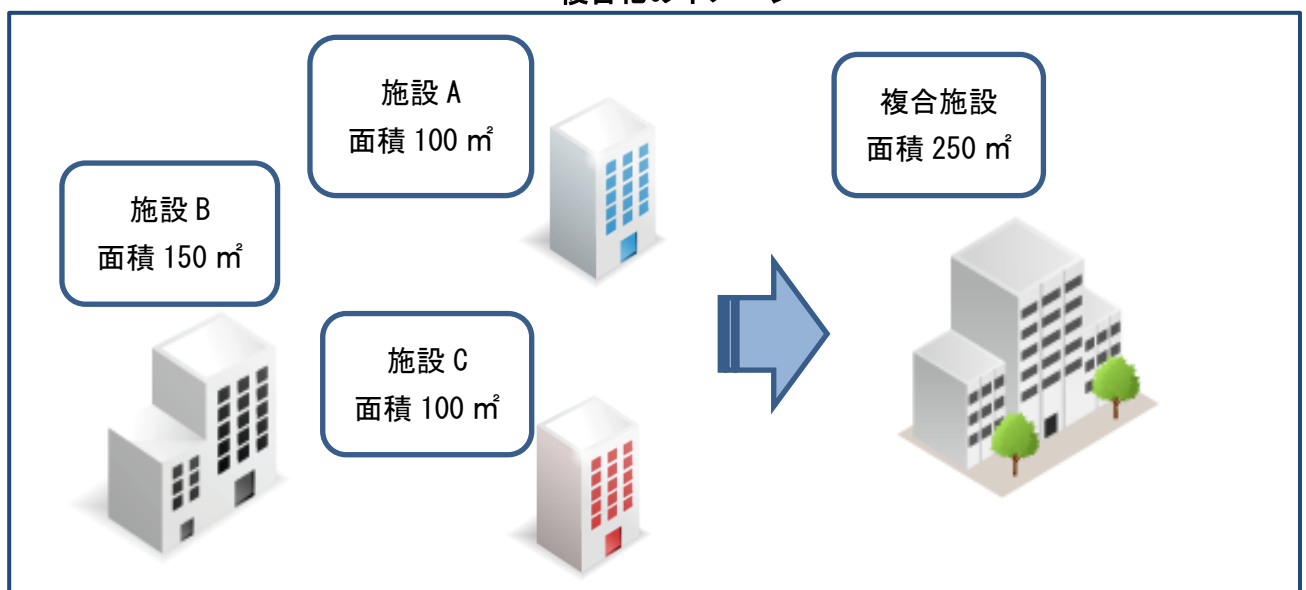
人口減少と少子高齢化に伴う税収減や、扶助費などの義務的経費の増大が見込まれるなか町民ニーズの変化や適正な施設規模を充分見極める必要があります。そのような中で、地域拠点のポテンシャルを維持しつつ、各地域に必要な機能の見直しを行い、施設の規模縮小を基本としながら総量縮減を図る必要があります。

例えば未利用施設、小中学校に空き教室が生じた場合、これら施設の転用利用を積極的に行い、余剰となった施設の廃止及び除却を進める必要があります。

各施設の更新時には、ほかの施設との複合化や多機能化を進める必要があります。また大規模改修の機会には、減築などの併用による規模縮小を検討する必要があります。

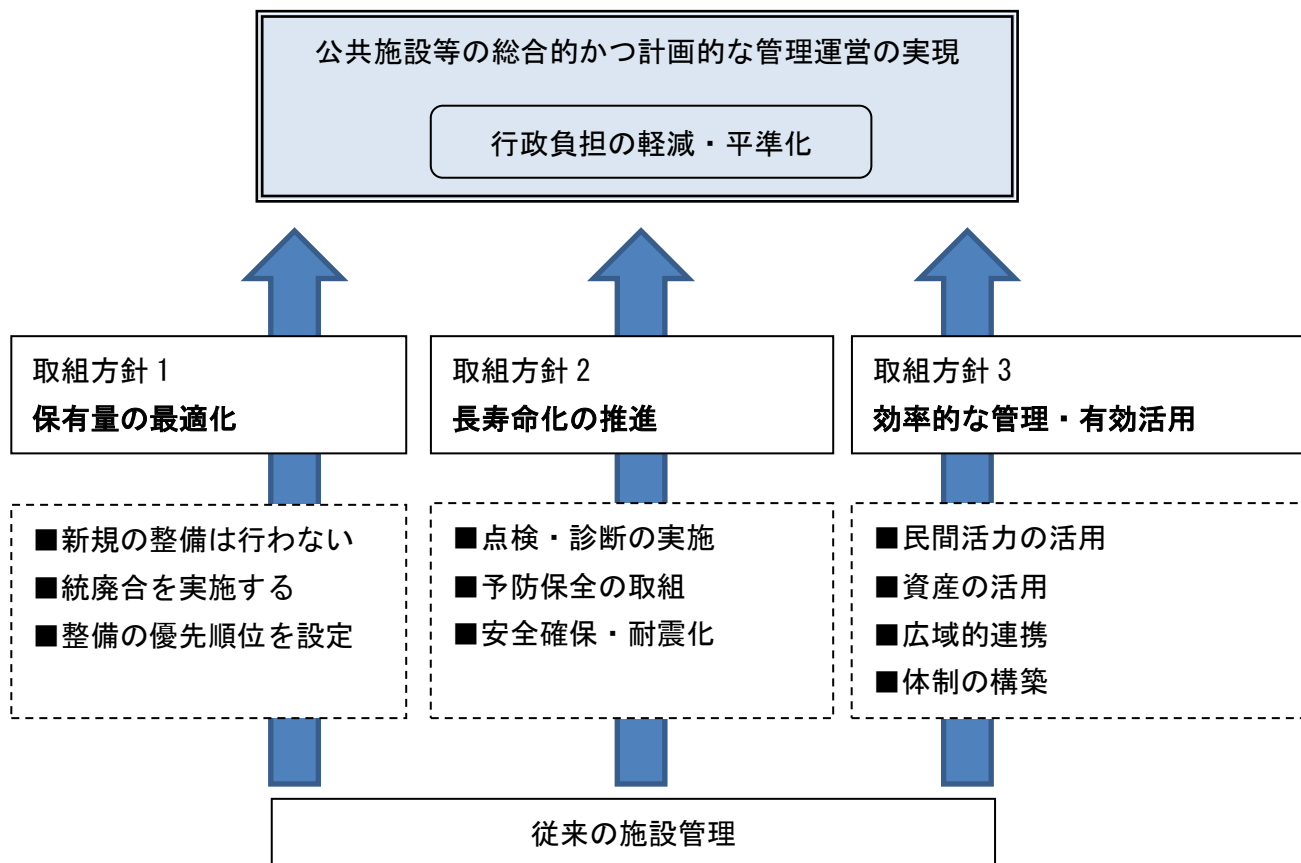
町全体の公共施設等の最適化を実効性のあるものとするため、各施設の更新や統廃合などの実行計画を立案するとともに、全庁的な取り組み体制を構築し、計画的な維持更新を進めていく必要があります。

複合化のイメージ



第2節 公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方

本計画の目的を「公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営の実現」とします。そのための基本的な取組み方針として「保有量の最適化」「長寿命化の推進」「効率的な管理・有効活用」を設定し、公共施設マネジメントを進めます。



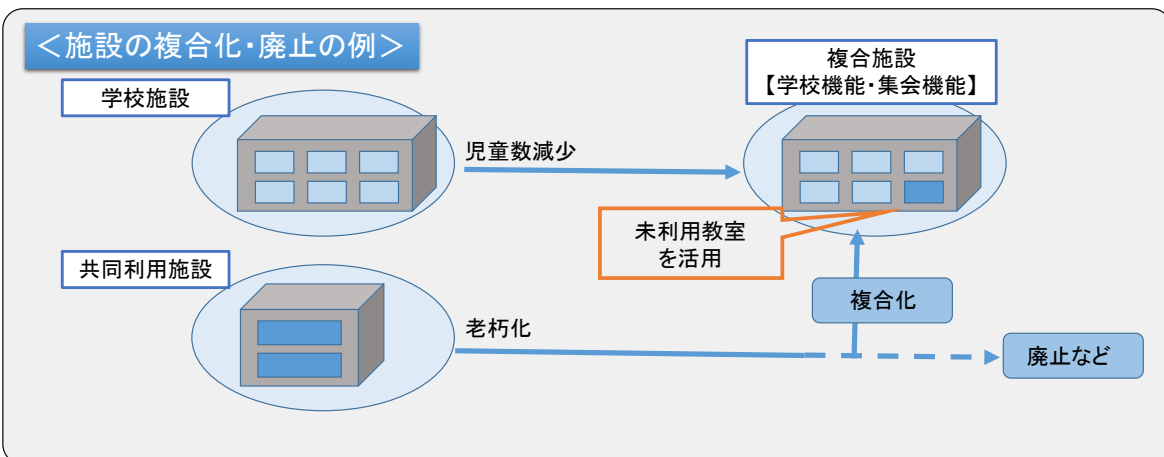
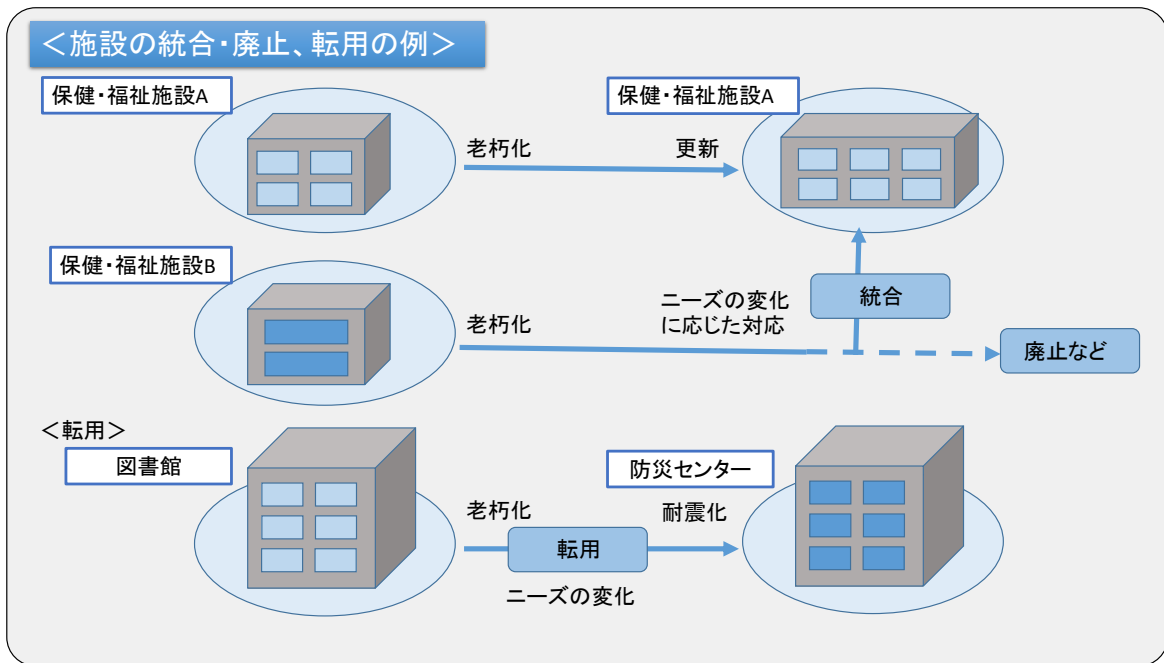
取組方針1 保有量の最適化

(1) 公共建築物

公共建築物の更新にあたっては、新規の公共施設整備を行わずに、他目的の公共施設や民間施設の活用等を視野に入れた統廃合を検討します。また、コミュニティセンター及び各地区分館のような、同用途の施設が重複している場合は、町民のニーズや利用実態を考慮した上で施設の集約や複合化、転用などを検討します。今後、用途廃止や統合等により余剰となる施設や土地が生じる際は、売却や利活用について検討します。

(2) インフラ資産

インフラ資産については、施設の長寿命化と耐震補強を基本とし、現在の投資額(一般財源)の範囲内で、町民のニーズや費用対効果を踏まえ、優先順位を設定し適正な改修・更新を実施します。



取組方針 2 長寿命化の推進

〔長寿命化の実施方針〕

施設の長寿命化の実施にあたっては、事業の実施によりライフサイクルコスト縮減の見込みを検討します。今後、長寿命化計画を策定する施設については、本計画に準じて長寿命化を推進していきます。また、既に長寿命化計画が策定されている施設については、本計画との整合性に配慮しつつ、当該計画に基づく長寿命化を推進していきます。今後、大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化に貢献する改修を併せて実施し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

(1) 点検・診断の実施

今後も利用が見込まれる施設については、定期的な点検のほか、任意の調査及び必要な点検・診断を実施していきます。また、利用者の目線でみた施設の劣化、損傷の情報がくみ上げられ、早期の修繕に生かせる仕組みの構築を目指します。

調査及び点検の結果は、本計画の見直しに反映できるよう、データを集約、蓄積、一元管理する仕組みの構築を検討します。

インフラ資産については、既存の長寿命化計画や国の技術基準などに準拠して、適正に調査及び点検・診断を実施します。

(2) 予防保全の取組

維持管理、修繕・更新などを実施するにあたっては、不具合が発生してから修繕を行う事後保全から、不具合を未然に防止するために計画を立てて保全を行う予防保全への転換を進めます。予防保全は、推奨された周期で更新及び修繕を行う「時間計画保全」ではなく、劣化状態に着目して早急な対応が必要な部分から更新及び修繕を行う「状態監視保全」への取り組みを検討していきます。

なお施設の経年変化については、法規改正に伴う既存不適合の発生も含まれるので、適法性の管理が必要となります。

適法性管理	関連法規 適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保険法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定期検査 の履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査、
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

特に更新の際には、利用者の動向や町民ニーズ、周辺の類似施設の状況などを踏まえて施設規模の縮減を充分検討し、総量の適正化を図ります。

(3) 安全確保・耐震化

① 安全の確保

施設利用者の安全確保を最優先として各種対策に取り組みます。

点検・診断などの結果から異常が認められる施設については、早期に修繕、改修などの対策を講じます。

また、災害時の安全性確保の観点から、インフラ資産の点検・診断を進め予防保全に努めます。

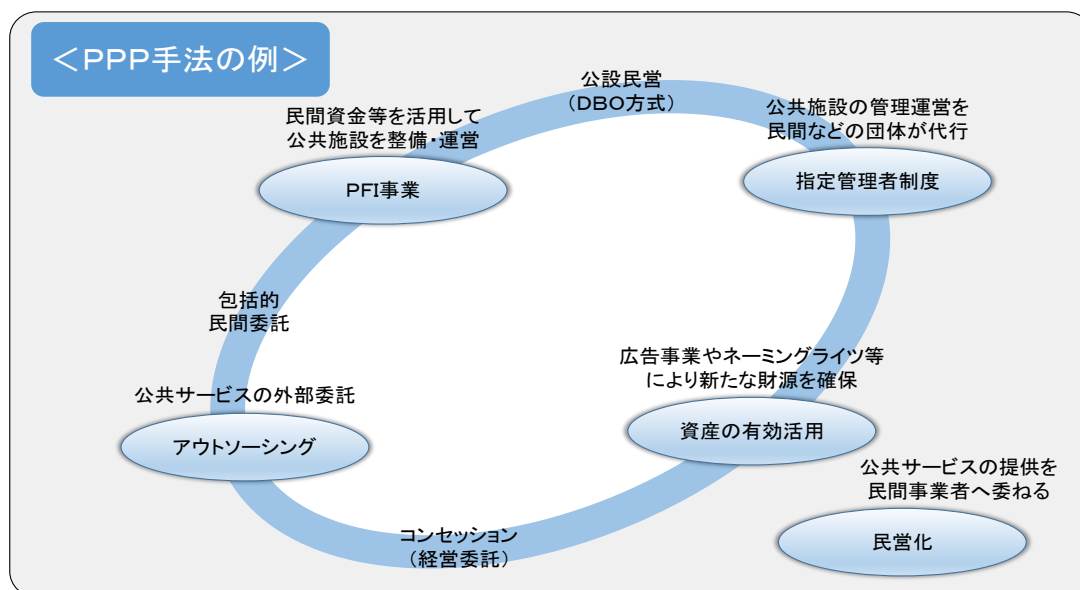
② 耐震化の実施

災害時のライフラインの確保及び避難場所としての機能確保を最優先として、耐震化に取り組みます。耐震改修の実施の際には、ライフサイクルコストを考慮した経済的有益性の検討を行い、長寿命化につながる改修を併せて実施します。

取組方針 3 効率的な管理・有効活用

(1) 民間活力の活用

PPP/PFI の導入や民間事業者、地域住民との連携も視野に入れながら、効率的な施設運営や行政サービスの維持及び向上を図ります。



(2) 資産の活用

用途廃止や統合などにより余剰となる施設及び土地が生じる際は、民間などへの売却の可能性を検討します。インフラ資産については、施設の長寿命化と耐震補強を基本とし、町民のニーズや費用対効果を踏まえ、必要に応じて適正な供給を図ります。

(3) 広域的連携

宮崎県や都城市など近隣市町が所有する施設との間で相互に連携をとることにより、公共施設の有効活用を図るための検討を進めていきます。

(4) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制

公共施設等の更新や統合の事業化の際に、その利活用方針や優先順位の決定について、部門横断的な組織体において協議、決定する仕組みを構築します。また、公共施設等のマネジメントを推進するための専門部署の設立の必要性を検討します。

第3節 数値目標の設定

前述の基本的な考え方や方針に基づき、かつ、今後の本町の財政動向及び社会環境の変化を見据え、公共施設の適正管理を目指します。

具体的には、行政サービスの水準を落とさずに、人口推移に見合った規模の施設総量の適正化を実現することが求められます。本町では今後の人口推移を示す三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略「人口ビジョン」において、2010年に24,800人の人口が、2040年においては23,379人と、微減傾向であることから、人口推移の影響を考慮します。

これまでの必要更新費と投入可能額の関係から、今後30年間で公共施設全体の維持・更新にかかる費用の削減目標を24%に設定します。公共建築物については、14%に設定し、面積削減に取り組みます。インフラ資産（道路、橋梁、下水道）については、10%に設定し、総量削減の取り組みは困難なことから実施はしませんが、支出の削減を図るとともに、現状の投資額を維持することとし、投資額の範囲内で維持・更新を実施していきます。

	今後30年間 維持更新必要額	今後30年間 投入可能額 ^{※17}	不足額
公共建築物	約389億円	約298億円	約91億円
インフラ資産 ～道路、橋梁、下水道～	約269億円	約199億円	約70億円
合計	約658億円	約497億円	約161億円

今後30年間で公共施設全体の維持・更新にかかる費用 24%削減

また、公共施設全体の維持・更新費を今後30年間で24%削減していくために、3期に分けて10年間ごとの実行計画を設定します。

	第1期 2017年度～2026年度	第2期 2027年度～2036年度	第3期 2037年度～2046年度	削減目標 合計
削減率	9%	8%	7%	24%
公共 建築物	約34億円 (5%)	約30億円 (5%)	約27億円 (4%)	約91億円 (14%)
インフラ 資産	約26億円 (4%)	約22億円 (3%)	約22億円 (3%)	約70億円 (10%)
合計	約60億円	約52億円	約49億円	約161億円

^{※17}今後30年間投入可能額は、過去4年間（2011年度～2014年度）の普通建設事業費における、公共建築物とインフラ資産（道路、橋梁、下水道）にかけられた金額を基に算出しています。

第5章 今後の取組みについて

(1) 維持・更新費削減の具体的方策

■公共建築物

- 総量の適正化を図り、施設の統廃合や複合化に取り組むとともに、床面積を削減していきます。
- 大規模改修の実施時期を施設毎に精査し、工事回数の適正化を図ります。
- 長寿命化を進め、施設を長く利用することにより更新費の削減を図ります。
- 大規模改修、建替にあたっては点検・補修のしやすさを重視し、維持管理費の削減を図ります。

■インフラ資産

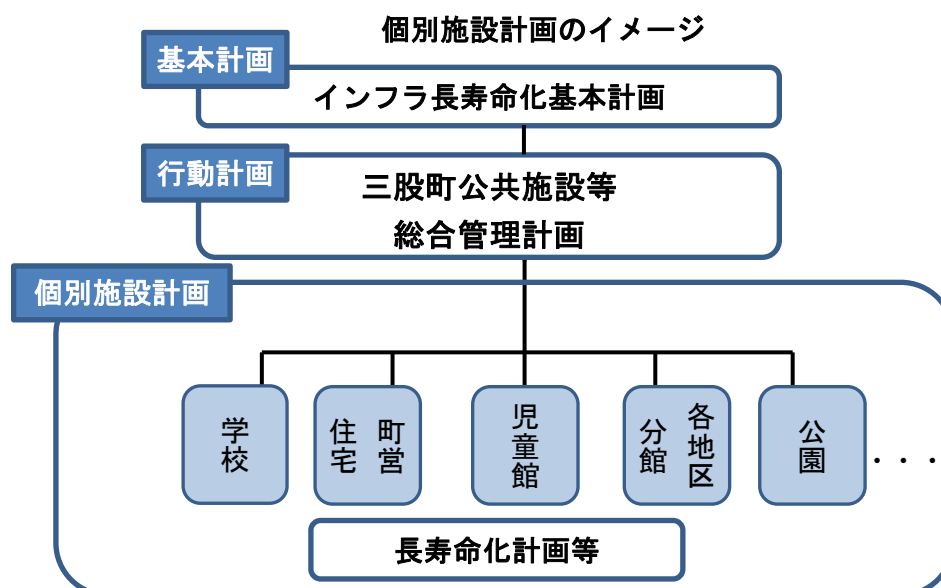
- 各施設において、支出の削減に努めます。
- 現状の投資額を維持し、投資額の範囲内で維持・更新を実施していきます。
- 橋梁においては「橋梁長寿命化修繕計画」に沿った予防保全に取り組むことによって、維持・更新費の削減を図ります。

(2) 個別施設計画の策定

今後は、それぞれの公共施設等ごとに本計画の「公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方」を考慮した個別施設計画（長寿命化計画等）を策定をします。

具体的には、長寿命化を図るべき公共施設等を設定し、行政サービスや施設機能を踏まえて、維持管理（継続）・建替え・用途廃止に分類し、維持管理については修繕と改善に分類します。

さらに長寿命化のための具体的な取組時期を記載した維持管理計画を作成し、予算の平準化や確保を図るとともに、予防保全的な施設マネジメントに努めます。



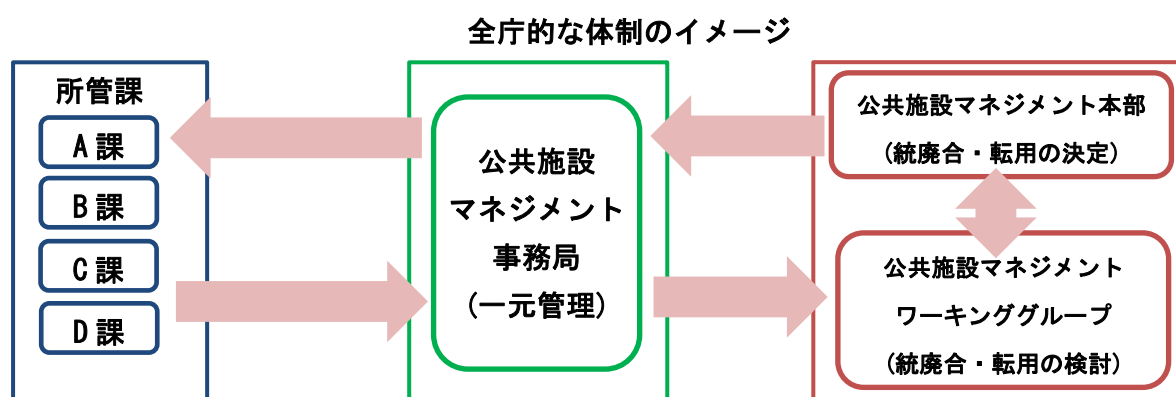
(3) 全庁的な体制の構築

公共施設マネジメントの確実な実行に向けて、行財政改革・政策立案・財産管理の各所管課と公共施設等の各所管課が連携するとともに、全庁的な推進体制を構築します。

公共施設等の更新や統廃合の事業化にあたっては、その利活用方針や優先順位の決定について、部門横断的な組織体において協議、決定する仕組みを構築します。そのため、公共施設等のマネジメントを推進する部署の組織強化を図ります。

また、公共施設等の維持管理費用や利用状況などを定期的に情報の更新に努めることにより、庁内での情報共有を図ります。

職員ひとりひとりが公共施設等の現状や経営的視点に立った総量適正化、維持管理への理解を深めるため、研修会の開催などにより庁内の公共施設マネジメント意識の共有を推進します。

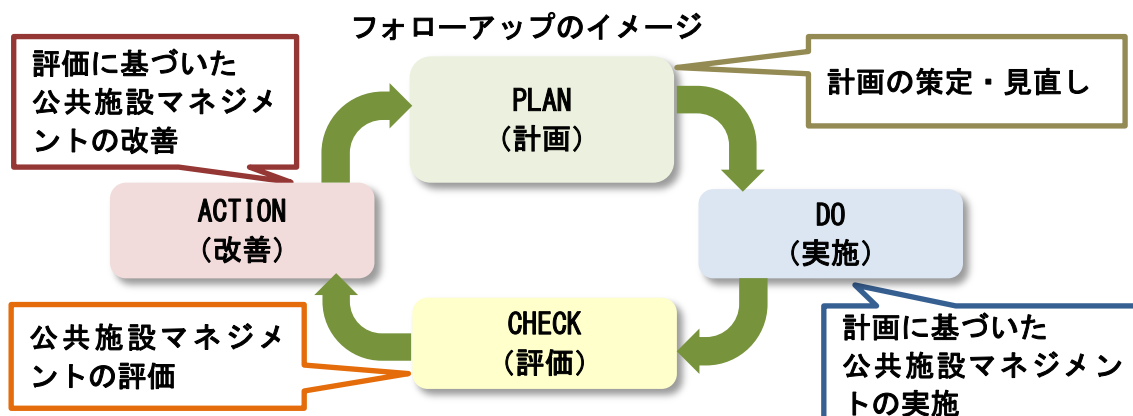


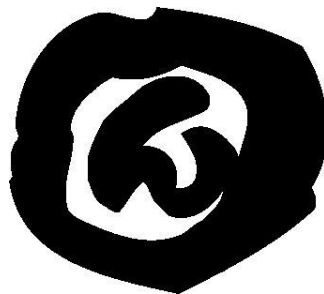
(4) フォローアップの実施

Plan（計画の策定・見直し）、Do（計画に基づいた公共施設マネジメントの実施）、Check（公共施設マネジメントの評価）、Action（評価に基づいた公共施設マネジメントの改善）を一連の流れとして、PDCA サイクルを回し、フォローアップを実施しながら適切な進行管理を行います。

本計画で定めた方針などについては必要に応じて見直しを行うとともに、三股町総合計画との整合性の確保に努めます。

本計画に基づく個々の施設の更新にあたっては、広報やホームページによる周知、町民意識調査の意見集約を活用し、町民との共通理解と情報共有を図ります。





三股町公共施設等総合管理計画

2016年12月

編集:三股町総務課

〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

電話:0986-52-1111